

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい



## 特許及び小特許審査

マニュアル

2011年改訂版

商務省  
知的財産局  
特許部



## 序

知的財産局は、特許法(第3号)B.E. 2542、省令、知的財産局告示、規定、規則、及びさまざまな決定書に基づいて特許出願と小特許出願における担当官のための審査基準となり、また、明確かつ正確で最新の審査のガイドラインになることを目的として、この「特許及び小特許審査マニュアル」を改訂した。

さらに、もう一つの目的は、特許出願人、小特許出願人、特許代理人及び関係者に、正しく公正な規範を持った特許出願と小特許出願の審査における基準および方針を知ってもらうためでもある。

知的財産局は、この本がさまざまな関係者にとって有益なものになるよう願っている。

知的財産局

## ◆マニュアルの使い方

特許及び小特許審査マニュアルは、知的財産局特許部の担当官が審査に使うマニュアルで、以前に使われた特許審査マニュアルをより詳細かつ明確に改訂したものである。また、仏暦 2542(西暦 1999)年に施行された特許法(第 3 号)B.E. 2542 のみならず、この法律に基づいて発行された省令と知的財産局告示、及び特許委員会の決定書と関係する規則との整合性も持っている。

この特許及び小特許審査マニュアルは、担当官が、特許出願と小特許出願における正確で一貫性をもった審査基準として使う目的だけではなく、特許出願人、小特許出願人、特許代理人、及び関係者に、特許出願と小特許出願の審査における基準とその方針を知ってもらう目的もある。

この特許及び小特許審査マニュアルは、次の通り、4 つの章によって構成される。

- 第 1 章 特許出願
- 第 2 章 特許出願の異議申し立て
- 第 3 章 小特許出願
- 第 4 章 国際(PCT) 出願の審査

**第1章**は、発明特許の出願に関する部分で、以下の3節によって構成される。

- ★第1節 方式審査
- ★第2節 サーチ
- ★第3節 実体審査

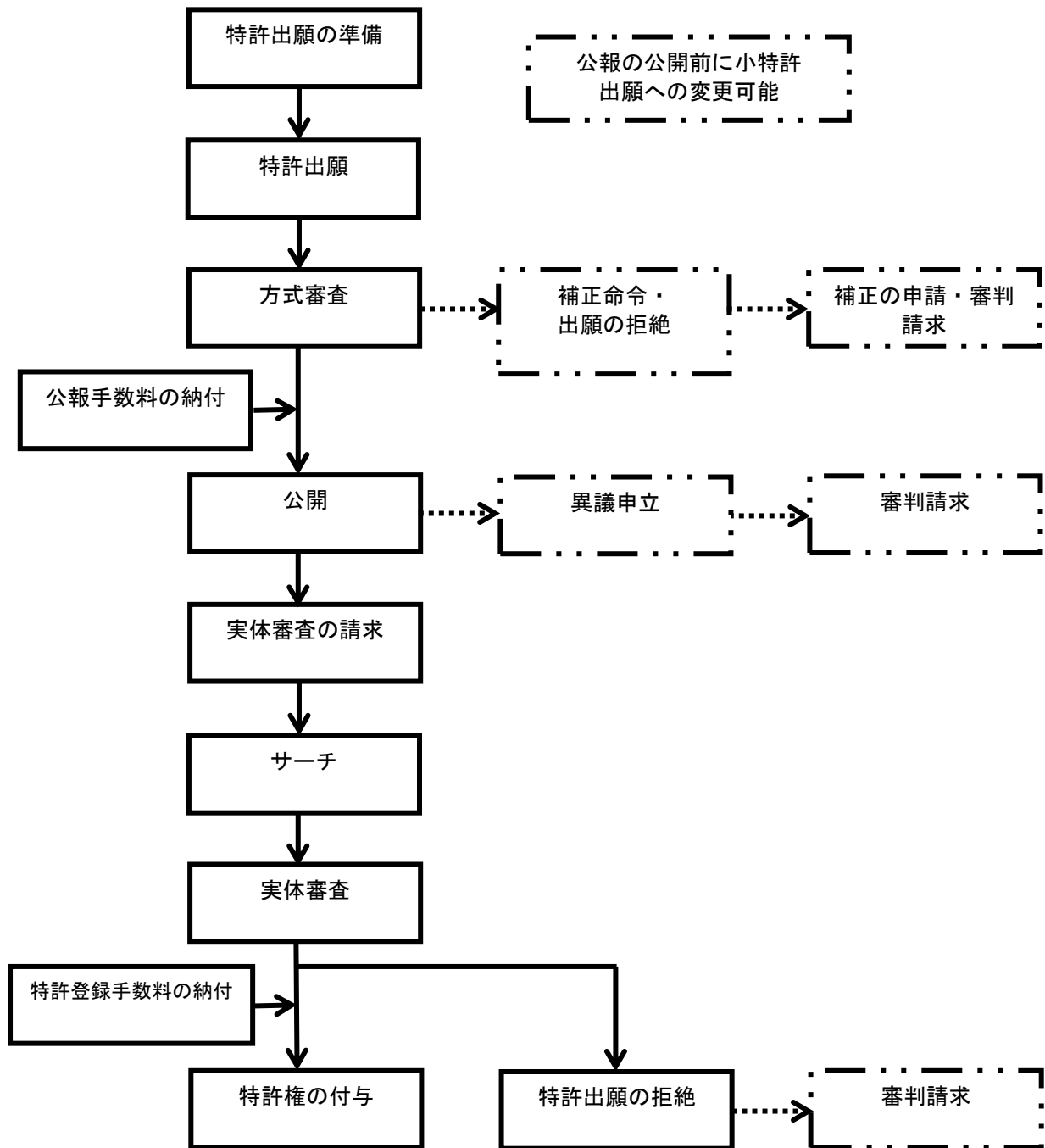
**第1節**における方式審査とは、一番最初に行われる特許出願の審査で、出願人が特許出願の出願願書と付属書類を提出した後、担当官が特許出願の公開をする前に当該特許出願の正確性を調べる審査段階である。

**第2節**のサーチとは、特許の公開後90日間経過しても異議申立する者が現れず、また、出願人が当該特許の公開日より5年以内に発明の実体審査を請求する段階である。

**第3節**の実体審査とは、最後の審査段階であり、担当官は、とりわけ新規性、進歩性、産業への利用可能性、及び同一出願に関する審査を含む発明の審査を行う。そのために、第2節に記載されているサーチ文献、及び既に外国で特許の出願した場合国外での審査報告書を用いて、発明の登録査定と特許権の付与をする前に行われる審査段階である。

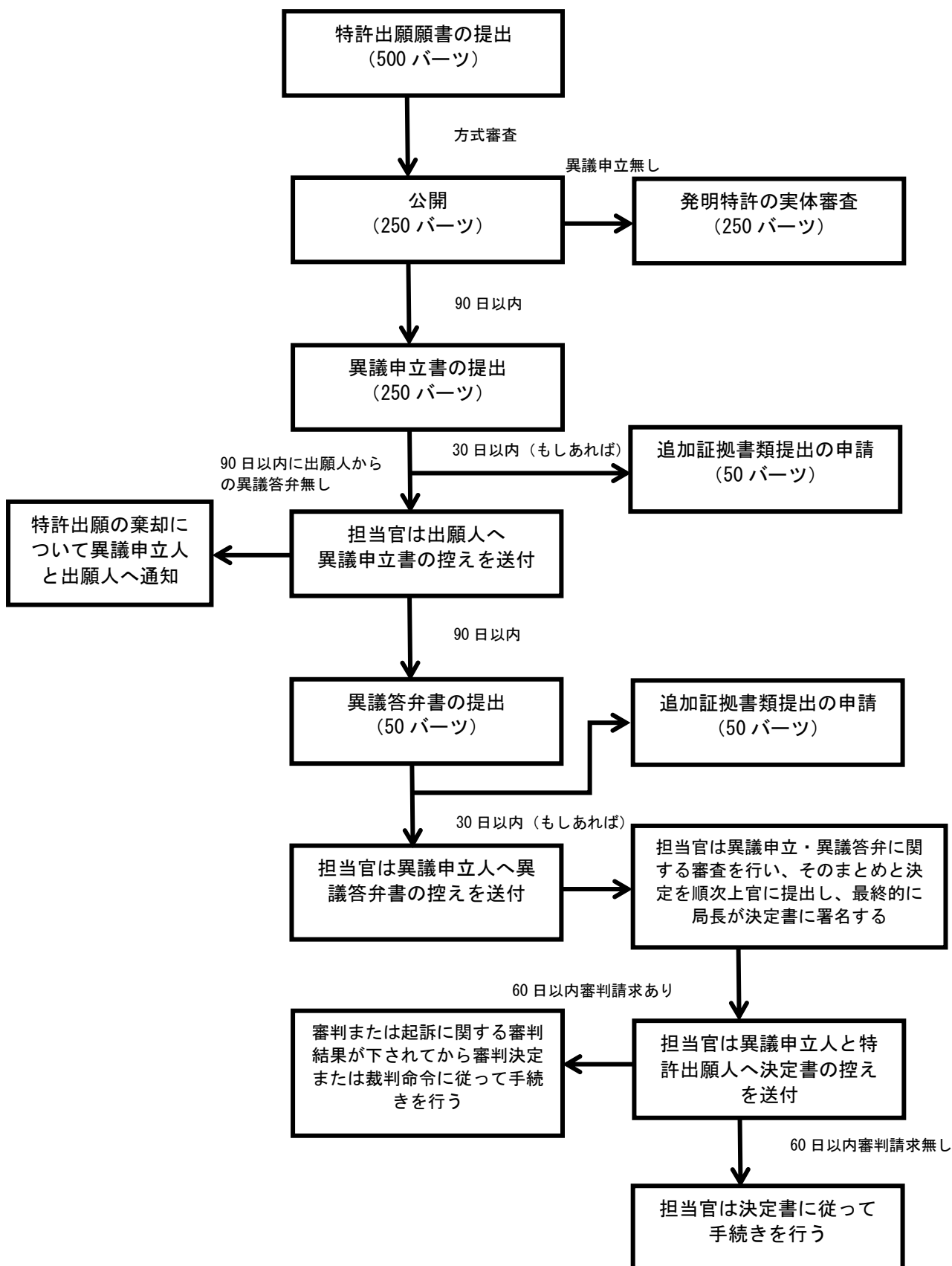
第1章における発明特許出願の流れは、以下のフローチャートに表すことができる。

### 発明特許の出願に関するフローチャート



第2章の特許出願の異議申し立てとは、第三者が特許出願の公開時に異議を申し立てる段階で、異議申立人は公開日より90日以内に異議申し立て書を提出しなければならない。第2章における発明特許の出願への異議申し立ての審査を以下のフローチャートに表す。

### 特許出願への異議申し立てに関する流れ



第3章の小特許出願は、小特許出願の審査に関するもので、主に以下の3節によって構成される。

- ★第1節 方式審査
- ★第2節 実体審査
- ★第3節 サーチ

第1節における方式審査とは、小特許の登録および公報発行を行う前の出願願書の審査で、担当官が、出願人が小特許出願願書及び全ての付属書類を提出した後にその出願を審査する段階である。

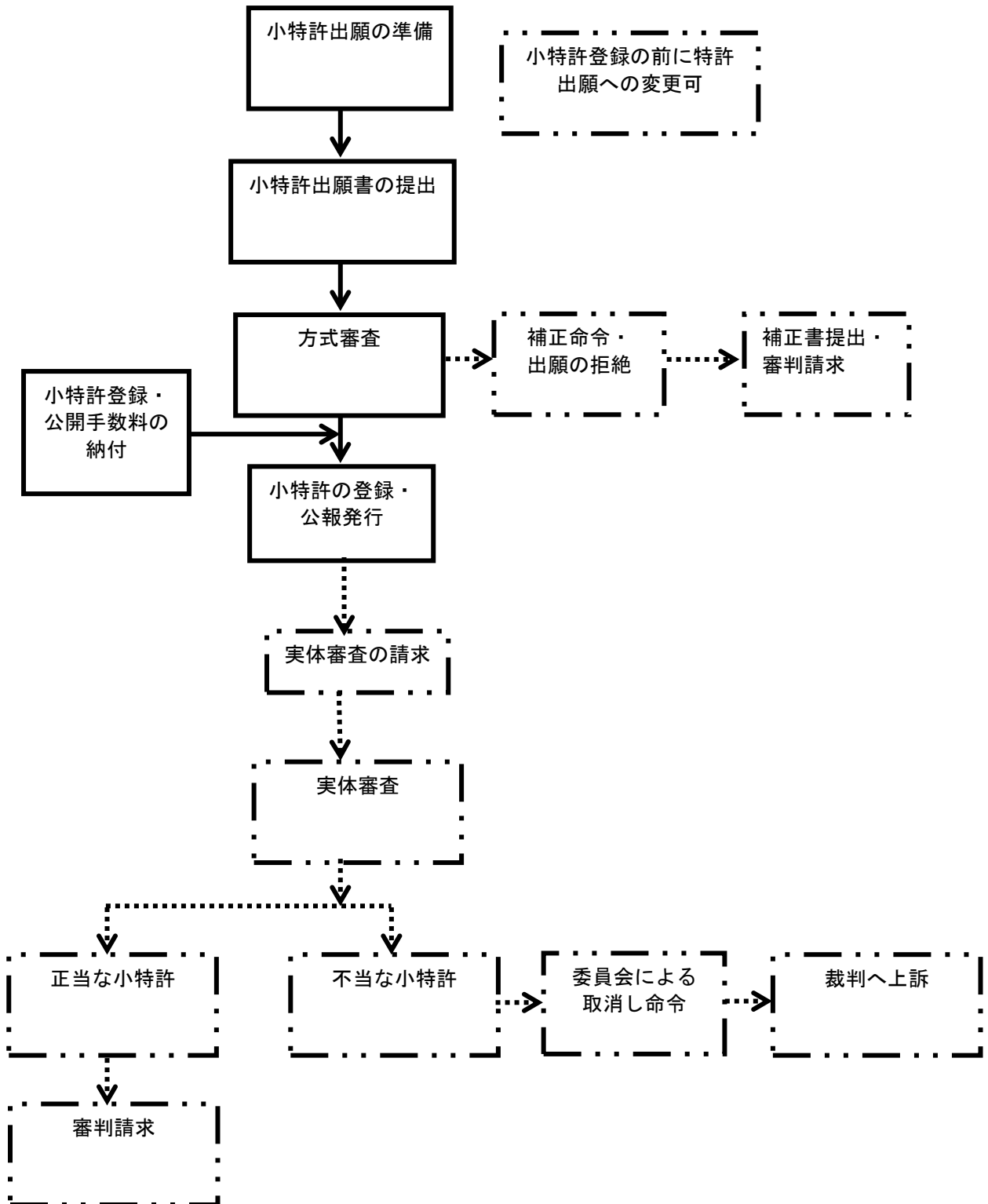
第2節における審査とは、小特許の登録および公報発行が行われた後で、利害関係人が、発行日より1年以内に当該発明の審査を請求した後に、担当官は、当該小特許の登録正当性の有無、若しくは当該小特許の取消しを行うべきかを審査する段階である。

第3節におけるサーチとは、小特許権の付与・小特許の新規性について審査する目的として、小特許出願または小特許権の付与された発明の先行技術に関する文献サーチである。これは、小特許出願における方式審査・発明の実体審査にとって必要な段階である。サーチは、小特許登録前の方式審査(タイ国内のデータベースのみをサーチ)(訳注:新規性のサーチ)と、利害関係人が当該小特許の登録および公報発行日より1年以内に実体審査(Substantive Examination)(外国の特許データベースをサーチ)を請求した後に行われる。



第3章における小特許出願の流れを以下のフローチャートに表す。

### 小特許出願に関するフローチャート



この審査マニュアルにおける各章は、関係する特許法(第3号)B.E. 2542(西暦1999年)、省令や知的財産局告示などをページの左側に略語で引用しながら、様々な法律や規則に基づいて特許出願を審査する基準およびガイドラインについて言及している。それぞれの略語の意味は下記の通りである。

略語	意味
条	第*条
省	省令
告示	知的財産局告示
号	第*号

## 目次：

		タイ語原文の ページ番号
<b>第1章</b>	<b>特許出願</b>	
	<b>第1節</b>	
	<b>方式審査</b>	1
	1. 初めに	2
	1.1 新規出願の審査	2
	1.2 補正書の審査	4
	2. 特許出願の審査項目	4
	3. 特許出願の出願願書の審査	5
	3.1 発明の名称	7
	3.2 出願人及びその住所、及びその国籍	7
	3.3 特許出願権	7
	3.4 代理人	9
	3.5 発明者	10
	3.6 国外からの出願	11
	3.7 微生物関連の発明	12
	3.8 発明の詳細	14
	3.9 公開の申請	14
	3.10 原出願	15
	3.11 外国語での出願	16
	3.12 書類の項目	16
	3.13 出願の付属書類	16
	3.14 出願人による署名	16
	4. 発明が同一の場合の特許出願の審査	17
	4.1 出願日が異なる場合	17
	4.2 出願日が同一の場合	17
	5. 発明の詳細に関する審査	18
	5.1 発明の名称	18
	5.2 発明の概要及び目的	18
	5.3 発明の技術分野	19
	5.4 発明の背景技術	19
	5.5 発明の完全な公開	19
	5.6 図面の概要	20
	5.7 発明の最良の形態	20
	5.8 発明の工業、手工業、農業あるいは産業への利用可能性	20
	6. 特許請求項の審査	21
	7. 図面の審査	25
	8. 発明の要約書の審査	26
	9. その他の項目の審査	26
	10. 特許保護を受けられない発明	28
	10.1 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物	28
	10.2 科学及び数学の法則及び理論	30
	10.3 コンピュータプログラム	31
	10.4 人間又は動物の病気を診断又は治療する方法	35
	10.5 公の秩序、良俗、衛生又は福祉に反する発明	38
	10.6 第9条に基づく特許保護を受けられない発明に関する実	38

	務の傾向	
	11. 秘密として保護される発明	40
	12. 特許の補正に関する審査	40
	12.1 発明の要旨の追加とならない補正	41
	12.2 発明の要旨の追加となる補正	41
	13. まとめ	44
	13.1 特許出願が正しくない場合	44
	13.2 特許出願が正しい場合、あるいは担当官の命令により出願人が正しく補正した特許出願の場合	44
	付属書類	45
<b>第2節</b>	<b>サーチ</b>	<b>56</b>
	1. はじめに	56
	2. サーチ	59
	2.1 サーチの内容	59
	2.2 サーチに使用する項目	60
	2.3 サーチ方法	62
	3. まとめ	66
	付属書類	67
<b>第3節</b>	<b>実体審査</b>	<b>74</b>
	1. はじめに	74
	2. 審査請求	75
	3. 新規性に関する審査の手始め	75
	4. 発明の審査に関する手続き	76
	4.1 単一出願に関する審査 (UNITY)	76
	4.2 発明の要旨に関する審査 (Substantive Examination)	76
	4.2.1 新規性のある発明 (Novelty)	76
	4.2.2 進歩性のある発明 (Inventive step)	81
	4.3 産業への利用可能性のある発明	88
	5. 審査後の手続き	89
	付属書類	90
<b>第2章</b>	<b>特許出願の異議申し立て</b>	<b>103</b>
	1. はじめに	104
	2. 特許出願の異議申し立て	104
	2.1 特許出願の異議申し立ての審査	105
	2.2 異議申し立て書類及び証拠書類の控への送付	106
	3. 異議答弁	106
	3.1 異議答弁書の審査	107
	3.2 異議答弁書書類及び証拠書類の控への送付	107
	4. 異議申し立て書及び異議答弁書の審査	107
	4.1 異議申し立ての争点のまとめ	107
	4.2 異議申し立ての要旨のまとめ	108
	4.3 異議答弁の要旨のまとめ	108

		4.4 異議申し立て及び異議答弁に関する審査及び決定のまとめ	108
		5. 当事者への決定書の送付	108
		6. 当事者への決定書の送付後の手続き	109
		7. まとめ	110
		付属書類	111
<b>第3章</b>	<b>小特許出願</b>		<b>131</b>
	<b>第1節</b>	<b>方式審査</b>	<b>132</b>
		1 はじめに	132
		1.1 新規出願の審査	134
		1.2 補正書の審査	134
		2. 法律、省令及び関連する告示に基づく小特許出願の方式審査の検討事項	135
		3. 小特許出願の審査項目	137
		4. 小特許出願の出願願書の審査	139
		4.1 発明の名称	139
		4.2 出願人及びその住所、及びその国籍	139
		4.3 特許出願権	139
		4.4 代理人	141
		4.5 発明者	142
		4.6 国外からの出願	142
		4.7 微生物関連の発明	144
		4.8 発明の詳細	145
		4.9 公開の申請	145
		4.10 原出願	146
		4.11 外国語での出願	146
		4.12 書類の項目	147
		4.13 出願の付属書類	147
		4.14 出願人による署名	147
		5. 発明が同一の場合の特許出願の審査	147
		5.1 出願日が異なる場合	148
		5.2 出願日が同一日の場合	148
		6. 発明の詳細に関する審査	149
		6.1 発明の名称	149
		6.2 発明の概要及び目的	149
		6.3 発明の技術分野	150
		6.4 発明の背景技術	150
		6.5 発明の完全な公開	150
		6.6 図面の概要	151
		6.7 発明の最良の形態	151
		6.8 発明の工業、手工業、農業あるいは産業への利用可能性	151
		7. 特許請求項の審査	152
		8. 図面の審査	156
		9. 発明の要約書の審査	157
		10. その他の項目の審査	158
		11. 特許保護を受けられない発明	159
		11.1 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又	160

	は動植物からの抽出物	
	11.2 科学及び数学の法則及び理論	161
	11.3 コンピュータプログラム	162
	11.4 人間又は動物の病気を診断又は治療する方法	167
	11.5 公の秩序、良俗、衛生又は福祉に反する発明	169
	11.6 第9条に基づく特許保護を受けられない発明に関する実務の傾向	169
	12. 特許あるいは小特許として出願されたことの無い発明	171
	13. 単一の発明	172
	14. 秘密として保護される発明	176
	15. 特許の補正に関する審査	176
	15.1 発明の要旨の追加とならない補正	177
	15.2 発明の要旨の追加となる補正	177
	16. 出願の種別変更	181
	17. まとめ	182
	付属書類	183
<b>第2節</b>	<b>審査</b>	<b>197</b>
	1. はじめに	197
	2. 第65条の6に準拠する発明の審査	200
	2.1 第65条の6について	200
	2.1.1 審査請求期間	200
	2.1.2 利害関係人	201
	2.1.2.1 利害関係人かどうかの審査	201
	2.1.2.2 審査の結果、利害関係人で無かった場合	201
	2.1.3 新規性、産業への利用可能性（第65条の2）	202
	3. 新規性に関する審査	203
	3.1 特許出願日前に国内において既に存在する又は広く使用されている発明	203
	3.2 特許出願日前に国内外において頒布された文献又は印刷物にその重要な部分又は詳細が開示されている発明。	204
	3.3 特許出願日前に国内外において特許権又は小特許権を得ている発明	205
	3.4 特許出願日前18ヶ月以上前に外国で特許又は小特許出願され、特許権又は小特許権を付与されていない発明	205
	3.5 国内外で特許又は小特許出願がなされ、かつその出願がタイ国内の特許出願日より前に公開された発明。	206
	4 産業への利用可能性のある発明の審査	207
	5. 審査後の手続き	208
	5.1 新規性及び産業上の利用可能性のある発明であった場合	208
	5.2 新規性が無く、かつ産業上の利用可能性の無い発明であった場合	208
	6. 検討	208
	7. 第77条の7に基づく審査請求	209
	追加の例	212
<b>第3節</b>	<b>サーチ</b>	<b>249</b>

		1. はじめに	249
		2. サーチ	251
		2.1 サーチの内容	251
		2.2 サーチに使用する項目	252
		2.3 サーチ方法	254
		3. まとめ	259
<b>第4章</b>	<b>PCT出願の審査</b>		<b>260</b>
		1. はじめに	261
		2. PCT出願	261
		3. PCT出願の出願受理	262
		4. PCT出願の方式審査	263
		5. PCT出願の発明の審査	264
		6. タイでのPCT出願の受理場所	265
		付属書類	266

# 第 1 章

## 特許出願



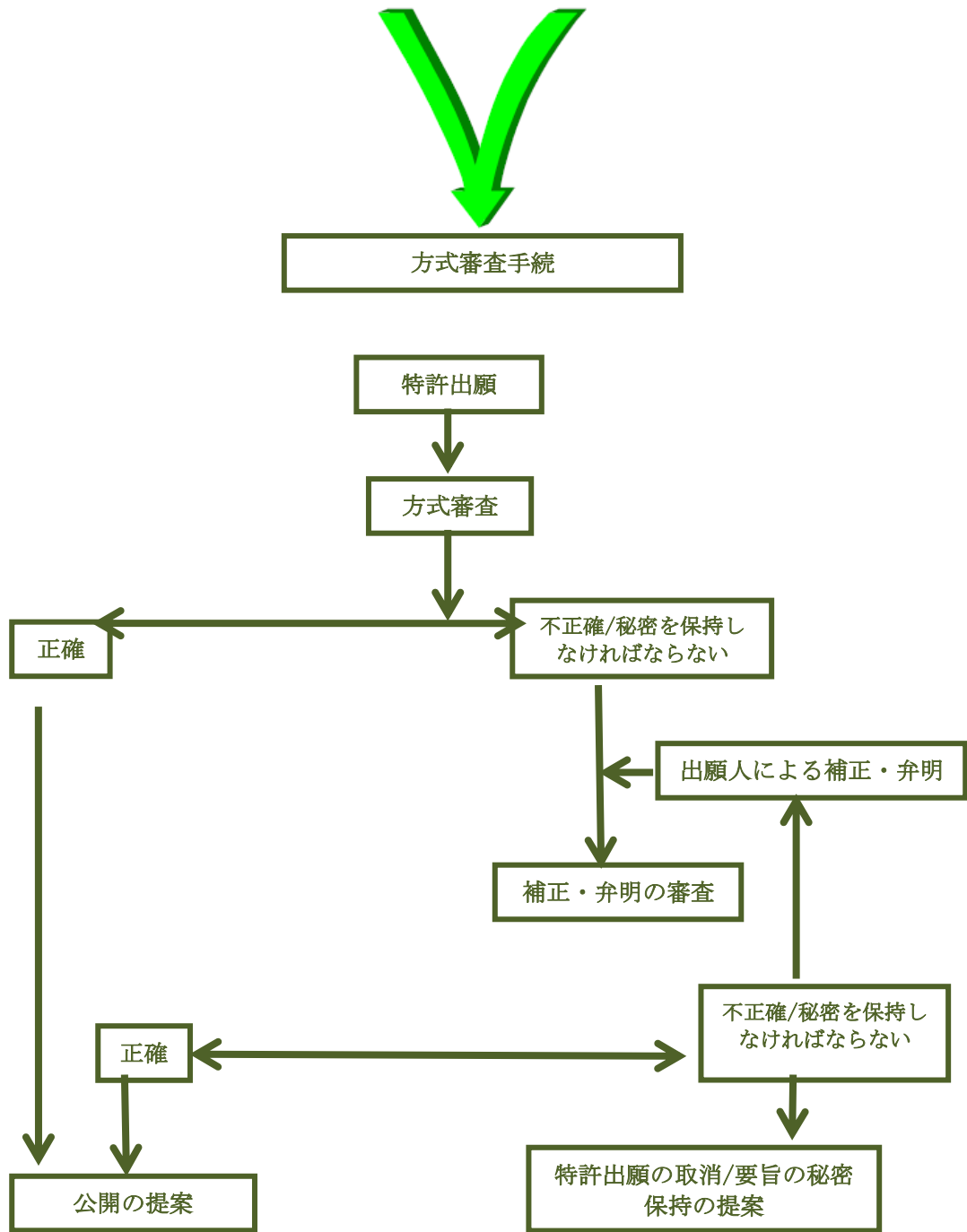
第 1 章  
特許出願

第 1 節  
方式審査

1.初めに

方式審査は特許出願の審査における最初の手続きである。担当官は、出願人が願書と付属書類を全て提出し、及び特許出願手数料を納付した後に、方式審査を始める。担当官は、関係する法律、省令や知的財産局告示に基づいて、特許出願の付属書類と内容の詳細の正確性を審査する。この方式審査の段階で、担当官は発明の詳細、特許請求項、発明の要約書、及び図面(もしあれば)を読み通して、学問、法律、及び関係する規則に基づく知識を用いて、特許保護を得ようとしている発明の概要、考え方、及び目的を理解するのである。

方式審査では、特許法(第 3 号)B.E. 2542(西暦 1999 年)、省令、知的財産局告示にて審査の手続きと審査しなければならないその内容が次の通り定められている。



## 審査しなければならない内容

### 1.1 新規出願の審査

⇒発明の内容に関する正確性と明確性、及び特許出願の準備。(第 17 条、省令、及び知的財産局告示)

⇒特許保護を受けられない発明。(第 9 条及び省令)

⇒特許出願権。(第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条第一段落と第二段落、第 16 条、及び省令)

⇒出願日の数え方と出願日に関する権利主張。(第 19 条と第 19 条の 2、省令、及び知的財産局告示)

⇒秘密保持が必要とされる発明。(第 23 条)

⇒「手数料」に関する知的財産局告示に基づく手数料免除の場合の特許出願における手数料

### 1.2 補正書の審査

⇒規定期限内における担当官命令に基づく補正の内容(第 27 条)

⇒発明の要旨の追加(第 20 条)

## 2.特許出願の審査項目

- 第 17 条** 出願は省令によって定められた規則及び手続きによって行われなければならない。  
出願は次の事項を含む。
- (1)発明の名称
  - (2)発明の目的及び特徴
  - (3)その技術又は学術分野における通常の専門知識を有する専門家がその発明を実施できる程度に完全で、もれがなくかつ明確な発明の詳細な説明また発明者が知りうる最良の実施態様が記載されてなければならない。
  - (4)明確な請求の範囲
  - (5)省令に定めるその他の事項
- タイ国が特許に関する国際協定又は協力に加盟し、特許出願が前述の国際協定又は協力規定に基づく場合、その特許出願はこの法律に基づく特許出願であるとみなす。
- 省 21 号  
B.E.2542  
第 2 条**
- 発明特許を出願する際、出願人は、局長が指定する様式による願書を担当官へ提出する。
  - 出願願書には、願書の他に発明の詳細、特許請求項、かつ要約書を添付しなければならない。出願人は、発明の理解を高めるために必要であれば、さらに図面を願書と共に提出する。
  - 請求された発明が新規な微生物に関する発明であるときは、「発明の詳細」とは、知的財産局が随時公表する何れかの微生物寄託機関が発行した、かかる微生物の寄託証明書及び／又はその微生物の性質及び特徴を示す書類を意味する。
  - 出願人は、第二段落で述べた書類を少なくとも 3 部、又は局長が指定する部数で 5 部を超えない部数を提出しなければならない。出願人が上記以外の書類の提出を求められる場合、局長により別段の指示を受けない限り、出願人は、上記と同じ部数においてかかる書類を提出する。

省 22 号  
第 2 条 特許法第 28 条の規定に基づいて局長に審査報告書を提出するため特許出願を処理するにあたり、担当官は次の事項について特許出願の審査を行う。

(1) 発明特許出願や小特許出願、及び発明の詳細、特許請求項、図面(もしあれば)かつ要約書が、特許法第 17 条又は、場合に応じて第 17 条を準用する第 65 条の 10 に基づいて公布される省令に準拠していること

(2) 当該発明が、特許法第 9 条又は、場合に応じて第 9 条を準用する第 65 条の 10 に基づく特許性のない発明でないこと

(3) 出願人が場合に応じて、特許法第 10 条、第 11 条、第 14 条又は第 15 条第一段落若しくは第二段落に基づいて特許を出願する権利、又は特許法第 10 条、第 11 条、第 14 条又は第 15 条第一段落若しくは第二段落を準用する第 65 条の 10 に基づいて小特許を出願する権利を有していること

(4) 出願人が場合に応じて、特許法第 16 条又は第 16 条を準用する第 65 条の 10 に基づいて特許又は小特許の付与を受ける権利を有していること

従って、方式審査において、担当官は、次の書類と項目が特許出願に含まれているかどうかを審査しなければならない。

- 特許出願の出願願書
- 発明の詳細
- 特許請求項
- 図面(もしあれば)
- 発明の要約書
- 特許出願の付属書類、例えば、特許出願権証明書、譲渡証、及び委任状、など。

### 3.特許出願の出願願書の審査

担当官は特許出願の出願願書(แบบ สป/สผ/อสป/001-ก :ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－ゴー様式)に、次の項目が全て正確に記入されているかを審査しなければならない。

#### 3.1 発明の名称

発明の名称を、発明の技術的な特徴を表すよう明確に示さなければならない。たとえば、燃料を温める装置付きキャブレター、折りたたみ自転車、など。人物の固有名称や、新しく命名した名称や、宣伝まがいの名称であっていけない。たとえば、チャイユット式キャブレター、不思議な自転車、など。

#### 3.2 出願人及びその住所、及びその国籍

### 第 14 条

担当官は特許出願人が特許法第 14 条に定められる要件を満たすかを検討しなければならない。

特許を出願する者は、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

- (1)タイ国籍者又はタイに本社がある法人。
- (2)タイが加盟している特許保護に関する国際協定又は条約加盟国の国籍者
- (3)タイ国籍者又はタイに本社がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者。
- (4)タイ又はタイが加盟する特許保護に関する国際協定若しくは条約の加盟国に本籍がある又は産業若しくは商業を現実に営んでいる者。

#### 3.3 特許出願権

### 第 10 条

●発明者は特許出願する権利を有する。又、発明者として特許に氏名を記載される権利も有する。

●特許を出願する権利は、譲渡及び承継により移転することができる。

●特許を出願する権利の譲渡は、譲渡人及び譲受人が署名した文書で行なわなければならない。また、真正な写しとして認証された身分登録証明書の写しを送付する。

従って、担当官は特許出願の出願人がどの立場で特許出願するかを判断しなければならない。

特許出願の出願人が(自然人のみの)発明者の時、(場合に応じて、แบบ

สป/สผ/อสป/001-ก(พ):ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－ゴー(ポー)様式、もしくは PI/PD/001-A(add)様式に基づく)特許出願権証明書及び、真正な写しとして認証された身分登録証明書の写しを提出しなければならない。すなわち、出願人は、知的財産局告示(B.E. 2542)第 4 条の「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類とその複写部数に関する規定」に基づいて自己証明を行う。

告示 (B.E. 2542) 「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類とその複写部数に関する規定」(B.E.2542)

「特許出願における出願願書…」に関する第 4 条

発明特許または小特許の出願人がその発明の発明者または意匠特許の発明者である場合、特許出願や小特許出願の出願願書と共に、本告示添付のソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－ゴー(ポー)様式(แบบ สป/สผ/อสป/001-ก(พ))を用いて特許出願権証明書を提出する。

第一段落につき、発明特許や小特許の出願人が外国人で、タイ語を読むことが出来ない場合、ソーポー／ソーポー／オーソーポー／001－ゴー(ポー)様式(แบบ สป/สผ/อสป/001-ก(พ))の代わりに、PI/PD/001-A(add)様式を用いる。

発明特許の出願人が譲受人である場合、出願日の前またはその日に作成された、譲渡人及び譲受人の署名された譲渡証の原本を提出しなければならない。もし、譲渡証が出願日以後に作成された場合、出願日より有効であるという文章がその譲渡証に明記されなければならない。

譲受人が自ら譲渡証に署名できない場合、局長に登録された代理人である委任を受けた者が譲受人として代わりに署名するという委任状を提出しなければならない。

海外の特許庁が、当該書類が当該事務所に提出された譲渡証の真正な複写であると認証した場合、もしくは同日に複数の出願願書が提出された場合に出願人や代理人が真正な書類の写しとして認証すれば、出願人はそれらの書類の写しを譲渡証として提出することが出来る。

出願人が、発明者の雇用主などその他の理由による譲受人である場合、発明者の雇用主であることを証明する書類の提出、または譲渡証を提出することも出来る。

なお、発明者の雇用主であることを示す証拠書類とは、  
会社の場合、雇用契約もしくは会社の取締役が署名する被雇用者証明書、及び法人の登記事項証明書である。

大学、国営企業、公的機関、慈善組織協会などのその他の機関の場合、証拠書類とは、発明者が当該機関の職員であることを証明する書類、例えば当該機関に属していることを証明する謄本証明付きの職員証の写しなど、もしくは大学の総長や国営企業の総裁や局長や慈善団体など当該機関の経営者が署名した雇用契約書である。但し、当該機関経営者の任命書又は当該機関経営者の身分証明書の写しを添付しなければならない。また、代行の委任があった場合、その委任状も提出する。

### 3.4 代理人

代理人の審査を行う時、省令第 21 号 (B.E.2542) 第 13 条から第 15 条に基づいて担当官は審査を行う。

省 21 号  
(B.E.  
2542)  
第 13 条

タイの居住者でない出願人は、次の手続きに従って局長に委任状を提出する上で、タイ国内で出願手続をする者として局長に登録された代理人に委任しなければならない。

(1) 委任手続がタイ国外で行われた場合、委任状は、委任者の居住する国のタイ大使館あるいは領事館の署名認証権を持つ官吏や商務省管轄下事務所長またはその権利を当たられた官吏、もしくは当該国の法律により署名認証権を与えられた官吏による証明がなければならない。もしくは、

(2) 委任手続がタイ国内で行われた場合、委任する者が委任時実際にタイに居住していることを示す、写真、旅券、または一時在住証明書の写真あるいはその他の証拠書類を局長に提出しなければならない。



省 21 号 (B.E. 2542) 第 14 条

タイの居住者である出願人が代理人を立てることを希望する場合、出願人が任命できる代理人は、局長に登録された代理人のみとする。

省 21 号 (B.E. 2542) 第 15 条

第 13 条(1)の委任状又は証明書が外国語である場合、出願人がそれら当該書類のタイ語への翻訳文を作成し、当該委任状または証明書の翻訳文が正確であることの翻訳者及び代理人による認証をしなければならない。場合に応じて、当該翻訳文と共に委任状又は署名人証書を添えて提出する。

但し、出願人が台湾の居住者の場合、タイ領事館がその署名認証をする上、仏暦 2534(西暦 1991)年 3 月 29 日付け第ゴードー0304/23571 号のタイ国外務省協議回答文書及び、「中華民国国籍人(台湾)の特許出願」の仏暦 2534(西暦 1991)年 5 月 16 日付け第 0606/410 号の商業登記局法務課記録文書に従う。

委任状は、原本やその写しを問わず、代理人 1 人につき 30 パーツの印紙を貼り付けなければならない。但し、委任状の写しを提出する場合、印紙税支払済の原本の委任状の写しで、委任された代理人による真正の認証がなければならない。また、当該委任状は特許出願の出願日の前にもしくはその当日に作成されなければならない。もし、出願願書の出願日以後に作成された場合、その委任状が出願願書の出願日より有効である文章を明記しなければならない。

### 3.5 発明者

担当官は、書類に記載された発明者が特許出願権証明書、譲渡証、もしくは雇用証明書に記載された者と同一人物であるかを審査しなければならない。

特許出願における手続きを行わなかった共同発明者は、特許の登録前であればいつでも特許の共同出願をすることが出来る。その共同出願申請を受けた際、担当官は特許出願人に審査の日程を知らせると共に、当該出願願書の写しを特許出願人及びその他共同出願人とに送付する。

## 3.6 国外からの出願

**第 19 条の 2** 外国において発明について特許出願をした第 14 条に基づく者は、外国で最初に特許を出願した日から 12 ヶ月以内にタイでその発明について特許出願を行う場合は外国の最初の特許出願日を国内の特許出願日とする旨記載することができる。

**省 21 号 (B.E. 2542) 10 条** 外国で特許又は小特許の出願がなされた発明につき、かかる外国での最初の出願日から 12 ヶ月以内に特許出願を行う場合において、出願人が特許法第 19 条の 2 に基づきかかる外国での最初の出願日をタイでの出願日とすることを希望する場合、出願人は、出願時又は出願公開前にかかる外国での最初の出願日から 16 ヶ月以内に、局長の定める様式による別の願書を提出しなければならない。すなわち、出願人は審査にかかる、次の追加の証拠書類を提出しなければならない。

- (1) 最初の出願がなされた国の特許庁が認証した、外国において最初に特許出願した特許又は小特許の出願願書に関する詳細を示す出願書類の謄本、及び、
- (2) 最初の出願がなされた国の特許庁が発行した、外国において最初に出願した特許又は小特許の出願証明書。

従って、出願人が外国での最初の特許出願日を国内の特許出願日と主張する場合、担当官は、外国での最初の出願日を国内の出願日とすることを認める付属の証拠書類を出願願書の提出と同時に、もしくは出願公開前に提出する。但し、外国での最初の特許出願又は小特許出願の出願日から 16 ヶ月以内でなければならない。担当官は、次の通り審査しなければならない。

- 外国での最初の特許出願日から 12 ヶ月以上経ったかどうか。
- 出願人は特許法第 14 条に基づく資格を有しているかどうか。
- 最初の出願がなされた国の特許庁が認証した、外国において最初に特許出願した特許又は小特許の出願願書に関する詳細を示す出願書類の謄本、及び、最初の出願がなされた国の特許庁が発行した、外国において最初に出願した特許又は小特許の出願証明書、もしくは、特許出願人又は代理人が認証した、外国において最初に特許出願した特許又は小特許の出願願書に関する詳細を示す出願書類の謄本、がなければならない。なお、外国において最初に特許出願した特許又は小特許の出願願書に関する詳細を示す出願書類の謄本と共に、それらを CD-ROM の形式にて送付することができる。

また、特許委員会が下した特許委員会決定書第 19/2540 号に基づき、「Provisional Application」と呼ばれる出願は、発明特許の出願と同様な出願と見なされない。従って、出願人は外国において最初に出願した「Provisional Application」と呼ばれる出願の出願日を権利主張することが出来ない。

### 3.7 微生物関連の発明

省 21 号  
(B.E.  
2542)  
第 2 条  
第 3 段落

特許出願した発明が新規な微生物に関する発明である場合、「発明の詳細」とは、知的財産局が随時公表する何れかの微生物寄託機関が発行した、かかる微生物の寄託証明書及び／又はその微生物の性質及び特徴を示す書類を意味する。

告示  
(B.E.  
2542)  
「特許出  
願におけ  
る出願願  
書…」に  
関する  
第 7 条

「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類とその謄本部数」に関する(B.E.2542)

特許出願又は小特許出願される発明が、微生物学的方法とその微生物の使用を含む新規な微生物関連の発明であって、当該技術分野における通常の技術を有する者が発明の詳細に関する説明を理解できない場合、出願人は微生物寄託機関が発行した微生物の寄託と微生物寄託機関の詳細情報を、特許又は小特許の出願願書に明記しなければならない。

出願人が出願願書の提出と同時にかかる微生物の寄託証明書を提出できない時、当該証明書の提出期限の延長を申請することが出来る。但し、90 日を越えてはならない。

**「微生物寄託機関の規定」(B.E. 2542)****告示  
(B.E.  
2542)  
「微生物  
寄託機関  
の規定」  
第 2 条**

(付録の)微生物寄託機関が発行した微生物の寄託証明書及び／又はその微生物の性質及び特徴を示す書類は、特許あるいは小特許出願の発明の詳細であるとみなされる。

担当官は、当該発明の微生物が一般的に知られている微生物であるかどうか、当該技術分野における通常の技術を有する者が容易に理解して生成できる微生物であるかどうかを審査しなければならない。例えば、微生物学的工程に使われるパン作りの酵母菌は一般的にパン職人に知られているため、特許出願人は当該酵母菌を使う工程に係る酵母菌の寄託もしくはかかる酵母菌の寄託証明書の提出をする必要がない。

他方、特許出願人は当該微生物の重要な性質を示すために微生物に関する大量の情報を十分に提供して説明すると共に、当該微生物の分離源を示さなければならない。もし、特許出願人が当該微生物のソースに関する情報を提供せず、もしくは十分な情報提供をせず、また、当該微生物が新種で知られていないものである場合、担当官は特許出願人に対し当該微生物の寄託証明書を提出するよう通知を送付する。当該微生物の寄託証明書の提出がなければ、発明の詳細は完全でなく明瞭ではないと見なされる。

## 第 1 章

## 3.8 発明の詳細

**第 19 条** 国内において政府機関が主催又は開催許可をした一般に公開された展示会において発明又は発明品を展示した者が、一般公開された展示会が開会された日から 12 ヶ月以内にその発明を特許出願したとき、その出願は展示会が開会された日に出願したものとみなす。

省 21 号  
(B.E.  
2542)  
第 8 条

- 発明の重要な特徴若しくは詳細が、国際博覧会若しくは公式博覧会、又は政府機関の後援若しくは許可によりタイ国内で開催された博覧会で開示された場合、出願人は、かかる発明の特許出願においてその開示の日及び／又は博覧会の開催日を願書に記載する。出願人は、当該博覧会を企画又は許可した政府、庁又は当局が発行した、当該発明の重要な特徴若しくは詳細が開示されたこと又は当該発明が出展されたことに関する証明書を願書に添えて提出しなければならない。
- 第一段落に基づく証明書には、当該博覧会の開催日及び開示又は出展の日、及び当該発明の重要な特徴若しくは詳細が開示された日、もしくは当該発明や発明品を一般公開の場で出展した日を記載しなければならない。

従って、担当官は、主催又は開催許可をした政府機関が発行した証拠書類を審査する。尚、その博覧会の開催日を特許出願日とする場合、当該開催日は特許出願日から遡って 12 ヶ月を越えてはならない。

## 3.9 公開の申請

外国での特許出願を準備するなど何らかの理由により、発明の重要な特徴の公開を遅延させるよう特許出願人が希望する時、出願人は、当該発明の重要な特徴を公開する準備ができた後に特許公報の公開をするよう局長に申し入れることができる。担当官は、特許出願人の外国での特許出願権に影響を及ぼさないよう、特許出願人の希望通りにすすめなければならない。

## 3.10 原出願

- 第 26 条**
- 特許出願の審査において、担当官が単一の発明とみなすことができないほどお互いに関連がない複数の発明を含んでいる出願と認めるとき、担当官は特許出願人にそれぞれの発明ごとに出願を分割するよう通知する。
  - 特許出願人が担当官から通知を受けた日から 120 日以内に、第 1 項に基づき分割した発明の出願を行ったとき、最初に出願した日を出願日とみなす。
  - 出願の分割は、出願の分割は省令の定める規則及び手続きに従わなければならない。特許出願人が担当官の命令に同意しないとき、120 日以内に局長に対して申立てできる。局長が決定及び命令を行なったとき、局長の命令を最終とする。

従って、担当官は、原出願を分割出願にするという担当官の命令に基づき分割出願に関する通知を受けた日から 120 日以内に分割出願が行われたかどうかを審査しなければならない。もし、出願人が規定期間内に分割出願をした場合、原出願から分割して行われた出願の出願日については最初に出願した日を出願日とみなす。

- 第 34 条**
- 第 31 条により異議申立があり、かつ局長が、異議申立人には特許権を取得する権利があると決定したとき、局長は出願の拒絶を命令する。
  - 特許出願人が局長の命令に審判請求しなかったとき、又は局長命令に審判請求して、委員会又は裁判所が最終の命令又は判決を下した後、局長の命令があった日から又は委員会若しくは裁判所による最終の命令若しくは判決のあった日から 180 日以内にその発明に対して異議申立人が出願をしたとき、異議申立人は特許出願人が出願した日と同日にその出願を出願したものとみなす。  
また第 28 条による異議を申し立てられた者の出願申請の公開は異議申立人の出願の公開とみなす。この場合何人も、自身がより正当な権利を有するという理由で異議申立人の出願に対して異議申立を行うことはできない。
  - 異議申立人に対する特許権の付与において、担当官は出願を審査し、かつ第 24 条による異議申立人の発明を審査し、又第 29 条を異議申立人に適用する。

この場合、担当官は、異議申立人の出願日を特許出願人の出願日としてみなすことができるかどうか、第 34 条第二段落に基づいて 180 日以内に出願がされたかどうかを審査しなければならない。そして、出願を再度公開することなく、特許出願人の出願公開公報が、異議申立人の出願公開公報とみなされる。

### 3.11 外国語での出願

省 21 号  
(B.E.  
2542)  
第 12 条  
第 2 段落

●出願人が既に外国で特許又は小特許の出願を行った場合、出願人は、発明の詳細、特許請求項及び発明の要約書について、原出願を行った外国語での提出を請求することができる。この場合出願人は、正確かつ原出願に対応したタイ語による発明の詳細、特許請求項及び発明の要約書を出願日から 90 日以内に提出しなければならない。

第 3 段落

●出願人が所定の期間内にタイ語による書類を提出しなかった場合、出願人は、かかるタイ語の書類を提出した日をもって出願を行ったものとみなされる。

担当官は、省令 21 号(B.E. 2542)第二段落及び第三段落に従って、タイ語の発明の詳細、特許請求項及び発明の要約書を 90 日以内に提出したかを審査しなければならない。もし、所定期間を過ぎてから原出願に対応したタイ語を提出した場合、かかるタイ語の書類を提出した日をもってその特許出願の出願日とする。

もし、出願人がどの国にも特許出願をしたことがなかった場合、特許出願の期間による制限がないために外国語での特許出願の権利を行使することが出来ない。特許出願の出願日に外国語で出願をした後にタイ語の翻訳書を提出した場合、タイ語の翻訳文の提出日をもって出願日とし、担当官は出願人にその出願日について通知しなければならない。

### 3.12 書類の部数

担当官は、出願人が記載した書類の部数が提出された書類の部数と同じかどうかを審査しなければならない。

### 3.13 出願の付属書類

担当官は、出願人が特許出願に必要な付属書類を記載して、それらを添付して提出したかどうかを審査しなければならない。

### 3.14 出願人による署名

担当官は、出願人が署名したかどうかを審査しなければならない。但し、代理人を立てる場合、その代理人は出願人の代わりに署名することが出来る。なお、代理人は局長に登録された代理人のみとする。

また、特許出願人は、出願願書、特許出願権の証書、及びその他の関係書類を特許財産局や各県の商務事務所より無料で受取り、それらを複写することが出来る。

更に、発明が同一の場合の特許出願に関する審査について、担当官は次の基準に従って審査をする。

#### 4.発明が同一の場合の特許出願の審査

##### 第 16 条

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行った場合、最初に出願した者が特許を受ける権利を有する。同一の日に出願したときは、そのうちのいずれかが独占的権利を有するか又は共同で権利を有するか合意しなければならない。局長が定める期間内に合意できない場合、当事者は局長が定める期間の最後の日から 90 日以内に裁判所へ提訴しなければならない。期限内に提訴しない場合、その当事者は特許出願を放棄したものとみなす。

この場合、担当官は、次の手続きに進む前に、当該発明両方が共同ではないが同一の発明であることを的確に審査しなければならない。

##### 4.1 出願日が異なる場合

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行って出願が異なる日にされた場合、最初に出願した者が特許の付与においてより正当な権利を有する。また、担当官は、特許法第 16 条に基づく特許出願権について後に出願した者に知らせる。

##### 4.2 出願日が同一の場合

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行って出願を同じ日にされた場合、担当官は次の通りを行う。

(1) 出願人は、そのうちの 1 名が特許の付与を受けるか又は共同名義で付与を受けるかについて、通知書に記載される期日から 90 日以内に合意するよう当事者に通知書を送付する。なお、遅滞することなく通知書を送付する。

(2) 第 4.2(1)項に定められた所定の期間が過ぎたら、担当官は、所定の期間が満了した後さらに 90 日間を待って、当事者が裁判所へ提訴する機会を与える。

(3) 第 4.2(2)項に定められた期間内に、当事者が裁判所へ提訴しなかった場合、当事者に特許出願の放棄について通知書を送付する。

(4) 当事者間で合意が成立した場合又は裁判所にて何らかの命令が下された場合、一つの特許出願のみが特許の付与を受けられることと、特許出願を正しく補正するよう通知書が当事者に送付される。その他の特許出願は放棄されたものとみなされる。



## 5.発明の詳細に関する審査

省 21 号  
(B.E.  
2542)  
第 3 条

発明の詳細には、願書に表示される発明の名称を記載し、更に次の事項を記さなければならない。

- (1) 発明の性質及び目的の記述
- (2) 発明が関連する技術分野の特定
- (3) 発明の理解及び審査に有益となる関連背景技術の表示、並びに関連書類の引用(もしあれば)
- (4) 発明の完全、明確かつ正確な開示であって、それに関する技術分野で通常の知識を有する者が同発明を実施及び使用できるような記載
- (5) 図面(もしあれば)の簡単な説明
- (6) 当該発明の最良の実施態様と発明者が考える態様を、必要に応じ、用例、関連する背景技術及び図面を引用して述べたもの
- (7) 発明の内容から推定できない場合は、産業、手工芸、農業又は商業分野における当該発明の応用手段の例示

また、発明の理解を高めるため並べ替えるべき場合を除き、第一段落で述べた項目は上記の形式及び順序のまま記載する。ただし、如何なる場合でも適切な表題を記載しなければならない。

発明の詳細に関する審査の指針として、担当官は、出願人の出願願書に記載された前述の各事項の説明を読まなければならない。担当官は、以下の事項に従って、各事項の説明を読んで審査し、特許出願される発明を理解し学び取ることができなければならない。

### 5.1 発明の名称

特許出願の出願願書の第 1 項と譲渡証などに記載される名称と同じでなければならない。

### 5.2 発明の概要及び目的

発明の目的、及び簡単な発明の概要を説明する事項で、担当官は、当該発明が何の発明であり、特許出願人が何の目的でその発明を行ったかを理解しなければならない。

### 5.3 発明の技術分野

担当官は、特許出願の発明が何の技術分野に属するか、また出願人が出願願書にそれを正確に記載したかを審査しなければならない。

当該発明が、何の技術分野に属するかを正確に判断できない場合、本事項は、当該発明の特定の技術分野として記載することができる。例えば、(当該発明の名称を明記)に関連する技術、など。

### 5.4 発明の背景技術

この事項では、当該発明ができる理由およびきっかけは何であるか、また出願した当該発明ができる前に既に他の発明者が、どのように発明したかを審査しなければならない。それにつき、出願人は自らの発明に関する進展や経緯を明確に説明しなければならない。さらに、担当官は、本事項の説明から従来技術や先行技術の短所や欠点、及び特許出願される当該発明によってその短所や欠点の解決方法を理解することができなければならない。

### 5.5 発明の完全な公開

前事項では、担当官は特許出願人や発明者が発明について何の目的を持ち、どの技術分野を用いて発明と開発を行ってきたかの方向性及び、先行技術の問題をどのように解決したかを知ることができる。従って、本事項において、担当官は、特許出願された当該発明の詳細について、構成要素である発明の構造及び使用方法又は発明の使用がどのようなものであるかを審査しなければならない。担当官は、出願願書に付属した図面(もしあれば)に基づいて発明の構造を引用することで本事項の説明を読み、当該発明を容易に理解できなければならない。なお、担当官は、その説明が、当該技術分野における通常の技術を有する者がそれを読んで当該発明を理解でき、かつ、その発明の詳細に従って実施及び使用できなければならない、ということを常に考慮に入れなければならない。

発明の詳細に関する審査につき、担当官は、当該技術分野における通常の技術を有する者が当該発明を理解及び使用できるかどうかを考慮しなければならない。

## 5.6 図面の概要

特許出願の出願願書に添付した図面(もしあれば)であり、それぞれの図面が、対応する当該発明の部分や特徴だけを明示する。

例えば、第 1 図面は本発明における実施形態 1 の斜視図を表す  
第 2 図面は第 1 図面における 2-2 方向の断面図を表す  
第 3 図面は本発明における実施形態 2 の斜視図を表す

## 5.7 発明の最良の形態

本事項において、担当官は、当該出願人による発明の詳細の完全な公開には、特許出願人や発明者が、何れかの方法が当該発明にとって最良の実施態様(ノウハウ)として発見されたかを審査しなければならない。もし、担当官が、前述の発明の最良の実施態様を発見した場合、当該出願人に本事項に記載するよう通知しなければならない。若しくは、「前述した発明の完全な公開と同様」と記載することができる。

## 5.8 発明の工業、手工業、農業あるいは産業への利用可能性

本事項につき、担当官は、特に工学分野にかかる上記各事項の説明に基づき、発明の概要から、特許出願される当該発明の利用可能性について明確に理解することができる。そのため、特許出願人は本事項に記述しなくてもよい。但し、化学の発明などのように、特許出願される何らかの化学物質の利用可能性について明確に理解できない場合がある。従って、そのような場合、担当官は、特許出願人に本事項を明記して当該発明の利用可能性を説明するよう通知しなければならない。



植物を植えるための第 1 室と水を貯めるための第 2 室との間に縦の壁を有する少なくとも 2 つの室に分かれてある容器、及び、前記壁の辺りには第 1 室の植木用の土に潤いを与えるために、第 2 室の水から前記第 1 室に吸水する吸水性資材を置くための第 2 室に貯める水かさの上に設置され、第 1 室と第 2 室間を貫通した穴、を有する植木鉢の容器。

発明の特徴を明確に強調する形態である特許請求項の記述は、2 つの部分に分かれる。第 1 部分は、当該発明の一般的形態を説明するもの(Preamble)と、第 2 部分は発明の特徴を説明するものであり、「～ことを特徴とする」や「～において特徴がある」や「～特性を持つ」(Characterized)の言葉の前に記述される。例えば、

植物を植えるための第 1 室と水を貯めるための第 2 室との間に縦の壁を有する少なくとも 2 つの室に分かれてある容器によって構成され、前記壁の辺りには第 1 室の植木用の土に潤いを与えるために、第 2 室の水から前記第 1 室に吸水する吸水性資材を置くための第 2 室に貯める水かさの上に設置された、第 1 室と第 2 室間を貫通した穴を有することを特徴とする、植木鉢の容器。

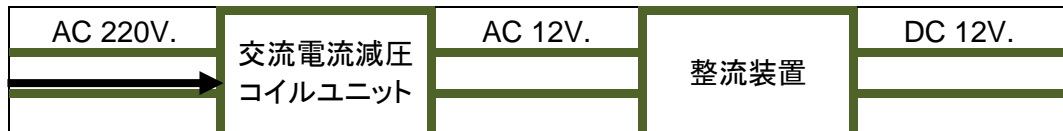
特許請求項の審査において、この段階では担当官は次の審査指針に従って行う。

独立特許請求項は、発明の詳細に沿って記述されているかどうか。つまり、発明の詳細に記載または開示せず、特許請求項には技術的重要な要素が記載されているかどうか、若しくは、(特許請求項に記載の)保護される発明の範囲は、発明の詳細にて開示されるものよりも広いかどうかである。

担当官は、この段階での審査は法律に基づく様々な規則について審査することを常に意識しなければならない。つまり、担当官は、特許出願人が記載する特許請求項に基づいて求められる保護の範囲を、特許出願人に制限もしくは変更させるような手続きをするべきではない。ただし、特許請求項が明確かつ簡潔でなく、又は発明に沿わない時、担当官は特許出願人に通知し正しく補正させることができる。

特許請求項が明確かつ簡潔かどうかを審査する時、特許請求項を読んで、保護を求める発明の概要が理解できるか考慮にいれなければならない。例えば、

交流電流を直流電流に変換する変圧器における特許請求にあたり、出願人が、変圧器の構造について、整流装置と減圧コイルユニットを有する整流装置であるとしか記述しない場合、これを不明確と判断できる。各装置の関係を記載すべきである。例えば、220 ボルトの電圧から 12 ボルトの交流電流に変換する交流電流減圧コイルユニットは、整流装置に減圧された電流を送り、12 ボルトの直流電流の信号を発信するのである、などと記載することができる。担当官が審査すれば、以下の図面のように書き上げることができる。



薬品に関する特許請求項の場合、特許出願人は特許保護を求める際以下のように記載することができる。例えば、薬の構成成分が、次の調合法（調合法を記述）にある薬の有効成分と薬学的認められる媒介成分（新種の有効成分の場合）から成る、など。

従属特許請求項における**他の特許請求項の引用は選択肢としてのみの引用とする**。担当官は、法律による保護が各特許請求項における記述に基づいて審査すると理解しなければならない。従って、前述の従属特許請求における他の特許請求項の引用は、当該従属特許請求項における多くの他の特許請求項を引用する時、「**若しくは**」や、「**以上のいずれかの特許請求項の記載に基づく**」、またはこれらと同様な意味を持つ文章を記載しなければならない。

よく審査に出てくる引用式請求項として、例えば、「第 1 項と第 2 項に基づく」、「前記の各項目に基づく」、などのような形式は**選択肢式ではない**。むしろ、「第 1 項若しくは第 2 項に基づく」や、「第 1 項もしくは第 2 項のいずれかに基づく」、などにすべきである。

図面の引用がある特許請求項の審査は、図面の中に記された参照番号又は符号をかかせる技術的特徴の後に括弧書きで記すことができるが、「図 1 に基づく、図 2 に基づく、図...に基づく、...」などのように記載してはならない。

告示  
「特許出願における出願願書...」に関する  
(B.E. 2542)

「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類とその謄本部数」に関する(B.E.2542)

- 第 9 条**
- 従属特許請求項の記載は、独立特許請求項の次に従属特許請求項を記載して、アラビア数字表記で項目を順番にそって同じところに並べる。
  - 第一段落の従属特許請求項の記載は、独立特許請求項又は他の従属特許請求項における発明の特徴を明記させてから、追加の保護を求める発明の特徴を記載する。

**第 10 条** 従属特許請求項は、引用される独立特許請求項又は他の従属特許項と同様の限定的な形式でなければならない。

**第 11 条** 特許請求項は、審査が容易または便宜になる場合を除いて、発明の詳細にある項目又は発明の技術的特徴に関する部分の図面を引用してはならない。

**第 12 条** 特許出願又は小特許出願の出願願書に図面があつて、特許請求項に当該図面の技術的特徴を記す必要がある場合、図面の中で使用する参照記号を括弧書きで記す。

省21号 7. 図面の審査  
(B.E. 2542)  
第7条

図面は、明確に、発明の説明と矛盾がなく、かつ図面の原則に従って記載しなければならない。また、図面は、設計図及び図表も意味する。

1枚の紙に複数の図面を載せることができる。また、複数の異なる図面を1枚の紙又は数枚の紙に載せることができるが、紙面積を目一杯使って縦方向に載せなければならない。さらに、数枚の紙を用いて同じ図面を表す場合、それぞれの紙に載せる図面は、1つの図面として組み合わせる時、あらゆる詳細を隠さずに1つ図面ができなければならない。

告示  
(B.E. 2542)  
第14条

「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類とその謄本部数」に関する(B.E.2542)

図面を記載する紙には、図面の規定に必要な言葉や文章を除いて、如何なる説明や文章があってはならない。第一段落の図面の規定に必要な言葉及び／又は文章が修正される時、図面を描写する線などに影響を及ぼしてはならない。

第15条

図面は、次の規定に従わなければならない。

- 長持ちで黒色の線が滑らかで均一な太さのインクを用いる。他の色を塗ってはならない。
- 断面図の時、傾斜の平行線を使用するが、その傾斜の平行線は図面の中の重要な部分を定める参照記号を見にくくしてはならない。
- 特許出願人が縮尺を表示したい時、縮尺比を表示する。
- 発明の特徴を明確に表示する。例えば、図面の3分の2に縮尺された寸法でも、その図面の写しから容易に詳細を読み取ることができなければならない。
- 番号、文字、及び引出し線(Reference Line)を明確で容易に理解できるよう書き入れる。また、番号と文字に括弧、まる、下線を使わない。
- 図面用道具を使う。
- 正確な比率を用いる。とりわけ詳細を明確に表示したい部分がある時を除いて、別の比率で表示することができる。



- 数字と文字は少なくとも 0.32 センチメートルの高さを有しなければならない。
- アラビア数字で番号と図を表示する。
- 発明の詳細に記載されるもの以外の参照記号を使用しない。参照記号を使う場合、同一の対象部分を説明する時は同一の参照記号を使わなければならない。また、参照記号を多数使用する場合、使用される全ての参照記号及び、各参照記号によって定められる発明の特徴を一覧表にして図面と共に添付する。

## 8.発明の要約書の審査

省 21 号  
(B.E.  
2542)  
第 6 条

発明の要約書は、発明の詳細、特許請求項、及び図面(もしあれば)に含まれる開示事項の要約をもって構成する。その要約は、主要な各技術的特徴を簡潔に記載すると共に、技術的問題及びその発明による当該問題の解決、更にその発明の実施についての理解を高める方法でまとめなければならない

告示  
「特許出願における出願願書・・・」に関する  
(B.E.  
2542)  
第 13 条

「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類とその謄本数」に関する(B.E.2542)

発明の要約書は次の内容を含まなければならない。

- (1) 特許出願又は小特許出願の技術的特徴を簡潔に記載する
- (2) 簡潔かつ明確で、200 文字を超えない
- (3) 発明の良い効果又は有用性、更に不確定な発明の実施方法を記載しない

## 9.その他の項目の審査

以上の重要な規則及び基準を考慮する他に、担当官は発明の詳細、特許請求項、図面、及び発明の要約書の正確性、そして関係する詳細の法律や規律に従っているかを、次の通り審査しなければならない。

告示 「特許出願における出願願書、外国での最初の出願日の権利主張、及び特許出願の必要書類とその謄本部数」に関する(B.E.2542)

「特許出願における出願願書…」に関する(B.E.2542) 第 6 条

発明の詳細、特許請求項、図面(もしあれば)、及び発明の要約書は次に従わなければならない。

(1)用紙は、A4 サイズ(約 21×29.7 センチメートル)の線のない白色の滑らかなボンド紙。用紙の片面を縦方向に使用するが、図面の場合は横方向でも使用できる。

(2)全てのページの用紙のヘッダー中央に、ページ数と総ページ数を順番に記載する。

(3)発明の詳細、特許請求項、及び発明の要約書において、5 行毎にページの左端に行番号を順番にそって記載する。

(4)重量の単位や、その他測定値の単位は、国際標準にそったものを使用する。

(5)当該技術分野において一般的に使われる専門用語、記号、及び符号を使用する。

(6)必要に応じて担当官の許可を得た場合を除き、混乱や誤解が生じないように、行間に言葉や文章の消去、修正、変更、追加、もしくは記載をしない。

省 21 号 (B.E.2542) 第 16 条

出願人が、その発明出願の要旨を超えない範囲内で補正することを希望する場合、出願人は、局長から別段の許可を受けない限り、出願の公開前にその旨の申請を行わなければならない。

告示 「…化学物質名称の英語表記」に関する(B.E.2553)

「特許出願又は小特許出願における化学物質名称の英語表記」に関する(B.E.2553)

発明の詳細、特許請求項、発明の要約書、及び図面(もしあれば)の中に、有効成分である化学物質、もしくは特許の要旨である化学物質の名称を出願願書に記載する場合、その化学物質が初めて表示される時のみ括弧書きでその名称の英語表記をする。当該出願願書にある全ての名称を英語表記しなくて良い(「特許出願又は小特許出願における化学物質名称の英語表記」(B.E.2553)に関する特許財産局告示)。なお、本告示の施行前後に提出される特許出願の出願願書に対しても有効とするため、担当官は本告示施行後、本告示に基づいて指示する。但し、本告示は出願人に対して手続上の指針及び強制ではない協力を請うものであるため、特許法第 27 条に基づく特許出願の放棄命令を下すような、出願人への罰則がないものである。

**10.特許保護を受けられない発明****第9条**

次に掲げる発明は、この法律による保護を受けない。

- (1) 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物
- (2) 科学及び数学の法則及び理論
- (3) コンピュータプログラム
- (4) 人間又は動物の病気を診断又は治療する方法
- (5) 公の秩序、良俗、衛生又は福祉に反する発明

**第9条****(1)****10.1 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物**

特許と小特許審査マニュアル(B.E.2549 改訂版)の29～30ページに、「自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物」という項目の特許法第9条の(1)に関する発明特許の出願(方式審査)という部分における「特許保護を受けられない発明」の詳細を削除して、代わりに次の文章を使う。

特許法第9条の(1)に基づく審査は、タイの国益を中心とする、認められている基準と国会へ提出された法案の趣旨に基づいて行われる。

(1) 発明の要旨において人間が関与していない発明又は発見(DISCOVERY)とみなされるものは発明は保護を受けられない、及び／又は、

(2) 政府が保護しない政策方針である発明。従って、特許法第9条の(1)は以下の通り分類できる。

1) 発明の要旨において人間が関与していない発明又は発見(DISCOVERY)とみなされるもの。

- － 自然発生する微生物及びそれらの成分
- － 自然に存在する高等な動物若しくは植物
- － 要旨の人為的加工を経ない動植物若しくは植物からの抽出物

従って、次に記すような特徴を持つ特許出願は、自然発生する微生物及びそれら成分であるため、特許法第9条の(1)に基づいて特許出願することができない。

- イ) 自然発生又は自然に存在する、若しくは自然発生又は自然に存在するものと類似性を持つ又は重要な類似性を持つ特徴及び／又は性質を有する人為的に生成された、細菌、菌類(fungi)、キノコ、イースト菌やノリや原生動物(protozoa)を含むカビ、真核細胞(eukaryotic cell)、原核細胞(prokaryotic cell)、細胞株(cell line)、ウイルス(virus)、ウイロイド(viroid)、マイクログプラズマ(mycoplasma)、動物の細胞(animal tissue culture)、地衣類(lichen)、ファージ(phage)、共生生物(symbiont)、放線菌(actinomycete)を含む、動植物界(Plant and Animal Kingdom)における高等な動物若しくは植物ではない単細胞生物や多細胞生物に関する保護を求める特許出願。もしくは、
- ロ) 自然発生又は自然に存在する、若しくは自然発生又は自然に存在するものと類似性を持つ又は重要な類似性を持つ特徴及び／又は性質を有する人為的に生成された、細菌、菌類(fungi)、キノコ、イースト菌やノリや原生動物(protozoa)を含むカビ、真核細胞(eukaryotic cell)、原核細胞(prokaryotic cell)、細胞株(cell line)、ウイルス(virus)、ウイロイド(viroid)、マイクログプラズマ(mycoplasma)、動物の細胞(animal tissue culture)、地衣類(lichen)、ファージ(phage)、共生生物(symbiont)、放線菌(actinomycete)を含む、動植物界(Plant and Animal Kingdom)における高等な動物若しくは植物ではない単細胞生物や多細胞生物において既存のタンパク質、遺伝子、デオキシリボ核酸(DNA)、リボ核酸(RNA)、プラスミド(plasmid)、ベクター(vector)、もしくはそれら成分に関する保護を求める特許出願。もしくは、
- ハ) 第(イ)項及び第(ロ)項に記載の特徴を持ったものに関する保護を求める特許出願。

2) 食糧又はその他への利用を目的とした場合を除き、新種の高等な動物若しくは植物に対する保護をしない政策方針がある場合はその動物若しくは植物から増殖したものも含む。但し、新種の植物である場合、農業協同組合省へその保護を求めることができる。

## 9条(2) 10.2 科学及び数学の法則及び理論

これらは、発見の特徴の一つであり、自然に存在する過程及び状態である。これらを技術的に使用することは、特許出願することができる可能性がある。優れた導体としての自然に基づく理論は特許出願ができないが、その自然に基づく理論を応用して作られた優れたその導体、又はその自然に基づく理論を応用した導体の準備工程は、特許出願ができる可能性がある。若しくは、短縮化された特有の計算方法は特許出願ができないが、短縮化された計算方法を可能にするために開発された計算機は、特許出願ができる可能性がある、など。

「自然の法則を応用」しないとは：

- (1) 自然の法則を開示するだけのもの、
- (2) 発見でしかないもの、
- (3) 自然の法則と矛盾する発明、及び
- (4) 自然の法則を応用しない発明

特許法に反する要旨とは、次のものを含む：

- (1) 科学的理論又は数式を開示するだけのもの、
- (2) 競技又はスポーツのルール若しくはやり方を開示するだけのもの、及び人間の記憶及び理屈の活用によってできる方法や戦略を開示するだけのもの

## 9条(3) 10.3 コンピュータプログラム

特許出願の出来ないコンピュータの部分は、コンピュータプログラム自体もしくは、媒体に記録するものである。機器と何らかの技術的方法とを合わせて、コンピュータプログラムによって制御される製品のための機械や方法など、技術的なコンピュータプログラムの使用は、特許出願ができる可能性がある。

コンピュータプログラムやソフトウェアに関連する発明の審査は、基本的に担当官は次の方針に従う。

- 基本的に機械を使う処理工程、特に情報処理(Information Processing)を含めた広範囲に渡って技術を理解する。
- 独立特許請求項の全内容を処理、つまり、先行技術と一緒に考慮して独立特許請求項の全ての特徴の概要を評価する。及び、
- 厳格に「コンピュータプログラム」の条文に関する本質的な解釈する。

例示:ソースコード(SOURCE CODE)のファイルにおいて本質的に前述の条文に基づく厳格な解釈によって、特許出願人は様々な法律に基づく保護を受けられる選択を得ることができる。例えば、ソースコードは著作権法に基づく保護を受けることができる可能性がある上、役割や機能(Function)及び当該コンピュータプログラムによる技術的な効果(Effects)も特許法に基づく保護をも、受けることができる可能性がある。

コンピュータプログラムに関連する発明が特許法に基づく保護を受けられるかの審査は、特許法第 9 条の(3)に定められるものよりも完全な特徴を持つ発明でなければならない。しかし、データ処理はコンピュータプログラムによるか、もしくは特別な形態を持つ電気回路による方法で行われる。また、その使用は発明の構想ではなく、経済的もしくは実務的要因によって決められる可能性がある。従って、この技術分野における発明は、次に述べるものに基づいて審査を行う。つまり、どのような内容であれ、当該コンピュータプログラム自体や、媒体に記録されるコンピュータプログラムは、特許権を求めることができない。さらに、当該コンピュータプログラムが一般に使われるコンピュータにインストールされる場合にも、同じく保護を請求することができない。但し、特許請求項に記載される重要な内容により、先行技術に技術的發展をもたらすことが認められれば、たとえ当該作業にコンピュータプログラムを使用することがあっても、その発明は保護を受けられる可能性がある。

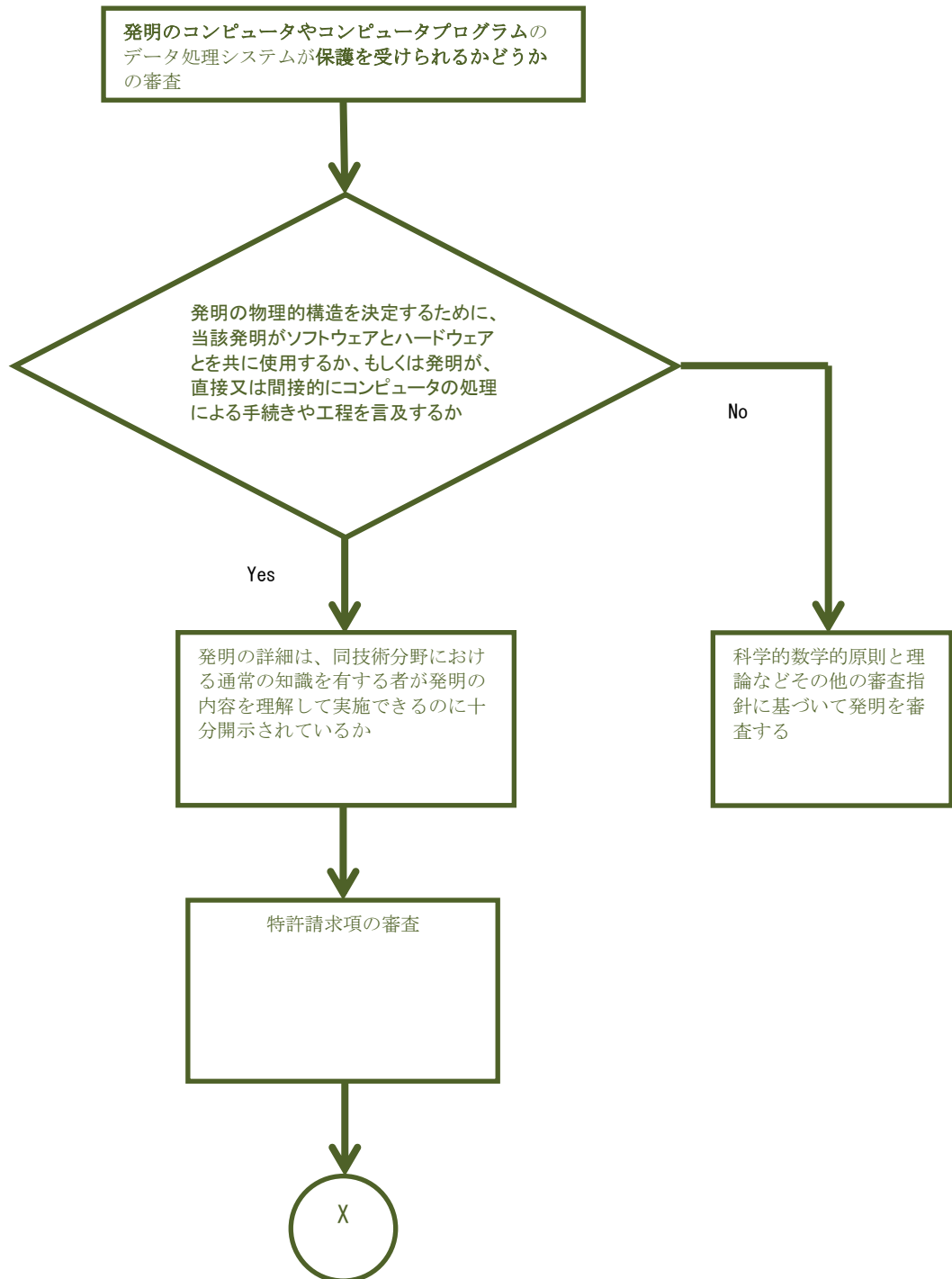
例として、プログラムによって制御される機械、及びプログラムと制御工程によって管理される生産は、一般に使われるコンピュータの中の作業を制御するプログラムにのみ関係する発明の要旨の場合、一般的に保護を受けられる要旨であると審理される。当該プログラムが技術的能率をもたらすのであれば、その発明の要旨はもちろん保護を受けられる。例として、型の高速メモリー・ユニットとは別に、もう一つの大型の遅速メモリー・ユニットとに構成される一般のデータ処理システムがあるとして、高速メモリー・ユニットが同じ速度で処理できるとした時、もし処理データの全てを高速メモリー・ユニットに入力すれば、まるでプログラムの効果が高速メモリー・ユニットの容量を増加させるかのような技術的特徴であるため、保護を受けることができる。

コンピュータプログラムに関連する発明の審査と共に、考慮に入れなければならない他の重要な内容は、次の通りである。

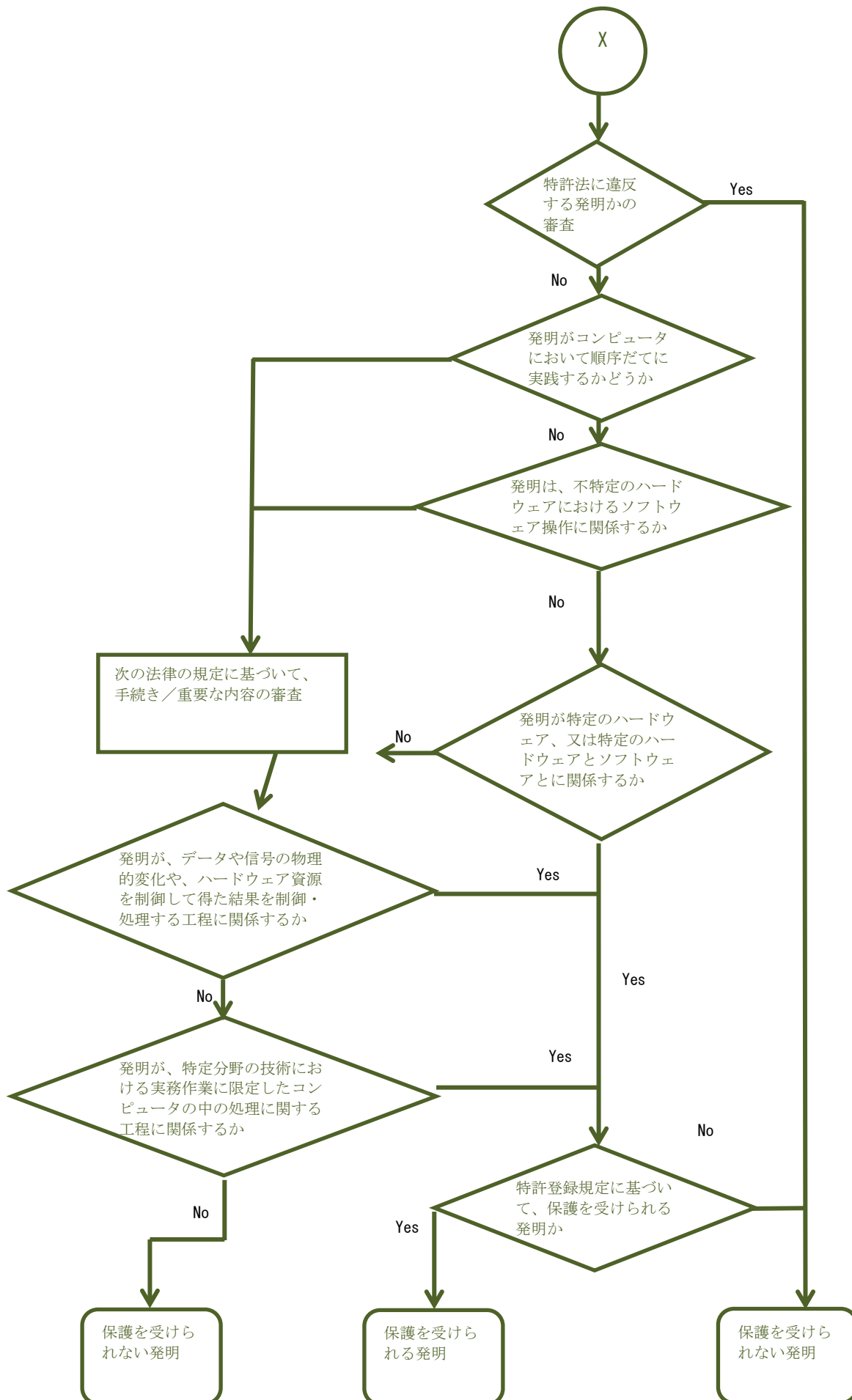
「技術的思想」と関連しないものとは以下を意味する：

- 1) データ処理に関するコンピュータのハードウェア資源を如何に使用するかの、直接又は間接的な詳細の説明がなく、当該データ処理のみに関するコンピュータの使用
- 2) 技術的特徴や考え方に関する部分がなく、保存用媒体へのコンピュータプログラムやデータ記録のみ
- 3) 保存用媒体へのコンピュータプログラムや、データ処理や、記録のみに関するコンピュータの使用
- 4) 製品を生み出さない事業の運営やその他の方法。

コンピュータプログラムに関連する  
発明の審査手順におけるダイアグラム







#### 10.4 人間又は動物の病気を診断又は治療する方法

特許と小特許審査マニュアル(B.E.2549 改訂版)の 36 ページに、「人間または動物の病気を診断又は治療する方法」という項目の特許法第 9 条の(4)に関する発明特許の出願(方式審査)という部分における「特許保護を受けられない発明」の詳細を削除して、代わりに次の文章を使う。

#### 第 9 条(4) 人間又は動物の病気を診断又は治療する方法

人間又は動物の病気を診断又は治療する方法を特許出願ができない発明というこの規則は、世界貿易機構(WTO)下の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIP)に沿ったものとして特許法(B.E.2535)第 2 号に定められた。人間又は動物の病気を診断又は治療する方法が、特定人物(医師)の技能によるもので、かつ特定の人間又は動物にしか適用されないのである。

従って、この「人間又は動物の病気を診断又は治療する方法」は、人間又は動物における疾病、異常状態又は病気より生じる病状、怪我、異常、若しくは苦痛を診断、処置、鎮静、抑制、緩和、回復、もしくは治療する効果をもたらす行動を含む。そのため、直接又は間接的にその行動を記述特許請求項は、特許法第 9 条の(4)に基づく意味合いでは保護を受けられない。特許出願人が間接的に保護を求める場合、担当官は発明の詳細の開示から、当該特許請求項は、前述した原理の意味するところが含まれているかを審査しなければならない。

いずれにしても、「人間又は動物の病気を診断又は治療する方法」は、当該方法に使用される製品や機器を含まない、例えば、細菌検査液、レントゲン撮影機などは、特許出願ができる可能性がある。さらに、美容目的で使用される物質若しくは化粧品を含む、何らかの化学物質又は機器装置による病気の予防方法も、特許出願ができる可能性がある。

## 特許法第 9 条の(4)の解釈に従い保護を受けられない特許請求項の例

- (1) 「(...で)体内に...という薬品を投与して、...という病気の診断」
- (2) 「患者に以下の理学療法をさせることで、...という病気を治療する(鎮静する、抑制する、緩和する、治療する)方法」
- (3) 「患者に...という化学薬品を有効量で投与して...という病気を治療する(鎮静する、抑制する、緩和する、治療する)方法」
- (4) 「患者に一回当たり...ミリグラム(1日当たり...ミリグラム)の...という化学薬品を投与して...という病気を治療する(鎮静する、抑制する、緩和する、治療する)方法」
- (5) 「...という薬品を必要とする患者に...とい化学薬品を投与して酵素(...ホルモン)を調節する方法(調節方法が病気を処置、鎮静、緩和、又は治療する効果をもたらす場合)」
- (6) 「(経皮薬を用いて)患者に有効成分を投与する方法」
- (7) 「哺乳類へ...という薬品を投与して、当該哺乳類の免疫力の反応を促進させることを含むエイズの抑制方法」
- (8) 「以下の(診察)結果を考察して(症状や)病気の診断方法」
- (9) 「(...という病気に対する)(治療の効果をもたらす)ために免疫力を(付ける、刺激する、向上させる、高める、減らす)方法」
- (10) 「患者の(<細胞又は...>から免疫力を付ける物質の作成を含む各手順を記述する)をしてから、患者の体へ再投入すること」によって、自らからワクチン(免疫力)を付ける方法」
- (11) 「...という病気に効果をもたらす医薬品の製造のための...という化学物質の使用であり、当該病気に効果をもたらす投与量は約...から...である」

- (12)「(数量を示す)の量のXという物質を用いて...という病気を治すための医薬品製造にあたるX物質の使用」
- (13)「(血液の値が)(一日／一時間／一回当たり)約...という量になるよう、...という物質の使用」
- (14)「血液中にある有効成分が(一日／一時間／一回当たり)約...という量になるように、...という物質を投与して...という病気を治すための...物質の使用」
- (15)「...という病気の治療において...という物質の使用」
- (16)「一日当たり(一回当たり)...という量を用いて...という病気の予防(治療、処置、抑制など)のための医薬品製造のための...という物質の使用」

**特許法第9条の(4)に基づくものではないため、保護を受けられる可能性がある特許請求項の例**

- (1)「...(手順、適応を記述)で構成される物質のサンプルに、...という抗原を接触させることで、...の(...という抗体)の存在の検出方法」
- (2)「...を使用して必要としている者へ投与することで...という病気に対する免疫力を刺激する方法」
- (3)「以下の...で構成される物質を必要としている者に対し、...という病気の免疫性(物質)の投与方法」
- (4)「必要としている者に対し、...の投与による...の予防方法」
- (5)「...によって構成される医療機器(装置、診断器具)」

特許委員会決定  
第1/2553号

前述の例示は、担当官が審査する際に使う指針に過ぎない。実務上、担当官は、発明の詳細及び特許出願の特許請求項に記載される内容を重点に審査しなければならない。当該内容を審査した上で、人間又は動物の病気を診断又は治療する方法と判断したら、特許出願に「使用方法」という単語がなくとも、担当官は当該特許出願を拒絶しなければならない

なお、前述の例示にある「病気」という単語は、病状や異常の表れとして出る症状や症状群を含むものとし、また、「治療」という単語は、診断する、処置、抑制する、鎮静させる、緩和する、回復する、もしくは治療する、かつ同様な意味を持つ他の単語を含む。

## 9 条(5) 10.5 公の秩序、良俗、衛生又は福祉に反する発明

特許法第 9 条の(5)に基づく発明を例外として本法に基づく保護を受けられない目的は、例えば、開封すると爆発する小型爆弾の入った封筒など、混乱の発生と公の秩序に反することを防ぎ、当該発明が犯罪行為につながらないように防ぐ。

その発明が善悪両方にも使われ得る場合、例えば、防犯錠を解除する方法は、犯罪者や強盗なら悪いほうに使われる発明になってしまうが、緊急時に鍵屋が使うなら良い使い方になる。この場合、本法第 9 条の(5)に基づいて特許出願を拒絶することはない。但し、当該発明に、公の秩序に反するような使われ方を明確に言及する内容であると見つけたとき、その言及される部分は発明の詳細から削除するよう指示しなければならない。

従って、担当官は、特許法(B.E. 2542)第 3 号の第 9 条の何れかの項目に基づいて保護を受けられない発明の一部が出願人によって特許請求されると判断すれば、担当官は、省令(B.E. 2542)第 22 号の第 5 条に従って、補正するよう出願人に書面による通知を送付する(補正が可能な場合、特許補正の項目を参照する)。

## 10.6 第 9 条に基づく特許保護を受けられない発明に関するガイドライン

省 22 号  
(B.E.  
2542)  
第 5 条

特許出願若しくは小特許出願が第 2 条の(1)若しくは第 3 条の(1)の規定に準拠していない、もしくは特許法第 9 条若しくは第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づき部分的に特許出願ができないと思われる場合、担当官は、出願人に所定期間内に出願を補正するよう要求すべく局長に審査報告書を提出する。

出願人が(第 9 条に基づき)特許保護を受けられない発明の全てについて特許権を請求すると分かった場合、若しくは特許請求項があいまいで第 9 条に反するか判断できない場合、担当官は当該特許出願人に連絡し、その特許出願が第 9 条の何れかの項目に反することによって特許出願を拒絶しなければならないと出願人が認識するよう知らせる。もし、出願人がそれに同意しない場合、当該出願人は所定期間内に、弁明あるいは補正(法律に反しない程度でできる範囲であれば)しなければならない。所定期間を過ぎたら、省令第 22 号(B.E. 2542)の第 6 条に従って、担当官は当該特許出願を拒絶するよう要求すべく局長に審査報告書を提出する。

省 22 号  
(B.E.  
2542)  
第 6 条

- 特許出願若しくは小特許出願(場合に依り)の対象たる発明が特許法第 9 条若しくは第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づき特許性に欠いていると思われる場合、特許出願の対象たる意匠が特許法第 58 条に基づき特許性に欠いていると思われる場合、又は特許出願若しくは小特許出願が第 2 条(3)若しくは第 3 条(3)の規定に準拠していないと思われる場合、担当官は、当該特許出願又は小特許出願を拒絶すべく局長に審査報告書を提出する。
- 第一段落に基づく出願の拒絶に先立って、局長は、出願人に対し、弁明するか又は当該特許出願若しくは小特許出願を補正するよう指示することができる。

出願を拒絶すべく局長に審査報告書を提出する前に、担当官は出願人に特許出願を拒絶する旨通知を送付し、特許法(B.E. 2522)の第 27 条に基づく書面による通知を受取ってから 90 日以内に、出願人がそれを弁明もしくは補正する機会を与える。

もし、出願人が弁明しない、若しくは弁明したが担当官の意見を覆すことのできる理由がない時、当該特許出願を拒絶すべく局長に審査報告書を提出する。

弁明や補正につき、その弁明や補正にかかる期間の延長を出願人は求めることができる。ただし、「特許に関する証拠書類の提出期間延長の要請に関する規則」という知的財産局告示の基準に基づかなければならない。

特許出願の出願人が担当官の指示に基づいて所定期間内に補正を行った、若しくは出願人が自発的に補正を行った場合、担当官は、後に述べる特許の補正に関する審査という規則に基づき、その補正された特許を審査しなければならない。

## 11.秘密として保護される発明

- 第23条**
- 特許出願された発明が国家の安全保障のために秘密にしておかなければならないと局長が判断したとき、局長は別の命令をするまで、その発明の重要部分及び詳細を秘密としておくことを命令する権限を有する。
  - 第1項により局長が秘密とすることを命令したことを知る特許出願人を含む何人もその発明の重要部分又は詳細を開示することを禁ずる。但し合法的に行なう権限を有するときを除く。

実務において、担当官が特許出願を方式審査して、当該発明が、例えば細菌爆弾や化学爆弾のように、何らかの戦争兵器の発明、もしくは精神安定剤の成分となる麻薬の製造法のようなある種の保健に関する発明など、国家の安全保障上危険であると判断した場合、担当官は特許出願人に事実の弁明をするよう指示する。もし、特許出願人が弁明をした上で、それが国家の安全保障上危険であるかどうか解からない時、関係機関に事前に問い合わせるから、その発明の要旨及び詳細の秘密を保持すべく局長に審査報告書を提出すると共に、そのことを特許出願者に通知する。

## 12.特許の補正に関する審査

- 第20条** 特許出願人は省令が定める規則と手続きに従い特許出願を補正追加することができる。ただしその補正追加は発明の重要部分の追加であってはならない。

- 省21号  
第16条** 出願人がその特許出願を発明の要旨の範囲を超えずに補正することを希望する場合、出願人は、局長から別段の許可を受けない限り、出願の公開前にその旨の申請を行わなければならない。

従って、特許出願の補正について、出願人は自発的に、若しくは担当官の指示に従って行うことができる。ただし、当該補正は、特許出願に開示されている発明の要旨の範囲の拡大であってはならない。その審査の指針は、つまり、本特許法第17条に従って特許出願を提出した場合、次の通り、特許出願人は自ら出願の補正申請することができる。

－出願の公報公開前：出願人は出願公報の公開前に、出願の補正申請ができるが、当該補正は発明の要旨の範囲を拡大するものであってはならない。

－出願の公報公開後：出願の補正申請ができるが、局長の許可を受けた上で、そして発明の要旨の範囲を拡大するものでなければ、特許出願人は出願の補正申請することができる。

### 12.1 発明の要旨の追加とならない補正

次に例示される特許出願の補正は、発明の要旨の追加とならない補正とする。

- －担当官の指示に基づく補正
- －出願される発明の背景に対する理解を高めるため、発明の背景に関する詳細を加える補正
  - －発明の詳細若しくは特許請求項に整合させるための補正。例えば、発明の詳細には50～100℃の温度と記載される一方、特許請求項には70～100℃の温度と記載される時、この場合、出願人は発明の詳細若しくは特許請求項を補正して整合させることができる。
  - －より明確かつ簡潔にするための、発明の詳細及び／又は特許請求項の補正
  - －タイ語の言語的原理に基づく誤字、脱字の補正

### 12.2 発明の要旨の追加となる補正

以下に例示される特許出願の補正は、発明の要旨の追加となる補正とする。

- －特許出願に記載されている発明の要旨を超えて内容を追加した補正。

例えば、

梱包容器の製造機械に関する特許出願につき、梱包容器の製造のための様々な部品によって組み立てられる当該機械を開示する発明の要旨と、前述した部品を含む梱包容器製造機に関する特許請求項とがある場合、特許出願人は、発明の詳細又は特許請求項に記載される梱包容器の製造工程などの要旨を追加することができない。



－特許出願に内容の補正によって、当該補正はかかる技術分野における通常の知識を有する人が予想し得ないか、または特許出願に記載されたことから理解できない補正。

例えば、

多種多様の構成要素から成るゴムの配合に関する特許出願について、当該出願人がゴムの配合にさらにもう一種の構成要素を加えて発明の詳細の追加を申請する場合、これは発明の要旨の追加とみなされる。

伸縮式支持部品の種類を特定しないで、「伸縮式支持部品に取り付ける」器具に関する発明の詳細と特許請求項が開示される特許出願をしたが、その後、当該出願人は伸縮式支持部品がコイルばねであると発明の詳細と特許請求項に追加の申請をする場合、これは発明の要旨の追加とみなされる。

しかしながら、かかる補正の内容がその技術分野における通常の知識を有する人によく知られているもので、当該補正は単に理解を高めるのみであると特許出願人が証明できれば、当該補正はできる可能性がある。最初の例示であれば、補正を申請する構成要素はよく知られている既存の一般的な構成要素であり、当該ゴムの配合に用いると、むしろ混合状態が良くなるということを、出願人が証明できれば、当該発明の要旨の追加は、発明の詳細を単により明確にするだけであり、かつ、出願人はかかる技術分野における通常の知識を有する人によく知られていないものを発明の要旨に追加していないことになるからである。

いずれにしても、当該補正が、過去に開示されなかった特別な効果をもたらす場合、その補正は認められない。それと同様に、「伸縮式支持部品」の例において、示される図面でかかる技術分野における通常の知識を有する人が、コイルばねを連想できる、又は当該発明の「伸縮式支持部品」はコイルばねを意味すると想像できることを、出願人が証明できれば、当該補正は認められる可能性がある。

中央知的財産・国際取引裁判所の判決方針の事例(訳注:未判決事件番号:  
IP93/2545)

「薬の一回あたり使用量は約 5～100 ミリグラム」という文章の削除のような特許出願の補正は、発明の要旨の追加となる補正とみなされる。その理由は以下の通りである。

1. 薬の成分や調合法の補正は、新規の薬の開発とみなされなければならない。従って、薬の調合法又は薬の一回あたりの使用範囲の指定は、この類の薬品の発明の要旨とみなされることになる。薬の服用範囲の指定は、薬品の製造にとって最も重要なことである。

2. 「発明の要旨」とは、どちらか一方ではなく、社会の有益性のためとなる発明の詳細と、特許権者に与えられる権利や有益性の範囲が記載される特許請求項との両方を指すものである。

3. 「要旨の追加となる補正」という言葉自体は、要旨の内容を加える、若しくは要旨の内容を変えるという意味がある。文章を削除することは、ある意味で要旨の補正になる可能性がある。従って、「薬の一回あたり使用量は約 5～100 ミリグラム」の部分を従来の特許請求項から削除することによって、要旨が変わってしまう。特許権者は、薬品製造に使用する一回あたりの成分使用範囲が指定されない保護を受けられることになるため、従来の特許請求項に記載されるものより範囲が拡大されることになる。そして、新しい特許請求項に基づく保護を受けられる発明の範囲は、既に開示された発明の詳細よりも拡大されてしまう結果となる。前述の文章を削除することは、法律に違反した発明の要旨の追加となる補正となる。

それでもなお、当該補正が発明の要旨の追加である場合、担当官は特許出願人に通知書を送付しなければならないが、当該補正が発明の要旨の追加ではなく、かつ特許出願の公開日後に行われるのであれば、担当官は出願公告開示後における補正を許可するよう、局長や局長に任命された者に報告する。

さらに、担当官がかかる補正の申請書を審査して、当該特許出願が正しく特許公報として十分に公開できると見た時、担当官は方式審査の段階ではなく、実体審査の段階で補正申請をする者に対し正しくない部分の補正をさせる指示をしなければならない。担当官は、当該特許出願における方式審査報告書を、権限ある者が公開の命令をするよう上司に順次提出する。そして公開手続きを進めるため、審査官は公開手数料を収めるよう出願人に通知すると共に、出願願書の謄本 1 通並びに特許請求項及び要約書の英語訳を送付させる。

方式審査の段階では、担当官は、どの図面を特許公報で公開すべきか、出願される発明を網羅して発明と整合性を持つ図面を検討する。また、国際特許分類(International Patent Classification: IPC)に基づいてメイングループ(Main Group)もしくはサブグループ(Sub Group)まで、担当官は発明を正確に分類する。

### 13.まとめ

方式審査は特許出願の公開前の特許出願願書を審査する段階であり、担当官は次の通り特許出願を審査しなければならない。

- 特許法(B.E.2542)第3号の第17条、省令、及び知的財産局告示などに基づいて発明の内容及び出願願書の準備が正確で、かつ明確であること
- 特許法(B.E.2542)第3号の第9条及び省令に基づいて特許保護が受けられない発明
- 特許法(B.E.2542)第3号の第10条、第11条、第14条、第15条の第一段落と第二段落、第16条、及び省令に基づく特許出願権
- 特許法(B.E.2542)第3号の第19条と第19条の2、省令、及び知的財産局に基づく出願日の計算及び最初の外国出願日を国内での出願日としての権利主張
- 特許法(B.E.2542)第3号の第23条に基づく秘密として保護される発明
- 知的財産局告示に基づく手数料免除における特許出願の手数料

#### 13.1 特許出願が正しくない場合

例えば、補正可能な不備がある場合、担当官は**90日**以内に補正すべく出願人に通知する。もしくは特許保護を受けられない発明、もしくは特許出願権がない出願人であることや、秘密として保持しなければならない発明である場合、担当官は当該特許出願を拒絶すべく又は発明の要旨を秘密保持すべく提案する前に、**90日**以内に出願人に弁明する旨を通知する。

#### 13.2 特許出願が正しい、あるいは担当官の命令により出願人が正しく補正した特許出願の場合

担当官は方式審査報告書を作成し、特許公報の公開を命令するよう順次に上司に報告書を提出する。

## 付属書類

## 微生物受託機関名簿リスト

## イ. 微生物の国際寄託機関

寄託機関名	国
1.AGRICULTURAL RESEARCH SERVICE CULTURE COLLECTION (NRRL)	米国
2.AMERICAN TYPE CULTURE COLLECTION (ATCC)	米国
3.AUSTRALIAN GOVERNMENT ANALYTICAL LABORATORIES (AGAL)	オーストラリア
4.GENTRAAI BUREAU VOOR SCHIMMEL CULTURES (CBS)	オランダ
5.COLLECTION NATIONALE DE CULTURES DE MICRO ORGANISMES (CNCM)	フランス
6.CULTURE COLLECTION OF ALGAE AND PROTOZOA (CCAP)	英国
7.DSM-DEUTSCHE SAMMLUNG VON MIKROORGANISMAN UND ZELLKULTUREN GmbH	ドイツ
8.EUROPEAN COLLECTION OF ANIMAL CELL CULTURES (ECACC)	英国
9.FERMENTATION RESEARCH INSTITUTE (FRI)	日本
10.IMET-NATIONALE SAMMLUNG VON MIKROORGANISMEN	ドイツ
11.INSTITUTE OF MICRO-ORGANISM BIOCHEMISTRY AND PHYSIOLOGY OF THE USSR ACADEMY OF SCIENCE (IBFM)	ロシア
12.INTERNATIONAL MICROLOGICAL INSTITUTE (IMI)	英国
13.KOREAN COLLECTION FOR TYPE CULTURES (KCTC)	韓国
14.KOREAN CULTURE CENTER OF MICROORGANISMS (KCCM)	韓国
15.MEZOGAZDASAGL ES LPARI MIKROORGANIZMUSOK MAGYAR NEMZETI GYUJTEMENYE (MIMNG)	ハンガリー
16.NATIONAL BANK FOR INDUSTRIAL MICROORGANISMS AND CELL CULTURES (NBIMCC)	ブルガリア
17.NATIONAL COLLECTION OF FOOD BACTERIA (NCFB)	英国

委託機関名	国
18.NATIONAL COLLECTIONS OF INDUSTRIAL AND MARINE BACTERIA LTD. (NCIMB)	英国
19.NATIONAL COLLECTION OF TYPE CUTURES (NCTC)	英国
20.NATIONAL COLLECTION OF YEAST CUTUURES (NCYC)	英国
21.USSR RESEARCH INSTITUTE FOR ANTIBIOTICS OF THE USSR MINISTRY OF THE MEDICAL AND MICROBIOLOGICAL INDUSTRY (VNIIA)	ロシア
22.USSR RESEARCH INSTITUTE FOR GENETICS AND INDUSTRIAL MICROORGANISM BREEDING OF THE USSR MINISTRY OF THE MEDICAL AND MICROBIOLOGICAL INDUSTRY (VNIT GENETIKA)	ロシア

#### ロ. 海外における微生物の委託機関

委託機関名	国
1.COLLECTION NATIONALE DE MICRO ORGANISMS (CNCM)	フランス
2.INSTITUTE FOR FERMENTATION OSAKA (IFO)	日本
3.FORSCHUNGSINSTITUT BORSTEL (FIB)	ドイツ

#### ハ. 国内における微生物の委託機関

- 1.National Center for Genetic Engineering and Biotechnology, National Science and Technology Development Agency
- 2.DNA Technology Laboratory, Kasetsart university Kamphaeng Saen Campus

-----

特許／小特許出願書

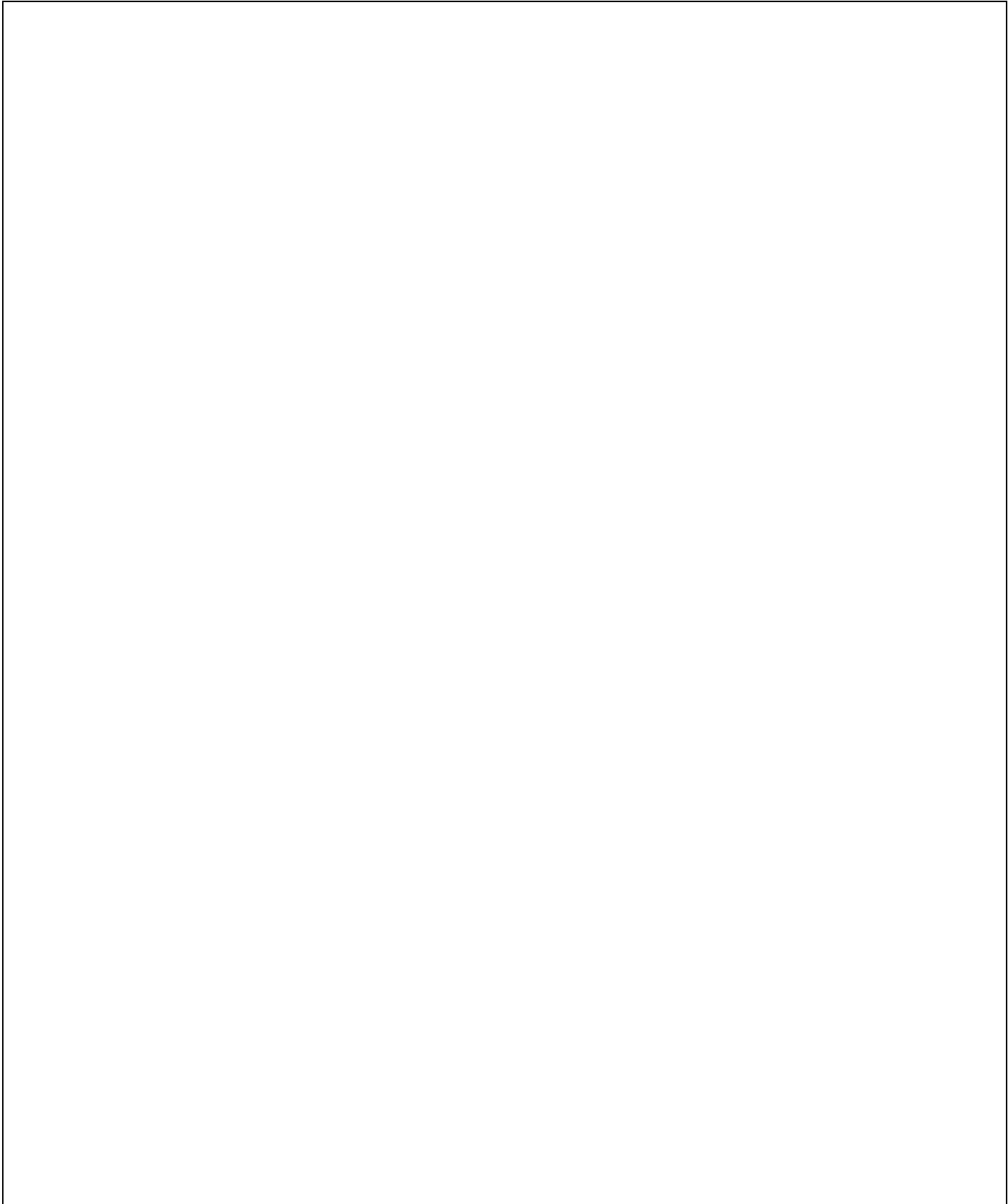
PI/PD/PP/001-A  
(1 ページ目／合計 3 ページ分)

<p>(政府印章) 特許出願書 <input type="checkbox"/> 発明 <input type="checkbox"/> 意匠 <input type="checkbox"/> 小特許 私は 1979 年特許法で 1992 年に及び 1999 年改正された特許法に基づき、特許を受けるべく特許／小特許出願にサインをします。</p>	<p><b>担当官記入欄</b></p>	
	出願日	出願番号
	送付日	
	IPC	
	公開日	公開番号
	登録日	登録番号
	担当官サイン	
	<p>1. 発明の名称</p>	
<p>2. この意匠出願は同一の意匠に関する出願で、同時に出願している出願数( )の第( )番目の出願である。</p>		
<p>3. 特許／小特許出願人名及び住所</p>	<p>3.1 国籍 3.2 TEL 3.3 FAX 3.4 E-mail</p>	
<p>4. 出願権の種類 [ ] 発明者、意匠創作者 [ ] 譲受人 [ ] 他の理由による正規の譲渡人</p>		
<p>5. 代理人事務所名及び住所</p>	<p>5.1 代理人登録番号 5.2 TEL 5.3 FAX 5.4 E-mail</p>	
<p>6. 発明者／意匠創作者及び住所</p>		
<p>7. この特許／小特許出願は原出願から分割したもの、あるいは関係する出願である。 この特許／小特許出願はその出願日を( )の日付で出願番号( )と同一出願日と見なす。 その理由はこの特許／小特許出願は原特許出願から分割、あるいは派生したもので、 [ ] 原出願には複数の発明が含まれているため。 [ ] 出願人には権利がないと拒絶されたため。 [ ] 権利の種類を変更させるため。</p>		

8. 外国出願				
出願日	出願番号	国名	IPC	出願経過
8.1				
8.2				
8.3				
8.4 <input type="checkbox"/> 第1国特許/小特許出願日を出願日とする権利を有する。 <input type="checkbox"/> 出願と共に証拠書類が提出された。 <input type="checkbox"/> 出願後証拠書類が提出される。				
9. 発明の政府による展示 発明を公開した期間( ) 展示会を開いた期間( ) 主催者( )				
10. 微生物発明				
10.1 寄託登録番号		10.2 寄託日		10.3 寄託場所/国
11. 出願人は本特許/小特許出願日前に外国へ出願した。本出願より 90 日以内にタイ語訳を提出する。 本出願は次の言語で出願した。 <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> 仏語 <input type="checkbox"/> 独語 <input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> その他				
12. 特許/小特許出願人が局長に対して次の日付以降に公開を依頼する日 <input type="checkbox"/> 特許/小特許出願人は図面番号[ ]を公開に使用することを要求した。				
13. 出願に含まれているもの(省略)			14. 出願と共に提出された書類 <input type="checkbox"/> 譲渡証 <input type="checkbox"/> 発明/意匠の証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 微生物に関する書類 <input type="checkbox"/> 外国で出願した事を記録した書類 <input type="checkbox"/> 権利の変更を示す書類 <input type="checkbox"/> その他の書類	
15. 私は次のことを証明します。 <input type="checkbox"/> この発明は以前に特許/小特許出願は行われていません。 <input type="checkbox"/> この発明は( )の改良発明である。				
16. 出願代理人のサイン				

備考: 発明/意匠特許あるいは小特許を出願する際に担当官に対して虚偽を申し立てた者は、如何なる者も 6 ヶ月以下の懲役、あるいは 5000 パーツ以下の罰金、あるいはその両方の刑を科せられる。





## 特許／小特許出願証明書

作成場所（場所を記入）  
年 月 日

知的財産局局长 殿

私（氏名及び住所を記入）及び  
私（氏名及び住所を記入）及び  
私（氏名及び住所を記入） は、

発明／意匠すなわち（発明名あるいは意匠名を記入）における自己の権利証明を求めます。

私が求める権利は次の通りです。

1. 私は前述の特許を出願した発明者／意匠創作者である。
2. その他の個人及び機関に、出願しているこの発明／意匠に関する特許を求める権利はない。
3. 私は、この発明権／意匠権を他人に対してまだ譲渡していない。
4. この証明書で私が明記している詳細は、すべての項目にわたって真実であり、かつ正確である。

サイン及び氏名（ ）

（ ）

- 備考：1. この証明書は出願人自らが発明／意匠の特許／小特許出願人である場合に使用されなければならない。  
2. この書類は特許／小特許出願書と共に提出されなければならない。



Statement of Applicant's Right to Apply For a Patent/ Petty Patent

Place.....

Date.....

To: The Director-General, Department of Intellectual Property

I (We).....

(name)

of.....and

(address)

.....

(name)

of.....and

(address)

.....

(name)

of.....

(address)

do hereby state and confirm my (our) rights in the invention/design entitled:.....

for which I (we) apply for a Patent/Petty Patent as follows :

- 1. That I (we) am (are) the true inventor (s)/creator (s) of the invention/design.
2. That no other person or body has any rights to the invention/design.
3. That the right to the invention/design has not been assigned to any other person.
4. That all the statements contained above and the facts contained in the application are to the best of my knowledge true and accurate.

Signature (S).....

(.....)

.....

(.....)

Notes : 1. This form must be used in case where the applicant is the inventor/creator.

2. This form must be filed together with the application.

担当官欄

申請番号( )  
受理日( )

**特許／小特許出願書の補正申請書**

特許／小特許出願番号( )  
出願日( )  
発明／意匠名( )  
特許／小特許出願人氏名( )

第1項 上記の特許／小特許出願人あるいは特許／小特許出願代理人である  
私(以下、氏名、住所等を記入 )は、  
この書類特許／小特許出願書の補正を求め、詳細はこの書類に添付します。

第2項 私は、この変更が 1979 年特許法第 20 条に基づくものであり、すなわち、発明あるいは意匠の重要部分  
の変更ではないことを保証します。

年 月 日  
サイン( )  
氏名 ( )

備考:使用しない内容については削除しなければならない。

担当官欄  
 受理日( )  
 受理人名( )

### 最初に外国で出願した日をタイでの出願日とする権利申請書

特許小特許出願書番号( )  
 出願日( )  
 発明/意匠名( )  
 特許小特許出願人氏名( )

1. 上記に記載した特許/小特許の出願人/代理人である私(以下、会社名、会社所在地等を記入)は、最初に外国で出願した日をタイでの出願日とする権利を請求いたします。詳細は以下の通りです。

2. 外国で出願した出願

出願番号	出願日	国名	外国間の発明分類記号	出願状況

3. 私は、検討を求めため、以下の証拠書類と共に、出願書を提出します。  
 外国において提出された特許/小特許出願書類のコピーで、前述の特許/小特許に基づく詳細を含む、特許/小特許出願書の出願日を示しており、さらに、その正確性が前述の外国において提出された外国の特許庁によって保証されているもの。

年 月 日  
 権利人/代理人のサイン( )  
 氏名( )

出願日( )

受理日( )

## 権利種別変更願

特許／小特許出願番号( )

出願日( )

特許／小特許出願人氏名( )

1. 特許／小特許出願人／代理人である私( )は、
- 1.1 発明特許を小特許に
  - 1.2 小特許を発明特許に
- 権利を変更することを求めます。
2. 私は、特許出願の公開前に特許権を小特許に変更すること、あるいは発明の登録前や前述の小特許の交付前に小特許を発明特許に変更することが1979年特許法(1999年特許法第3部により改定)第65条の4に基づいていることを保証します。

年 月 日

サイン( )

氏名( )

備考: 使用しない内容については削除すること。

**第 1 章  
特許出願****第 2 節  
サーチ****1. はじめに**

文献サーチとは、特許出願する発明に関係し類似する先行技術を調べることによって、当該文献を用いて、特許の登録及び発行に必要な判断基準となる新規性や進歩性の有無を審査することである。サーチは、特許出願の公開後、及び、出願人が当該特許の公開日より 5 年以内に発明の実体審査を請求してから行う。

特許出願のサーチは以下の 3 つの場合に分類される。

**(1) 外国における特許出願日がタイ国内における出願日より先の場合**

第 27 条

外国で特許出願を行った出願人は、審査に使用される同一発明に付与された特許、及び関係する先行技術を含む書類または出願審査報告書を提出しなければならない。

省 22 号  
(B.E.  
2542)  
第 12 条

出願人が、同一発明を複数の国において特許出願を行った場合、出願人が最初に特許出願を行った国、若しくは、局長が指定する国によって発行された審査に関する報告書又は書類を提出しなければならない。

従って、この場合、担当官は外国の先行技術のサーチを行なう必要はなく、発明の審査にあたって類似しているタイ特許出願の先行技術をサーチしなければならない。但し、出願人が、フィリピン インド 台湾等で発行された審査に関する報告書又は書類を提出した場合には、審査するために外国の先行技術を追加サーチしなければならない。

(2) 特許出願人がタイ国籍を有しない、且つ、外国で同一の発明の特許出願をしていない場合、若しくは、既に外国で当該特許の出願を行ったが〔訳注：タイ〕知的財産局に特許出願の審査を希望する場合、又は特許出願人がタイ国籍を有し、最初にタイ王国にて特許出願を行ったものが、〔訳注：タイ〕知的財産局に特許出願の審査を希望する場合

出願人は審査手数料を納付すると同時に、付属書類 1 を参照し、発明の審査請求をするための様式に記入しなければならない。出願人は、知的財産局に対してサーチの協力をする国内若しくは外国機関に対して発明の審査を請求することができる。

- 1) 外国機関に発明の審査請求をする場合、特許出願人は特許請求項及び発明の要約書、そして図面(もしあれば)に対応する英語訳を送付しなければならない。
- 2) 国内機関に発明の審査請求をする場合、特許出願人は1)に記載されたものの英語訳を送付してもしなくてもいい。

なお、システム及び書類管理課は次の通りに手続を行う。

- 1) 外国機関に発明の審査請求をする場合
  - 1.1) 知的財産局に提出した英語訳が特許出願された特許請求項と一致しているかどうか審査する。
  - 1.2) サーチ段階に進めるために、1.1)に記載の英語訳の複写書類を作成し、付属書類 2 に記入する。
- 2) 国内機関に発明の審査請求をする場合
  - 2.1) 特許出願願書の複写書類及びサーチ報告書様式を 1 部作成する。
  - 2.2) 発明の分野にそって国内の審査機関を選定すると同時に、付属書類 3 に従って書類を作成し、当該機関に送付する。

担当官は当該のサーチ結果報告書を受け取った後、サーチ範囲は発明の要旨を網羅しているかどうかサーチ結果を審査する。例えば、検索用キーワード(Key words)、国際特許分類(IPC)、そしてサーチ用のデータベースなどで審査する。要旨が網羅されない場合、追加審査をするようにシステム及び書類管理局に直ちに知らせなければならない。但し、網羅されている場合、担当官はタイで発行された類似する先行技術に関して追加サーチを行わなければならない。発明の審査をする際、担当官はサーチ結果報告書及び全ての先行技術に関する文献を審査しなければならない。



サーチ結果報告書には、直接的に関係する文献はどのような点で関連性を持つか、又は、どの特許請求項に関係するかを記号にて示す。

－外国機関によるサーチ結果報告書の例 付属書類 4 を参照

－国内機関によるサーチ結果報告書の例 付属書類 5 を参照

特許出願の引用文献を分類する記号は次の通りである。

X: この文献のみを審査する場合において、特許出願される発明と直接的に関わる文献又は当該発明の請求項は新規性若しくは進歩性が欠けていることを示す文献。

Y: 特許出願される発明と直接的に関わる文献を、他の文献と少なくとも 1 つ合わせると、当該の特許請求項は進歩性に欠けている発明であることを示す文献。

A: 発明と特別な関連性があると思われたい背景技術に関わる文献。

O: 口頭での開示によって関連性を持つ文献。

P: 最初の出願日と特許出願日の間に公開された文献。多くの場合、引用文献の記号(X, Y 或いは A)の前に記載される。

T: 発明の原理及び理論と関連性を持つ文献。

E: 特許出願日当日若しくはその後日に公開される文献。

D: 出願願書に記載されている関連書類。

L: 他の理由をもって関連性を持つ文献。

&: 複数の国において出願された同一発明の文献。

### (3) 出願人がタイ国籍を有する上に、最初にタイ国で出願願書を行った場合

この場合、担当官は、発明を審査するために、出願された発明に類似する知的財産局にある先行技術に関する文献をサーチしなければならない。

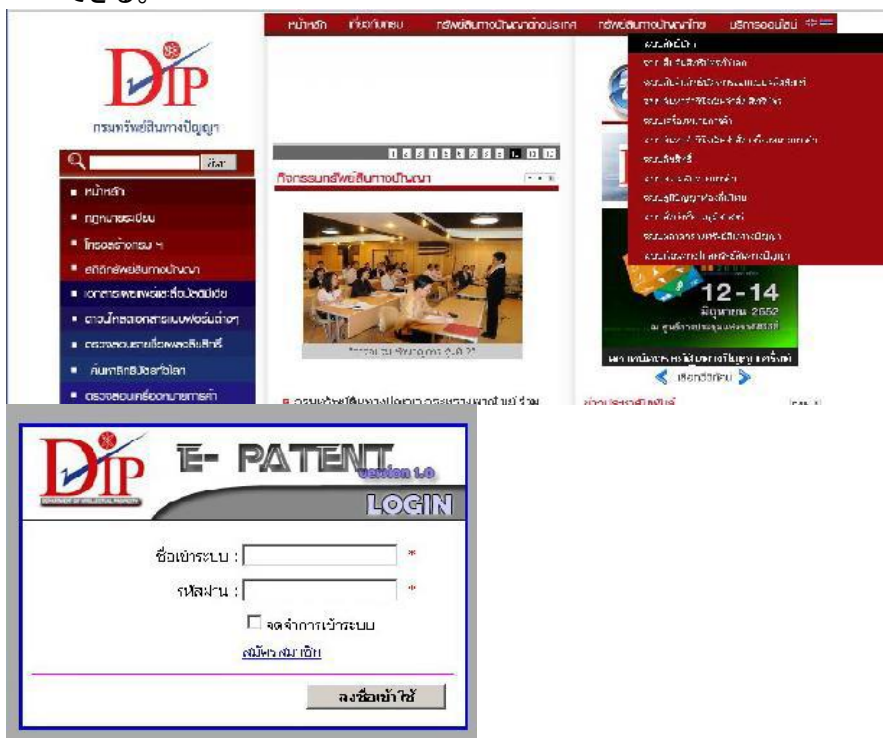
## 2 サーチ

### 2.1 サーチの内容

- 担当官は、出願された発明に直接的に関わる文献、特に、出願人が保護を求める独立特許請求項をサーチすべきである。なお、発明の詳細、そして図面(もしあれば)を審査することもあるが、これらの文献はタイにおける出願日若しくは優先日(Priority date)より前に開示されているものでなければならない。(出願人が主張する場合、特許出願は外国で最初に出願されたものとする)。
- サーチにあたり、発明過程の技術的思想を重視すべきである。サーチは特許請求項のみに限定すべきではないが、各技術分野における通常の知識を有する者が発明の詳細及び図面の検討から得た全てのことを網羅するほどの広い範囲になってはならない。
- サーチは、特許請求項の内容並びに発明の要旨を含め、全ての詳細を対象にすべきである。例えば、特許請求項には、一定の構造を持つケーブルクランプ(cable clamp)について記述されるとすれば、サーチの対象は類似した特定の構造を持つパイプ(pipe)及びクランプ(clamp)を含むべきである。もし、特許請求項が、役割及び/又は構造によって限定された多くの部分から構成され、かつ各部品が互いに接合している旨記載されている場合、糊やリベティング(reveting)など接着方法もサーチに含まれるべきである。
- サーチは、独立請求項及び他の従属特許請求項について審査する。従属特許請求項の解釈は限定的で独立特許請求項を引用すべきである。独立特許請求項の内容が新規性を有するのであれば、従属特許請求項の内容も新規性を有するものとみなされる。サーチにおいて、独立特許請求項に関する内容が見つからない場合、従属特許請求項についてサーチする必要がないとする。例えば、特許出願には、有効成分を特定の配合した爪感染症の処置用の調合薬の化合物である独立特許請求項 1.、化合物の媒介成分としての揮発性有機溶剤を特定の使用する独立特許請求項 1 に基づく化合物である従属特許請求項 2.、と記載される場合、有効成分の特定の配合について独立特許請求項をサーチした後、サーチ結果が出てこなければ、前述した化合物の媒介成分としての揮発性有機溶剤の特定の使用が記述された従属特許請求項をサーチする必要がない。
- 前述した従属特許請求項の特徴が、発明が進歩性の有無の審査において必要な場合、従属特許請求項の特徴を追加することによって、1つ以上の特徴をサーチする。また、請求項に基づく特徴において、一般的に知られているおよび迅速に発見できる発明の特徴を示す他の文献も引用することができる。従属特許請求項が独立特許請求項の追加的な特徴を有する場合、独立特許請求項の特徴に加えて従属特許請求項の追加された特徴も審査しなければならない。
- A、B、C そして D を組み合わせでできた発明など、出願された新規の発明を創出するために、複数の発明の構成部分から成ることを記述した特許請求項の発明の場合、担当官は、各部分および何れかの部分の組み合わせから成る発明を開示した先行技術をサーチしなければならない。すなわち、A、B、C、そして D を開示する文献と A+B、B+C、C+D そして A+D などの部分を組み合わせる発明の文献も含めて、サーチしなければならない。
- 出願願書に異なった特許請求項がある場合、全ての内容をサーチしなければならない。但し、製品の特許請求項には明確性があり、その発明が新規性及び進歩性を有すると判断される場合、担当官はその製品の製造及び使用に関する特許請求項をサーチする必要がない。中間(Intermediate) 製品については、特許請求項において一項若しくはそれ以上の記載がある場合、サーチしなければならない。
- 出願された発明に関係する文献が見つからない場合、担当官は、出願人が出願願書に記載した発明の背景に関わる文献をサーチしなければならない。

## 2.2 サーチに使用する項目

- タイの特許出願に関する情報は、イントラネットシステム URL <http://10.9.4.121/ePATENT> にて E-PATENT Version 1.0 にアクセスするか、インターネット上のウェブサイト <http://www.ipthailand.go.th> より閲覧することができる。



- 外国の特許に関する情報は、インターネットで次のウェブサイトから閲覧することができる。
- 1) <http://www.uspto.gov/> 米国における特許に関する情報。

**USPTO PATENT FULL-TEXT AND IMAGE DATABASE**

[Home](#) | [Quick](#) | [Advanced](#) | [Pat. Num.](#) | [Help](#)  
[View Cart](#)

Data current through August 16, 2011.

Query [\[Help\]](#)

Select Years [\[Help\]](#)

1975 to present Full text

Examples:  
 ttl/(tennis and (racquet or racket))  
 ist/1/8/2002 and mol on cycle  
 in/newmar-julie

Patents from 1790 through 1975 are searchable only by Issue Date, Patent Number, and Current US Classification.  
 When searching for specific numbers in the Patent Number field, patent numbers must be seven characters in length, excluding commas, which are optional.

Field Code	Field Name	Field Code	Field Name
PN	Patent Number	IN	Inventor Name
ISD	Issue Date	IC	Inventor City
TTL	Title	IS	Inventor State
ABST	Abstract	ICN	Inventor Country
ACLM	Claim(s)	_RCP	Attorney or Agent
SPFC	Domestic Specification	AN	Assignee Name
OCL	Current US Classification	AC	Assignee City
ICL	International Classification	AS	Assignee State
APN	Applicant Serial Number	ACN	Assignee Country
AHD	Applicant Date	EXP	Primary Examiner
PARN	Parent Case Information	EXA	Assistant Examiner
RLAP	Related US App. Data	REF	Referenced by
REIS	Reissue Data	REFR	Foreign References
PLS	Foreign Priority	REFR	Other References
PCT	PCT Information	GOVT	Government Interest
AHT	Applicant Type		

- 2) <http://www.jpo.go.jp/> 日本における特許に関する情報。特許公報番号、特許出願番号、検索キーワード、IPCそして公告日より検索が可能である。

**Searching PAJ**

[MENU](#) | [NEWS](#) | [HELP](#)

**Text Search** For Number Search, please click on the right button.

**Applicant, Title of invention, Abstract** e.g. computer semiconductor

Please input a SPACE between each keyword when you use more than one keyword.  
One letter word or **Stopwords** are not searchable.

AND   
 AND   
 AND   
 AND

**Date of publication of application** — e.g. 19880401 - 19880405

-

**IPC** — e.g. B01B7/04 A01C11/02

Please input a SPACE between each IPC symbol, when you use more than one IPC symbol.

- 3) <http://aipn.ipdl.inpit.go.jp/AI2/cgi-bin/AIPNSEARCH> 公開された日本の特許出願に関する情報は、2)のデータベースと異って、特許公報番号、特許出願番号若しくは優先権(Priority Right)主張している出願番号より検索可能である。このデータベースには、法的状況(Legal Status)、引用文献(Cited Document)、英語の特許請求項および詳細(翻訳機能によって翻訳されたもの)、審査情報(file wrapper information)、そして特許出願の特許ファミリー(Patent Family)に関する情報がある。

- 4) [http://worldwide.espacenet.com/advancedSearch?locale=en\\_](http://worldwide.espacenet.com/advancedSearch?locale=en_) ヨーロッパ及び全世界 80 ヶ国以上の特許庁によって公開された特許公報情報は、以下の 3 つのデータベースより検索できる。
- Worldwide—80 ヶ国以上の公開された特許公報を集結するデータベース。
  - EP—ヨーロッパで公開された特許公報及び発明の完全な詳細 (Full text) を集結するデータベース。
  - WIPO—国際特許出願で公開された特許公報及び発明の完全な詳細 (Full text) を集結するデータベース。

### 2.3 サーチ方法

- 国際特許分類(IPC)及び専門用語であるキーワード(Key-word)若しくは発明の名称(ET: English title)、発明の要約書(AB: Abstract)、そして発明の特許請求項(CL: Claim)を使ってサーチする。

- 専門用語であるキーワード (Key-word) 若しくは発明の名称、発明の要約書及び特許請求項によってサーチを行う際、同様な技術的な考え方は異なる表現で記述されることもあるため注意しなければならない。又、対象となる項目を見つけるために、同義語や使用できる別の単語を使う必要がある。一方、いくつかのキーワードを合わせることで大幅に異なる文献 (Noise) がヒットされることにより文献が見つからない場合があるが、その場合は IPC を用いてノイズを取り除くことができる。発明の名称による検索は情報が不足する場合があるため、発明の名称によるキーワード検索は不完全となる可能性がある。
- 正確な IPC を用いてサーチする際、ヒットする文献が少なければ、サーチにおいて (完全である可能性があるが)、IPC の範囲を絞ることにより、リスクが生じ、必要な文献が見つからない可能性がある。
- 非常に多くの文献がヒットされた場合、別の分類或いは発明の名称からのキーワード、発明の要約書及び特許請求項を用いて、これらの分類におけるサーチをできるだけ絞るようにする。
- サーチの際に使用する各クエリーは不完全な検索結果を表示する。「AND」で二つ若しくはそれ以上の不完全なクエリーを合わせて使うと完全度の低い検索結果が表示される。従って、表示された文献が少ないとき、特に最も条件が合致するグループで検索する際には「OR」の使用を検討すべきである。
- IPC と類似した内容と特徴を説明する言葉を「AND」で合わせるべきではない。例としてアメリカの特許庁のデータベースを使用してサーチする際、IPC = F25D AND AB = REFRIGERAT\* は、F25D が refrigerators (冷蔵庫) の分野に分類されているため、使用すべきではない。また、IPC = E06B (door sealings) AND AB = SEAL\* も使用すべきではない。
- タイの特許出願願書は、発明の名称、発明の要約書及び特許請求項を用いてサーチすることができる。専門用語であるキーワードを用いてサーチする際、異なる綴りを使用すべきである。例えば、amide は「エーמיד」、「エーミド」、terephthalic は「テレフターリック」、「ティアレフターリック」、「テレフターリック」及び「ターレフターリック」を用いるべきである。
- 関連性のある文献若しくは同一発明の文献をサーチするために、出願人の名前 (PA: Applicant)、発明者 (IN: Inventor)、出願番号 (AN: Application Number)、優先権主張の出願番号 (NP: Priority Number)、ヨーロッパにおける公報番号 (EP\* Publication Number) そして、WIPO の公報番号 (WO: Publication Number) など文献の各部分からの情報を用いてサーチすることができる。

### サーチの例

#### 発明の名称

物理気相成長 (PVD: Physical Vapor Deposition) 工程による複数のシステムにおける多層非金属材料の表面への被覆

#### 発明の要旨

本発明は、非金属材料の表面にイオン化スパッタ (Ion Sputtered) 工程により金属基板を付着させた後、イオン化蒸着 (Ion Evaporated) 工程によって金属基板材に付着させるチタン系化合物の上に成膜させるというチタン系化合物の金属材料表面被覆方法に関わるものである。

この発明の目的は、主要材質と表面被覆材の組み合わせによる性能を多岐にわたって応用し、装飾材、建材、工業機械用材料、そして工学的な要求を満たす特殊材料など多様な性質を持った様々な製品を提供することである。

同一分野の先行技術における特許文献サーチは以下の通りに実施できる。

コンピュータシステムを利用した外国の特許出願における文献サーチは、インターネット上でウェブサイトを [http://worldwide.espacenet.com/advancedSearch?locale=en\\_EP](http://worldwide.espacenet.com/advancedSearch?locale=en_EP) にアクセスする。

●Worldwide - full collection of published patent applications from 80+ countriesをクリックすると、画面には様々な検索用のキーワードが表示される。例えば、Keyword in title、Keyword in title or abstract、Publication Number、Application Number、Priority Number、Publication Date、Applicant、Inventor、ECLA Classification、IPC Classificationなどである。詳細は以下の図を参照する。

**Advanced search**

---

1. Database

Select the catalogs in which you wish to search: **i**

Worldwide - full collection of published patent applications from 80+ countries

2. Search terms

Enter keywords in English (Ctrl+Enter expands the field you are in)

Keyword(s) in title: **i** plastic and bicycle  
patenting and non-metallic

Keyword(s) in title or abstract: **i** hair

Publication number: **i** WO200814520

Application number: **i** DE19371031906

Priority number: **i** WO1005016325

Publication date: **i** yyyy/mm/dd

Applicant(s): **i** Institut Fasseur

Inventor(s): **i** Smith

International Patent Classification (IPC): **i** H03M1/12

Clear Search

●Searchをクリックすると、必要なデータが表示される。  
しかし、この場合、発明に類似する文献を検索するため、検索キーワードと国際特許分類を併せて使用すると共に、異なるキーワードを使ってサーチするべきである。すると、以下の情報が得られる。



- Keyword in title に coating and non-metallic を入力すると、該当する文献が見つからないことになる。
- Keyword in title or abstract に physical and vapour and deposition を入力すると、410 件の該当文献が表示される。
- Keyword in title に multilayer and coating を入力し、更に Keyword in title or abstract に titanium を入力すると、71 件の該当文献が表示される。
- Keyword in IPC に C23C14/00 を入力し、更に Keyword in title or abstract に physical and vapour and deposition を入力すると、26 件の該当文献が表示される。
- Keyword in title に coating を入力し、更に Keyword in title or abstract に physical and vapour and deposition を入力すると、56 件の該当文献が表示される。

注: 上記は2011年8月16日付けの検索結果である。

◎担当官は、タイに出願される特許出願に関するデータが集結されるE-PATENT



Version 1.0で上記と同様のサーチを行わなければならない。なお、検索キーワードは次の通りである。

- 発明の名称＝被覆 AND 発明の名称＝非金属をキーワードにすれば、2 件の該当文献が表示される。
- 発明の名称＝被覆 AND 発明の要約書＝非金属をキーワードにすれば、11 件の該当文献が表示される。
- 発明の名称＝被覆 AND 発明の名称＝非金属 AND 発明の名称＝複数のシステムをキーワードにすれば、1 件の該当文献が表示される。
- 発明者の名前＝スラサック・スリンナポンをキーワードにすれば、5 件の該当文献が表示される。
- 発明の記号＝C23C 14/34 で検索すれば、3 件の該当文献が表示される。



- 発明記号=C23C 14/00 で検索すれば、7 件の該当文献が表示される。
- 発明の要約書=被覆 AND 発明の要約書=非金属をキーワードにすれば、39 件の該当文献が表示される。

様々な文献を取得した後、担当官は各々の文献を審査しなければならない。未公開の文献、出願人は特許出願を放棄していない文献、かつ出願人は特許法 B.E.2522 の 21 条(B.E.2535 改訂版)に基づいて詳細の開示を拒否する文献の場合、新規性のサーチにおいて、これらの文献を引用することができない。しかし、当該の未公開の文献の発明の要旨が、担当官がサーチ中の出願願書と類似し、かつ、当該の未公開の特許出願は担当官がサーチ中の特許出願より先に提出された場合、担当官は、下記の特許法(B.E. 2522)第 16 条に基づき、最初に出願された特許出願の手続きを早急に行うべきである。

### 第 16 条

複数の者が共同ではなく別々に同一の発明を行った場合、最初に出願した者が特許を受ける権利を有する。同一の日に出願したときは、そのうちのいずれかが独占的権利を有するか又は共同で権利を有するか合意しなければならない。局長が定める期間内に合意できない場合、当事者は局長が定める期間の最後の日から 90 日以内に裁判所へ提訴しなければならない。期限内に提訴しない場合、その当事者は特許出願を放棄したものとみなす。

従って、最初に出願した者は特許の付与を受ける権利を有するものとし、最初に出願された特許出願を審査してから、担当官は、サーチ中の特許出願を審査する。

従って、サーチ結果報告書の作成並びに発明の審査に使用するために、担当官は、使える文献としてどの文献が最も発明に類似するかを検討すべきである。キーワードの選定は重要なことであり、正確かつ適切なキーワードを使用することによって発明に類似する文献を見つけることができるため、発明の新規性及び進歩性のサーチが効率的になる。サーチ結果報告書については付属書類 6 を参照。

### 3. まとめ

サーチは特許出願を登録するか拒絶するかを検討するにあたり、重要な過程である。もし担当官が細やかに慎重かつ完全にサーチを行わなければサーチ中の特許出願に類似する文献若しくは特許出願と同じ文献を見つけることができず、新規性及び進歩性の審査は非効率的になる上、裁判において特許が無効化される可能性も出てくる。従って、先行技術の文献サーチをするときは正しい知識及び理解をもって行わなければならない。又、サーチ中の発明を網羅する文献を見つけるために同義語のキーワードを用いることも必要である。

## 付属書類

AUSTRALIAN INDUSTRIAL PROPERTY ORGANISATION

To: The Director - General, Department of Intellectual Property

Herewith Search and Examination Report on

Thai Patent Application Number.....

- 1. APPLICANT.....
- 2. FILING DATE IN THAILAND.....
- 3. DATE OF RECEIPT BY AIPO.....
- 4. PRIORITY DATE OF APPLICATION.....
- 5. PRIORITY COUNTRY.....
- 6. TITLE OF INVENTION.....
  
- 7. INTERNATIONAL CLASSIFICATION [Int. cl.<sup>6</sup>].....
- 8. AREA OF SEARCH.....
- 9. SEARCH RESULT.....

Category of Section 6	Citation of document with indication, where appropriate, of the relevant passage	Relevant to Claim No.

## INTERNATIONAL - TYPE SEARCH REPORT

National Application No. #74079

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER		
Int. Cl.		
H04Q 5/22 (2006.01) G08B 23/04 (2006.01) G08B 1/08 (2006.01) G08B 25/74 (2006.01)		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)		
IPC		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic databases consulted during the international search (name of database, and where practicable, search terms used)		
US PATENTS, US APPLICATIONS, DPWI, KEYWORDS: Vehicle, automobile, alarm, theft, warning, wireless, mobile, gps, location, position, satellite, call, phone and similar terms.		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to Claim No.
X	US 2002/0021242 A1 (FLICK) 21 February 2002 See the entire document	1-16
X	US 6208247 B1 (AGRE et al) 27 March 2001 See the entire document	1-16
X	WO 2000/050916 A1 (DANTRACK ApS et al) 31 August 2000 See the entire document	1-16
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claims) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "T" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	"F" later documents published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "G" document of particular relevance, the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance, the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when it is considered with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "X" document member of the same patent family	
Date of the actual completion of the international-type search	Date of mailing of the international-type search report	
18 May 2006	26 JUL 2006	
Name and mailing address	Authorized Officer	
AUSTRALIAN PATENT OFFICE PO BOX 200, WOODEN ACT 2008, AUSTRALIA E-mail address: po@ipaustralia.gov.au Facsimile No. (02) 6185 2029	ROBERT BARTRAM Telephone No. (02) 6283 2215	

**AUSTRALIAN PATENT OFFICE**  
**INTERNATIONAL-TYPE SEARCH REPORT**

ARTICLE 15(5)  
established by the ISA/W

OVERSEAS OFFICE  
THAILAND

Normal Application No. <b>074879</b>	Country or Office of Filing <b>THAILAND</b>	Applicant or agent's file reference <b>0706/1037</b>
Filing Date (day/month/year) <b>30 May 2002</b>	(Earliest) Priority Date (day/month/year) <b>27 May 2002</b>	Priority Country Code <b>CN</b>
Applicant <b>Sin Eke Technology Co. Ltd</b>		

Date of request for international-type search <b>4 May 2006</b>	International-type search request No./file No.
--	--

This international-type search report consists of a total of **3** sheets.

It is also accompanied by a copy of each prior art document cited in this report.

The search was based on the following search statement:

An active rescue-calling alarm system used in a motor vehicle, comprising a wireless communication apparatus, at least one sensor installed in a location in the vehicle to detect the condition of the vehicle and to provide an abnormal signal when an abnormal condition occurs while the vehicle is turned off, and an alarm electrically connected to said sensor(s) and adapted to receive the abnormal signal from said sensor(s) while the vehicle is turned off, said alarm having a connection line electrically connected to said wireless communication apparatus and adapted for providing a control signal to initiate said wireless communication apparatus when said alarm receives the abnormal signal from said sensor(s) and allowing said wireless communication apparatus to inform the motor vehicle owner of the occurrence of the abnormal vehicle condition of the vehicle.

Art 15 (Form sheet) (July 1982)

INTERNATIONAL - TYPE SEARCH REPORT

National Application No. 074079

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to Claim No.
X	WO 2000/025284 A2 (ROYAL THOUGHTS LLC et al) 4 May 2000 See Figure 2, page 2 line 25, page 3 line 17, page 5, page 15	1-16
X	US 5218367 A (SHEFFER et al) 8 June 1993 See whole document	1-2, 4-12, 14-16
X	WO 1992/010387 A1 (ORICOURT SECURITY SYSTEMS LIMITED et al) 25 June 1992 See Pages 1-6	1-16

The invention you have defined in claims 1-16 is not novel and not inventive in light of the documents listed above because they all disclose all of the features defined in the claims listed in the right hand column. All citations have a wireless communication alarm system suitable for a vehicle that have an independent battery supply that does not require the vehicle to be turned on. The citations either explicitly disclose the equivalent sensors or they are obvious variations to the sensors disclosed.

The term "respectively" is not required in the claims hence they are currently not necessary.  
 Claims 12 - 16 do not define the feature of the system being powered independently from the vehicle being turned on.

Art 13 Information of Doc C (July 1992)

## 特許出願願書の審査参考用のサーチ結果報告書

特許出願願書番号	出願日	実体審査請求日
外国での最初の出願番号 -	最初の出願日 -	最初の出願国 -
出願人の氏名		
発明の名称 ガラスファイバー式の電気ケーブルスプリッター装置		
国際特許分類記号 (Int. Cl. <sup>7</sup> .) G02B 6/44		
サーチ範囲 ABST: Keyword IPC: G02B		
サーチする発明の要旨である特徴		
特許請求項 1~2に基づく		

付属書類 3  
2 ページの 2

発明に関する文献（先行技術）

文献の種類*	先行技術 (文献の種類、要旨及び関連内容のまとめ)	関連の特許 請求項
Y	タイ特許公報公告番号 617「セラミックコートの磁器ケーブル・スペーサー」日付:B.E.2545 年 3 月 19 日	1~2
Y	特許番号 US3,052,751「AERAIL CABLE SPACER AND LINER FOR SAME」日付: B.E.2505 年 9 月 4 日	1~2
<p>* X:この文献のみを審査する場合において、特許出願される発明と直接的に関わる文献又は当該発明の請求項は新規性若しくは進歩性が欠けていることを示す文献。</p> <p>Y:特許出願される発明と直接的に関わる文献を、他の文献と少なくとも1つ合わせると、当該の特許請求項は進歩性に欠けている発明であることを示す文献。</p> <p>A:発明と特別な関連性があると思われない背景技術に関わる文献。</p> <p>P:最初の出願日と特許出願日の間に公開された文献。多くの場合、引用文献の記号(X,Y 或いは A)の前に記載される。</p> <p>E:特許出願日当日若しくはその後日に公開される文献。</p>		
サーチ機関: 知的財産局特許部		
担当官	サーチ完了日	



第1章  
特許出願  
第3節  
実体審査

1. はじめに

本節は発明を保護するための特許登録査定または特許権付与の審査の一部である実体審査について述べる。実体審査は発明の技術的な要旨を審査するものであり、登録査定される発明はタイ特許法 B.E.2522、改正版 B.E.2535(第 2 号)及び B.E.2542(第 3 号)の第 6、7 及び 8 条を準用する第 5 条に基づくもの、尚且つ第 18 条に従わなければならない。すなわち、その発明は、新規性、進歩性、産業への利用可能性を有し、及び同一の発明でなければならない。本節で述べられる実体審査の方針は、担当官の実体審査に関する知識及び理解を深め、正確にかつ同一の基準を持って審査を進めるためのガイドラインである。

## 第29条 2. 審査請求

第28条に基づく出願の公開後、出願人は、出願公開日より5年以内に(ス/005-n: ソーポー/ソーポー/オーソーポー/005-ゴー様式を用いて)発明の審査請求を提出しなければならない。

第33及び34条に基づく異議申立および局長の決定に対する審判請求が提出された場合、出願人は(付属書類1のス/005-n: ソーポー/ソーポー/オーソーポー/005-ゴー様式を用いて)その最終決定後1年以内の何れか遅くに満了する期限内に発明の審査請求をしなければならない。

## 3. 新規性に関する審査の手始め

出願人がス/005-n(ソーポー/ソーポー/オーソーポー/005-ゴー様式)を用いて審査請求を提出したとき、担当官は特許出願包袋を取り出し、包袋の左方に審査請求書を入れる。

その後、所定期間内に審査請求が提出されたかを確認する。

出願人が(ス/005-nを用いて)その期間内に審査請求をしない場合、担当官はグループ長宛てに放棄通知書を作成する。それから、管理課に届け、放棄の手続きを行い、包袋の背及び特許出願願書(ス/001-n(ソ): ソーポー/ソーポー/オーソーポー/001-ゴー(ポー)様式)の右上に赤インクで「放棄」と捺印しなければならない。

出願人が(ス/005-nを用いて)その期間内に審査請求をした場合、それに対応する手続きは3通りに分かれる。

(1) タイの国外にすでに特許出願がなされた場合、その特許のサーチ報告書または特許に関する書類または外国で出願された前述の特許の審査報告書を受領するまで、特許出願包袋を包袋保管庫に戻しておく。なお、前述の外国の信頼性も考慮に入れる。

(2) 出願人が外国の審査結果を待つことを希望しない場合、以下の通り審査を請求することができる

(2.1) 外国の若しくは国際的な特許庁若しくは組織に出願の審査を委託する。但し、その審査について発生したサーチ費用を出願人が負担しなければならない。例えば、オーストラリアの特許庁で、2,100豪ドルのサーチ費用を必要とする。この場合、英語表記の特許請求項、要約書及び図面(もしあれば)を添付しなければならない。担当官はAUSTRALIAN INDUSTRIAL PROPERTY ORGANISATIONの様式(本節の付属書類2を参照)に英語で記入し、英語に翻訳された特許請求項及び要約書とともに送付する。

(2.2) 国内の審査委託機関に審査請求する。この場合、出願人はタイ知的財産局の定める特許請求項の項数に応じたサーチ費用を支払わなければならない。サーチ報告書を受領した後、包袋を取り出し実体審査の手続きを行う。なお、その実体審査はサーチ報告書入手した順番にそって行われなければならない。

(3) 出願人がタイの国籍を有する場合、特許に関する書類のサーチ及び実体審査をすぐに行うことができる。なお、その実体審査は審査請求の順番に従わなければならない。または、(2.1)若しくは(2.2)に従って手続きを進めることができる。

注) 実体審査は国内あるいは外国の組織から受領したサーチ報告書から審査を始める。

## 4. 発明の審査に関する手続き

**第33条** 出願人が審査請求を行ったとき、担当官は以下のように手続きを行う。

## 4.1 出願の単一性に関する審査(Unity)

**第18条** 出願審査において、その出願が単一の発明概念を構成する関連性ある発明に該当しない複数の異なる発明に関するものであると判断される場合、担当官は、出願人に通知して、かかる出願をそれぞれが単一の発明を対象とする複数の出願に分割するよう求める。出願人がその通知の受領後**120日以内**に分割出願した場合、その分割出願は、最初の出願の出願日に行われたとみなす。出願は、省令に定める規則及び手続に従って分割される。出願人が担当官の分割要求に応じられないときは、通知の受領後**120日間以内**に局長に対して審判請求することができる。局長の決定を最終とする。

**第26条**

出願された発明が同一であるかを判断する際、特許請求項を判断基準とする。次の請求項を含む出願は、同一の発明に関するものとされる。

省21号  
(B.E.  
2542)  
**第5条**

- (1) 保護対象である製品の独立請求項に加え、その製品(成分、合成物、商品、物質、組成物、複合物、調合法等)の製造方法及び使用方法を記載した他の独立請求項
- (2) 保護対象である製品の独立請求項に加え、その方法を実施するための手段及び／又は装置に関する請求項

**第24条**  
(2)

## 4.2 発明の要旨に関する実体審査(Substantive Examination)

担当官は第6、7及び8条を準用する第5条に合致しているか審査しなければならない。すなわち、特許登録が可能な発明(Patentability)とは、以下の要件を満たさなければならない。

**第6条を**  
**準用する**  
**第5条**

## 4.2.1 新規性のある発明(Novelty)

特許を付与するための審査において、出願された特許が新規性のある発明であるか否かが重要である。新規性の判断基準として、担当官は特許の独立請求項と先行技術と照合して審査する。

先行技術とは、特許出願日あるいは(第19条その2に基づいて)出願人が国内での出願日として主張する外国出願日より前に公開された証拠書類などを指す。新規性の判断基準は以下の通りである。

**第6条(1)**

新規の発明は先行技術であってはならず、すなわち、**特許出願日より前に、タイ王国において広く知られていた発明又は用いられていた発明**であってはならない。ここでは、特許出願日前に販売が行われていることを意味する。先行技術の証明となる証拠書類は、注文書、納品書、商品の広告宣伝用のチラシ等である。

- 第6条(2) ● 新規の発明は先行技術であってはならず、すなわち、特許出願日前に、タイ王国国内外に流布する文献又は印刷物において要旨又は詳細が開示されていた発明であってはならない。この開示とは印刷物、展示又は他の方法での一般への開示であるかは問わない。先行技術の証明となる証拠書類は、出願人が担当官に提出した特許の最初のページである。INID CODE (43)を参照し、(まだ実体審査されていない)特許公開日が特許出願日の前であるか否か、または、新聞での広告あるいは配布用書類、印刷物、学術文献等の発行日が特許出願日の前であるか否かを見る。但し、特許出願前12ヶ月以内に、発明者が、法律に基づかない行為により生じた結果としての重要な部分若しくは詳細の開示、又は国際商品展示会若しくは公的機関の展示会において発明者の成果発表を含めた発明者による重要な部分若しくは詳細の開示は要旨又は詳細の開示とはみなさない。
- 第6条(3) ● 新規の発明は先行技術であってはならず、すなわち、特許出願日前にタイ王国国内外において特許の付与を受けていた発明であってはならない。証明となる書類は、タイで特許出願する前に外国で付与を受けINID CODE (45)に開示された特許で、INID CODE (45)とはその開示日が審査終了後に与えられ、特許は付与されているものである。
- 特許委員会の決定 第13/2553号
- なお、出願人が外国で特許出願を行った場合、外国での最初の出願日より12ヶ月以内にタイ国内で同一発明の出願を行い、同時に第19条その2に基づいて優先権(Priority)の主張したとき、タイ国内の出願日の前に外国で出願がなされた特許が先に登録されるにもかかわらず、第6条に基づいて新規の発明であるとみなす。
- 第6条(4) ● 新規の発明は先行技術であってはならず、すなわち、国内における特許出願日から遡って18ヶ月以上前に外国で特許が出願されたが、かかる特許が付与されなかった発明であってはならない。出願人の特許出願願書にあるINID CODE (32)を参照し、最初の出願日からタイ王国国内での特許出願日まで18ヶ月以上経過したかを確認する。
- 第6条(5) ● 新規の発明は先行技術であってはならず、すなわち、タイ王国国内外で特許又は小特許が出願され、その出願が国内の特許出願日より前に公開された発明であってはならない。特許公開の最初のページ(Front page of Publication) INID CODE (43)を参照する。

#### 第6条で記述されていない新規性に関する判断基準

(1) 先行技術(Prior art)の最初のページ(front page)を参照し、その発明の詳細が開示され、かかる先行技術が特許出願日(filing date)より前に公開されているか否かによって、新規性を判断する。INID CODE (43)で示される最初の特許公開年月日がタイ王国における特許出願日より前である場合のみ、出願された発明特許の新規性を判断するための先行技術あるいは参考資料として使用できる。特許出願日(filing date)の扱いについて、一般的に特許出願日は特許出願受理日(receiving date)と同一日だが、以下の場合のみ出願日と受理日は同一日とならない。

- 第19条の2 ● 第14条で定められた国籍を有する出願人が外国において特許出願を行い、外国での最初の出願日から12ヶ月以内にタイ王国で出願を行った場合、出願人はかかる最初の外国出願日をタイ王国での出願日として主張することができる (priority right)。または、
- 第19条 ● 出願人が、政府機関が主催又は開催許可をした一般に公開された展示会でその発明を展示し、その博覧会の開催日から12ヶ月以内に当該発明について特許を出願した場合、その博覧会の開催初日に出願を行ったとみなす。または、
- 第26条第2段落 ● 出願人が、単一発明として複数の出願に分割する旨の担当官の命令に従い上記通知を受領後120日以内に分割出願をした場合、その分割出願は、最初の出願の出願日に行われたとみなす。または、出願人が県の商務事務所を通して特許を出願した場合、特許出願日 (filing date) を県の商務事務所への出願日とみなす。特許出願受理日は、管理課より特許出願の受理番号が発行される日である。
- したがって、実際には、特許出願日 (filing date) より前に公開されている特許に関する書類あるいは公開された特許出願等の先行技術は、特許出願された当該発明の新規性の喪失を判断するための証拠書類として用いることができる。

(2) かかる発明に関する特許付与の判断材料として出願人が送付した外国で付与された特許に関する書類を用いて新規性を判断する。この場合、担当官が必ず確認しなければならないのは、出願人が特許付与の判断材料として送付した特許書類は、実体審査 (Substantive examination) 制度を持った国から発行されたものであるか否かである。

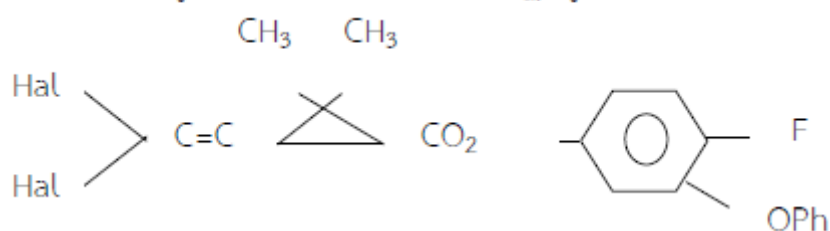
(ア) 実体審査制度 (Substantive Examination System) を持っている国から発行された特許書類の場合、担当官はその書類を判断材料として使用する。なお、担当官はその特許書類の信頼性をその都度判断することができ、その特許書類のみ判断材料として使用しなければならないことではない。審査のための追加サーチあるいはその他の書類を要求することができる。信頼性のある、及び、(ア) で記述された Substantive Examination 制度を持った国から発行された特許書類の審査において、担当官は出願人が送付した特許書類は特許出願がなされた発明と一致あるいは同一であるか否かを審査する。審査に際し、特許書類の最初のページ (front page) にある書誌データ (Bibliographic data) の正確性を判断し、その発明とその特許書類の技術的な要旨の比較を行う。出願人より送付された特許書類と出願された発明、特に特許請求項が一致していることを確認する。ただし、外国で発行された特許における特許請求項がタイ特許法に違反する場合、出願人に対しその特許請求項を除外するように要求する。例えば、(第9条に違反する) 疾患の治療方法を請求する特許請求項を除外するように命じる。また、複数の独立請求項を引用する従属請求項の場合、上記の複数の独立請求項のうちの何れか一項等の代替的な表現に書き換える。外国の特許書類とタイ国内で特許出願された特許の詳細を比較し、発明の要旨の追加の有無を確認する。要旨の追加がある場合、元の発明の要旨と一致するように、出願人に補正するように通知する。要旨の追加がなく、要旨がより明確になっただけであれば、補正は不要である。特許を付与する前の第3節に基づく追加サーチと、特許出願される発明と一致する特許書類に基づいて補正された特許請求項の審査は以下の通りに従う。

- 出願が仮出願(Provisional Application)である場合
    - その1、発明の要旨が第17条に定められる要件を満たさない場合、第19条その2に基づき、最初に特許を出願した日をタイ国内での特許出願日として主張することができない(付属書類3を参照)。
    - その2、発明の要旨が第17条に定められる要件を満たしている場合、完全な出願であるとみなされ、第19条その2に基づき、最初に特許を出願した日をタイ国内での特許出願日として主張することができる。
  - 出願が継続出願(Continuation Application)である場合(付属書類4を参照)、最初の出願日を見て、放棄(Abandon)という記載があった場合、新規性を判断する期間を超過しているかを確認する。超過している場合、当該の出願は放棄された最初の出願と同一であるか否かを確認する。単一出願である場合、担当官は当該の出願は新規の発明でないとみなし、出願人その点に関する弁明をするように通知する。
  - 出願が分割出願(Divisional Application)である場合(付属書類5を参照)、同一の発明であるか否かを確認する。同一の発明であれば出願を受理できるが、同一の発明でなければ出願を分割するように出願人に通知する。
    - (イ) 実体審査制度(Substantive Examination System)を持っていない国から発行された特許書類の場合、担当官は(ア)に定められる国より発行された特許に関する書類あるいは実体審査報告書を送付するよう出願人に要求する。実体審査報告書がない場合、出願人は他の組織に実体審査を依頼しなければならない。
- (3) 担当官が以下の方法より入手したサーチ報告書に基づいて新規性を判断する。
- (ア) 公的機関、または、外国の若しくは国際的な若しくは国内の特許庁、例えば、オーストラリア特許庁あるいは出願人がサーチを依頼した国内の機関、または、
    - (イ) 特許の登録査定判断材料として出願人が特許が付与された国からのサーチ報告書を提出する。または、
    - (ウ) 出願人がタイ国籍を有する者で、他の国において特許の出願を行ったことがない場合、担当官は第3節に基づいてサーチを実施する。
- 担当官はサーチ報告書の1つ目の「category」と書いてある枠より新規性を判断する。タイ語の報告書の場合は“ประเภทเอกสาร”(文献の種類)と書いてある。新規性については“X”の記号で判断する。その枠内にXがあれば、2つ目の枠を参照し(先行技術、Citation of document with indication, where appropriate, of relevant passages)、文献の種類を判断すると同時に、当該書類の要旨あるいは関係のある部分、例えば、関係するページ番号(pages)、列番号(column)、特許請求項(claims)もまとめておく。次に、3つ目の枠(関係のある特許請求項、Relevant)で出願された特許の特許請求項のうち、どの請求項に関係があるかを見る。それから、担当官は、弁明若しくは特許の保護を受けるべく請求項の範囲を限定的なものに補正するように、上記の内容を出願人に通知する。例として、1つ目の特許請求項を新しい従属請求項である2つ目の特許請求項と併せて、「～を特徴とする(characterized by)」という語句で繋げることで、特許請求項をより限定的なものにすると同時に新たな新規性を有する部分のみが保護対象となる。なお、上記通知は、第27条に基づき90日以内に行われなければならない。所定の期限内に出願人からの返答がなかった場合、担当官はかかる発明に関する特許出願包装袋を取り出し、その特許出願を拒絶するためにサーチ報告書を作成し局長に提出する。

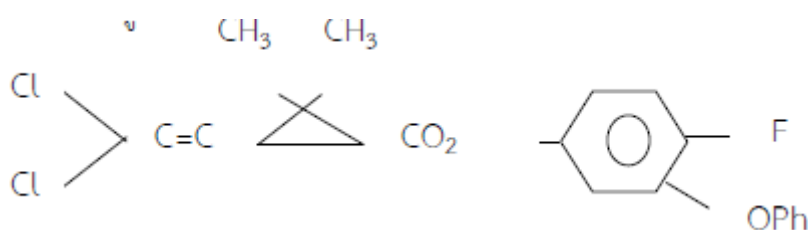
新規性の判断は複雑ではない。判断基準としては、出願された発明の特許請求項を順に最も類似している先行技術と比較し、それらが100%同じであるか否かを確認する。100%とは、言葉(wording)に関してではなく、技術的な要旨、例えば、成分、調合法、機器、装置、部品、製造方法等に関してである。

### 新規性の判断基準

- 先行技術として公開されている化合物の化学式が特許出願された発明の特許請求項にある化学式より範囲が広い場合、範囲の広い化学式はより範囲の狭い化学式の新規性を損なわないため、当該発明の化学式は新規性を有するとみなされる。一方、先行技術として公開されている化合物の化学式が特許出願された発明の特許請求項にある化学式より範囲が狭い場合、範囲の狭い化学式はより範囲の広い化学式の新規性を損なうため、当該発明の化学式は新規性に欠けているとみなされる。例えば、



上方の化学式は下方の化学式の新規性を損なわない。



しかし、下方の化学式が既に先行技術として公開され、且つ上方の化学式が出願された特許の特許請求項に記述されている場合、下方の化学式は上方の化学式の新規性を損なうことになる。

## 第7条 4.2.2 進歩性のある発明(Inventive step)

担当官が特許請求項を確認して新規性を有すると判断したとき、その次に、新規性のある特許出願された当該発明に進歩性の有無を確認しなければならない。

● タイ特許法(B.E.2552)の第7条によると、

「発明が当該技術分野における通常の知識を有する者において自明でない場合は、進歩性を有するものとみなされる。」

● 発明の進歩性の有無を判断する際には、タイ特許法では、発明が進歩性を有するか否かを判断する者は、**当該技術分野における通常の知識を有する者**であると明記されている。判断の指針は以下の通りである。

- 発明の特徴の一つである「進歩性」において、法律に定められるのは、当該技術における通常の知識を有する者の知識を判断基準とすることである。ここで考慮に入れなければならないのは、その発明はその人にとって簡単に思いつくあるいは行うことができるものか否かである。その発明がその人にとって簡単に思いつくあるいは行うことができないものであれば、進歩性を有するとみなされる。一方、その発明がその人にとって簡単に思いつくあるいは行うことができるものであれば、進歩性を有しないとみなされる。

その人の知識、技能を発明の進歩性の判断基準にするという法律について、当該分野における通常の知識を有する者(person having ordinary skill in the pertinent art)とは、中位あるいは平均の知識または技能を有する人である。一般的には、普段からその分野で働いている人のことを指しているが、その人は分野によって異なった知識や技能を有するのであろう。

- 通常の知識を有する人が特許出願された発明を見て、自分自身ではそのような新しい効果が生まれることを予期できず、その発明を生み出す創造力は新規性を持ち、自分では思いつかないものであると判断すれば、その発明が通常の知識を有する者にとって自明ではないとみなすことができる。ただし、その発明を判断する人の知識はその分野における「専門家(expert)」レベルに達してはならない。その理由は、そのレベルの知識を有する人であれば、大半の発明は自明であると判断するからである。

特許を保護を受けられる発明は、少なくとも一歩先の進歩性がなくてはならない(この項目において法律は進歩したものを保護したいからである)。これは、技能と知識を測定する、あるいは、発明という点において技能と知識が必要であることを確認するものである。判断する際には、特定の人達の技能と知識を基準とし、その発明は簡単に考えられるものであるかを確認する。

したがって、進歩性があるということは、その発明の構造的な特徴あるいは構成要素に変化があるか否か、あるいは、その発明が先行のものとはどれほど異なっているかが重要ではなく、その発明が従来発明と異なっているかが重要である。その発明の効果が従来発明で得られる効果と大きく異なっていたら、通常の人ではその発明を思い付くのが不可能であることをその異なった効果自体が証明している(構造ではなく、効果が元のものとは異なっているか否かを見る)。

ヤンヨン・  
プアラー  
ト「タイ特  
許法に関  
する説  
明」、第2  
版、  
B.E.2543  
年12月

チャイヨ  
ット・ヘ  
マラ  
チャタ  
教授、知  
的財産に  
関する法  
律の特徴  
基礎知識  
著作権  
特許 商  
標 営業  
秘密 半  
導体チ  
ップ 新  
種の植  
物



担当官は以下に述べる判断基準に従って進歩性を判断する。

- サーチ報告書 (search report) 文献の種類 (category) の枠にある文字を参照して判断する。

“X”であれば、その文献のみを用いて、その改良あるいは相違点は通常の知識を有する者にとって自明であるため、発明は進歩性に欠けていると判断することが可能である。

“Y”であれば、当該の発明と先行技術に関する少なくとも1つの他の文献を参照し、それらの先行技術の技術的な特徴を改良することなく単に併せているだけ、あるいは、その改良は当該分野における通常の知識を有する人にとって自明であるため、発明は進歩性に欠けていると判断する。

- 設計や形状への効果 (Effect of design/form) 進歩性のある発明は、設計や形状に特段の効果を与えなければならない。例えば、色付きのしま模様のある歯磨き粉である。色付きのしま模様を歯磨き粉に付けたことは効果を生み出したため、発明の進歩性として認められる。
- 業務負担 (task) わずかに過程を技術的に改善したが、その改善は費用の削減、あるいは、最終製品に不要の化合物の混入を防げるというような利点がある。
- 選択 (selection) 既存のものを選択し過程に用いることでより良い結果を生み出した。創造性が伴った新しい効果を生み出すのに成功したため、進歩性を有するとみなす。
- 要求 (Requirement) 長い期間にわたる技術的な開発、特に競争者のうちの一人が問題の解決策を見出した場合を含む、要求に関する問題を早急に解決できたため、進歩性を有するとみなす。
- 当該分野の専門家の努力 当該分野における専門家の長期間にわたる努力、特に異なった視点から先行技術に関する文献の収集を行ったことによって、驚くべきあるいは予測できなかった効果を生んだ場合、進歩性を有するとみなす。
- 単純化 (Simplification) 複雑でない技術、単純な技術的な問題を解決することによる費用の削減。例えば、広く知られている機械の中に広く知られている装置を取り付けることにより出力を向上することができた場合、進歩性を有するとみなす。
- 開発段階の集中 (concentration of developmental steps) 短い期間を用いる製品の開発段階であれば、進歩性を有するとみなす。

- 成功(Success) 創作性を有しなくても、経済的な成功は商業上の賢明さの現れである。例えば、「たまごっち」はその分野の専門家からすれば何の進歩性もないが、子供たちに広く好まれているという商業的な成功から判断すれば、進歩性を有するとみなすことができる。
- 科学技術研究(Scientific technical research) 多くの実験を経て顕著な結果を生むような化合物を発見した場合、進歩性を有するとみなす。
- 進歩(Progress) 特定の技術分野の専門家の知識や技能による技術的な進歩、例えば、水質汚濁や大気汚染のような環境問題はよく知られているが、問題の解決策の見出し方は十人十色である。
- 自明な結果(Obvious result) 参考資料が見つからない場合、様々な可能性を検討し、傑出したより優れている部分、そして新製品を生む知識や考えを参考にする。新しい過程あるいは装置が生まれれば、進歩性を有する。
- 発明による達成(Achievement by the invention) 例えば、構造的に簡易型の構成部品を加えることで機械の効率を向上した。
- 化合物の代替(Exchange of compounds) 手法を複雑化するあるいは驚くべき結果を生むことなく、一つの化合物の代わりに他の化合物を用いただけであれば、進歩性を有しない。
- 驚くべきあるいは予測できなかった結果(Surprising results) 驚くべきあるいは予測できなかった結果、特に化学と薬学の分野では、以下の通りに判断する。
  - 製品収量がより増加した。
  - 最終製品が良い結果を生んだ。
  - 中間物の毒性が低くなった。
  - 中間物や最終製品の再利用。
  - 薬学的に新しい結果を生んだ。
  - 選択肢として予測できなかった発明の組み合わせを実現できた。
  - 予測できなかった技術的な特徴を持つ。

これらに該当する場合は、進歩性を有しない。

- 費用の削減(Cost reduction) 製造費用を削減できるものは、進歩性を有する。
- 以下の利点を有するものは、進歩性を有する。
  - 薬学的に最も良い結果を生んだ。
  - 機械的に新しく、若しくは化学工学的に新しいものを公知の部品と組み合わせることで、技術的な問題を解決できる結果を生み出した。(長い期間において新しい工程の開発がなされなかったが、新しい工程を実現できた。)

進歩性の有無を判断する例を以下に示す。

#### 化学分野における発明の進歩性の有無を判断する例

当該の化合物が先行技術で言及される化合物と明らかに異なっている(類似する構造ではない)場合、進歩性を有する。

当該の化合物が先行技術で言及される化合物と類似している場合、特許を出願した当該化合物が予測できなかったあるいは驚くべき結果を生んだか否かを確認しなければならない。そのような結果を生んだ場合、進歩性を有する。例えば、

先行技術	$H_2N-C_6H_4-SO_2NMR'$ Sulphonamide (Ia) Antibiotic
特許出願した発明	$H_2N-C_6H_4-SO_2NHCONHR'$ Sulphonyl urea (Ib) Antidiabetic

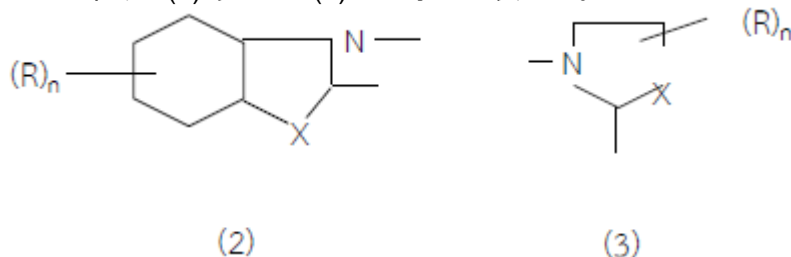
上記の2つの化合物は構造的に類似しているが、特徴が異なっており、予測できなかった結果を生み出している。従って、進歩性を有するとされ、特許の登録査定が出される。但し、2つの化合物が構造的に類似しているが、予測できなかったあるいは驚くべき結果を生み出さない場合、その化合物は進歩性を有しないとされ、特許の登録査定は出されない。例えば、

先行技術	$H_2N-C_6H_4-SO_2NHCONHR'$ amino-sulphonyl urea $H_3C-C_6H_4-SO_2NHCONHR'$
特許出願した発明	methyl-sulphonyl urea

#### 事例研究

研究対象は、インドプロパーギル種の殺菌剤(Indopropargyle Fungicides)であり、下記の化合物に関して特許を出願した。

- (1)  $HET-CH_2-C\equiv C-I..$  の化学式で表される化合物 (1)  
HETは代わりに(2)あるいは(3)の化学式で表せる。



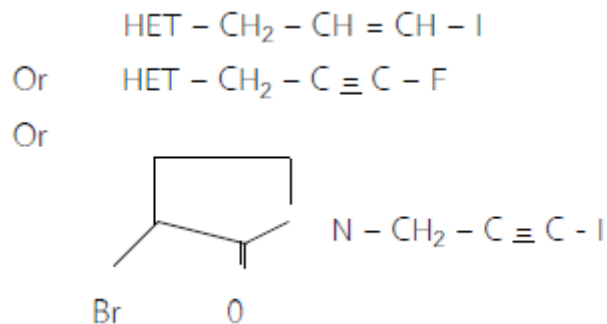
また、-X- は -CH<sub>2</sub>-, -S- であり、  
R はアルキル基であり、  
n は 0, 1, 2 である。

(2) 特許請求項(1)の化合物は、殺菌剤である。

(3) 特許請求項(1)の化合物の調製法は、不活性溶媒中に化学式(2)あるいは(3)の複素環化合物(Heterocyclic compound)とジハロプロピン(Dihalopropyne)とを60°Cから180°Cの間で反応させる。

公開された先行技術の詳細に基づいて、医薬品として用いる(1)の化学式を有する化合物はバクテリアによる感染を治療すると記述されている場合、この発明の新規性及び進歩性は損なわれない。

開示されている先行技術の詳細が殺菌剤として用いる成分が以下の化学式を有していると言及していた場合、特許請求項(2)の進歩性を損なうことになる。



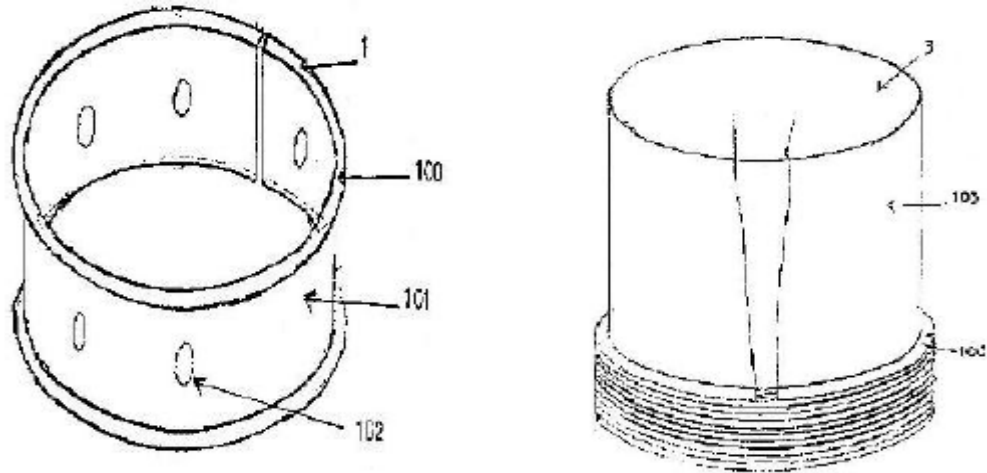
特許請求項(3)にある化合物の調製法はささいなものであるため、特にサーチを実施しない。調製法がわずかに異なっているのみであれば、特許請求項(1)の化合物が既に普及しているとしても進歩性を有するとはみなされない。

### 電気・物理分野における発明の進歩性の有無を判断する例

#### 出願番号0301004541番の発明特許

- 円筒状の銅線制御盤(101)
- 銅線が側面にはみ出さないように、銅線制御盤(101)の両端の縁は外側に直角に曲げられる(100)
- 直角に曲げられた端部(100)は全体にわたって接合される
- 接着剤が音声コイルの敷板(103)とより良く接着できるように、銅線制御盤(101)の板は平滑な又は穴を開けられた又は疵を付けられたもの

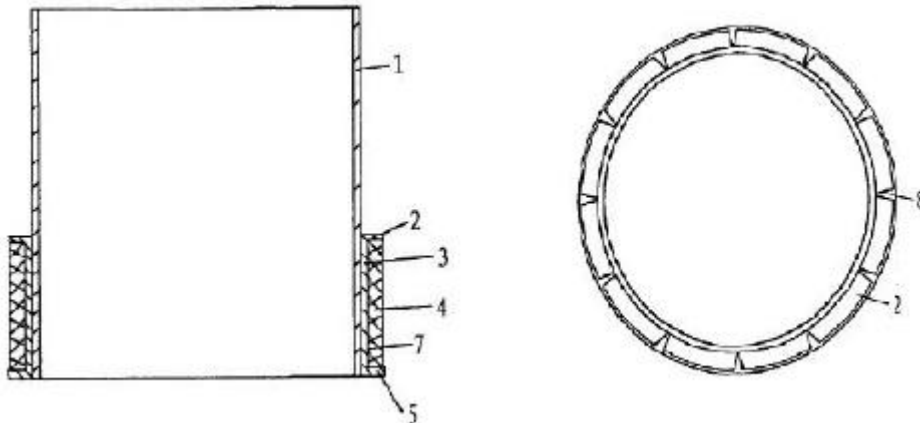
によって構成される銅線からできたスピーカーの音声制御盤



類似する先行技術 EP 1351548 A2

- 円筒状の銅線制御盤(3)
- 銅線が側面にはみ出さないように、銅線制御盤(3)の両端の縁は外側に直角に曲げられる(2), (5)
- 直角に曲げられた端部(2), (5)は周りにいくつかの切り込みを入れられている
- 接着剤が音声コイルの敷板(1)とより良く接着できるように、銅線制御盤(3)の板は穴を開けられたもの

によって構成される固定タイプのスピーカーの音声コイル



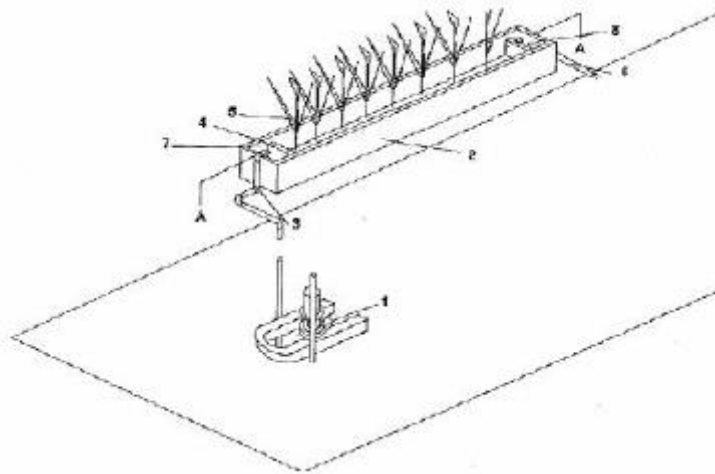
上記の2つの発明を見ると、2つの発明は直角に曲げられた銅線制御盤の両端において異なっている。出願番号0301004541の発明は、その両端が全体にわたって接合されている一方、特許番号EP 1351548 A2の発明は、容易に曲げて形作れるように両端にいくつかの切り込みが入れている。出願番号0301004541の発明の特徴を見ると、特許出願された発明に基づいて作られた製品の異なった両端は異なった技術的な結果を生み出すと証明されないため、製品に良い結果をもたらしていないことになる。従って、先行技術に関する文献を参照すれば、これは当該技術分野における通常の知識を有する者には自明であり、簡単に思いつくあるいは実施することができる。そのため、この発明は、タイ特許法(B.E.2542(第3号))によって改正されたB.E.2522)の第5条(2)に基づき、進歩性を有しない。

工学分野における発明の進歩性の有無を判断する例

出願番号 1001001099 番の発明特許

- 水をろ過するために水源に隣接して設置された水質改良溝(2)
- 管(3)を通して送水ポンプで植物溝に送水される水質改良対象の水源からの水
- 水質改良植物溝(2)は、両端に少なくとも2枚のバツフル板(4)が設けられる開放型溝という特徴を持つ溝(2)
- (バツフル板を設置することにより)溝の前端(7)と後端(8)にできた水槽
- 溝(2)の高さより低い高さを持つバツフル板(4)

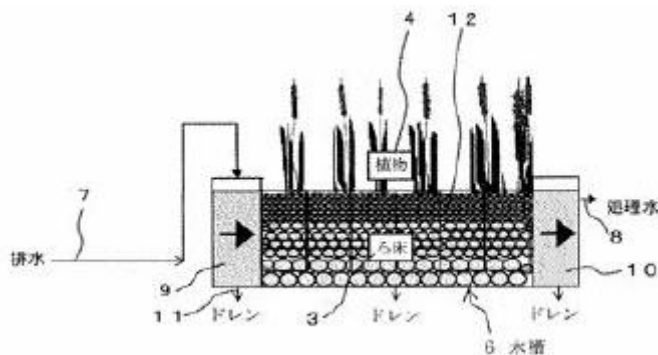
によって構成される植物溝と空気注入器を組み合わせた水質改良システム



類似する先行技術 JP 2005-046768 A

- 有孔容器にろ床(3)を形成するように詰められた小石のフィリング
- 当該有孔容器のろ床の上に一つ又は複数に分けて植えられる植物(4)
- 植物モジュールができるように水槽(6)に設置される当該植物のモジュール
- 排水は順に当該ろ床に流れさせられ、処理および交換が可能な当該植物モジュール

によって構成される有孔容器



上記の2つの発明を見ると、技術的な特徴が異なっていることが分かる。出願番号1001001099番の発明は、植物溝の前端と後端の順に水槽を形成するために少なくとも2枚のバツフル板を植物溝の前端と後端に設けた水質改良のための植物溝であり、そのバツフル板の高さは植物溝の高さより低く、当該の植物溝のバツフル板の間に植物が植えられる。水源に戻される前に、植物を通して流れる水は廃棄物が吸収され、あふれた水は植物溝の後端にある水槽に流れる。これにより、水の流速が落とされ、水の氾濫の発生を防ぎ、都合よく排水することができる。当該植物溝は、水質改良対象の水源の近くに設置された空気注入器と組み合わせて用いられる。先行技術であるJP 2005-046768 Aの発明は、当該有孔容器にろ床を形成するように小石のフィリングが詰められた有孔容器であり、植物が一つ又は複数に分けられて植物モジュールを形成する。長く使用すると、廃棄物が詰まって植物に害を与えてしまい、水質の改良には貢献しない。従って、当該発明は当該分野における通常の知識を有する者に自明ではなく、タイ特許法(B.E.2542(第3号)によって改正されたB.E.2522)の第5条(2)に基づき、進歩性を有する。

## 第8条

## 4.3 産業への利用可能性のある発明

産業への利用可能性(Industrial Applicability)のある発明は、産業をはじめ、手工芸、農業及び商業を含む何れかの産業において製造又は使用することができる発明である。担当官は、特許出願された発明が産業、手工芸、農業及び商業への利用が可能であるかを判断する。

## 日本特許法

産業への利用が不可能な発明の例を以下に示す。

- マッサージの方法
- 人体の内臓器官の状態の検査方法
- 心電図検査(Electro cardiogram)のための電極の準備方法
- 特定の人間にしか利用できない発明、例えば、タバコの吸い方等
- 研究あるいは実験のみが目的である発明
- 実施が難しい発明、例えば、地球全体の地面をプラスチックフィルムで覆うことで、オゾン層の破壊原因である紫外線を防ぐ方法等

## 5. 審査後の手続き

## 第33条

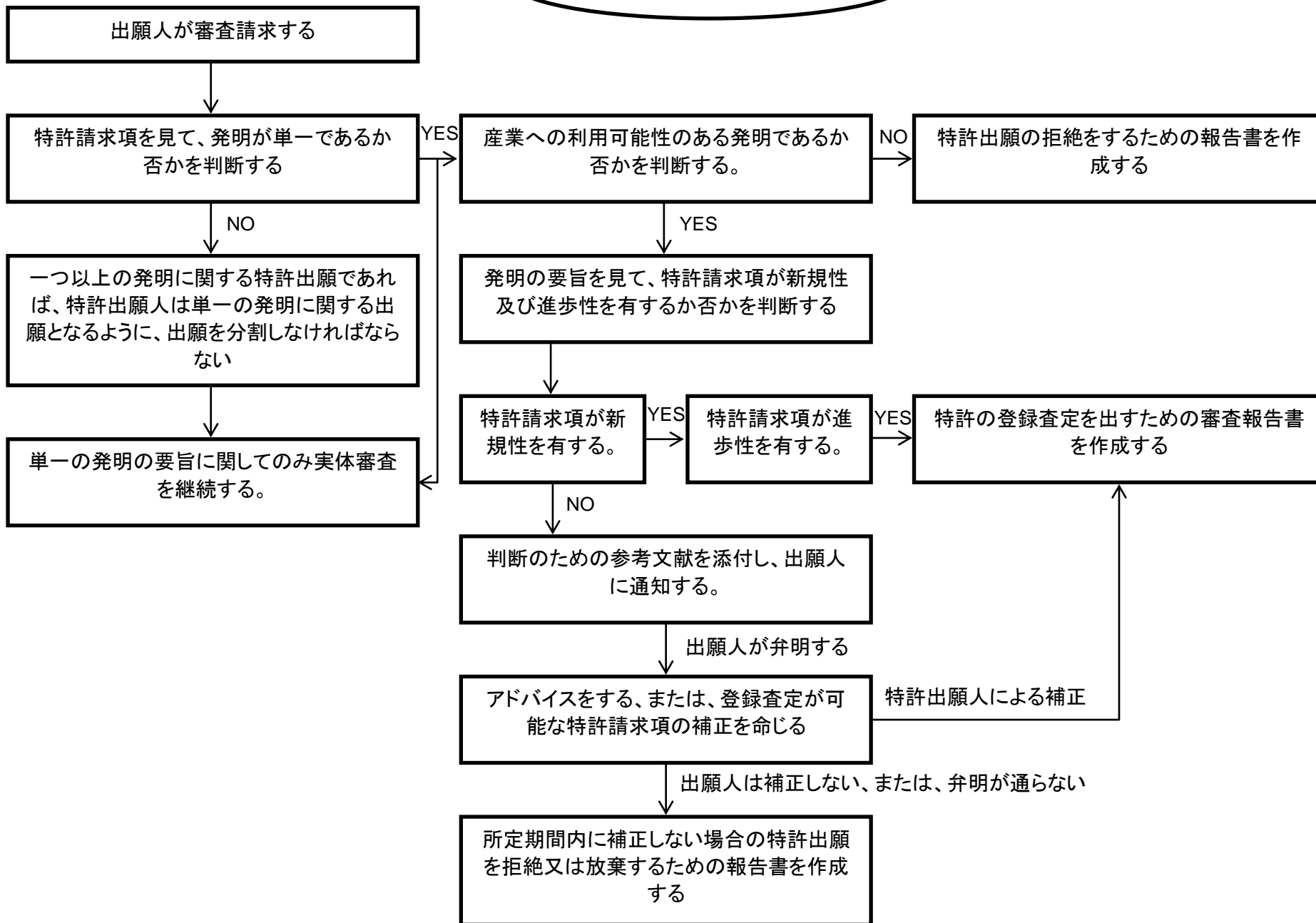
担当官が、上述した第5条に基づいた手続きを終えたら、以下に従って手続きを行う。

- 審査をした後に、特許付与を拒絶する理由はないと判断した場合、担当官は、特許出願の審査報告書様式(付属書類6)を用いて、審査報告書を作成し局長に提出する。**特許の登録査定及び付与すべきである**と認める場合、担当官は、審査報告書様式の第1ページの欄に、正確かつ完全に記入しなければならない。そして、審査報告書様式の第2ページにある、外国で最初に特許出願した場合のみ、第19条の2に基づく権利の主張が可能か否かについて、「可」あるいは「不可」の括弧に✓を入れる。サーチ報告書がある場合は、第3ページに判断の理由を記述する。外国の特許書類文献の確認による審査である場合は、記述する必要はない。
- 審査した後に、第6、7及び8条を準用する第5条に合致しないと判断した場合、担当官は、判断のための引用・参考文献を添付し、弁明あるいは特許請求項をより限定的なものに補正するよう出願人に通知する。なお、通知書の受領後90日以内に弁明あるいは補正しなければならないという期限を定める。
  - 弁明あるいは特許請求項をより限定的なものに補正した後、第6、7及び8条を準用する第5条に合致すると認めた場合、担当官は審査報告書を作成し局長に提出する。
  - 弁明あるいは特許請求項の補正が行われない場合、所定期間が超過したとき、担当官は審査報告書様式の第1ページ(付属書類7)を用いて、第6、7あるいは8条のうちの何れかに反していると明記した上で拒絶するよう局長に対して審査報告書を作成し提出する。



## 付属書類

実体審査の流れのまとめ



担当官欄

申請番号( )  
受理日( )

## 発明審査請求書

特許／小特許出願番号( )  
出願日( )  
特許／小特許出願人氏名( )  
特許出願公開日( )  
小特許の公開及び公布日( )

私( 以下、氏名、住所等を記入 )は、

上記の特許出願人／特許出願人の代理人

上記の小特許権利者／小特許権利者の代理人

上記の小特許の発明審査請求人／小特許の発明審査請求人の代理人

として、

前述の特許／小特許の発明審査を、担当官に対して請求いたします。

年 月 日

サイン( )  
氏名 ( )

備考：使用しない内容については削除しなければならない。

**AUSTRALIAN INDUSTRIAL PROPERTY ORGANISATION**

To: The Director - General, Department of Intellectual Property

Herewith Search and Examination Report on

Thai Patent Application Number.....

1. APPLICANT.....
2. FILING DATE IN THAILAND.....
3. DATE OF RECEIPT BY AIPO.....
4. PRIORITY DATE OF APPLICATION.....
5. PRIORITY COUNTRY.....
6. TITLE OF INVENTION.....
7. INTERNATIONAL CLASSIFICATION (Int. cl.<sup>7</sup>).....
8. AREA OF SEARCH.....
9. SEARCH RESULT.....

Category of Section 6	Citation of document with indication, where appropriate, of the relevant passage	Relevant to Claim No.



US005944933A

**United States Patent** [19]  
**Heller et al.**

[11] **Patent Number:** 5,944,933  
 [22] **Date of Patent:** Aug. 31, 1999

[54] **METHOD FOR DISTRIBUTING MOLECULAR SIEVE POWDER**

5,094,827 1,1992 Bioscience ..... 50262

(List continued on next page.)

[73] **Inventors:** Harold Norbert Heller, Menasha, Wis.;  
 Dlyn Louise Conger, Moore, S.C.;  
 Steven Wayne Filling, Acworth, Ga.

**FOREIGN PATENT DOCUMENTS**

[72] **Assignee:** Kimberly-Clark Worldwide, Inc.,  
 Menasha, Wis.

- 0 347 786 B1 12/1989 European Pat. Off.
- 0 369 023 A2 9/1990 European Pat. Off.
- 0 403 476 A1 5/1992 European Pat. Off.
- 0 506 282 A1 9/1992 European Pat. Off.
- 0 513 853 A1 11/1992 European Pat. Off.
- 0 780 059 A1 9/1999 European Pat. Off.
- WO 96/11817  
 A1 8/1994 WPO.
- WO 96/12029  
 A1 8/1994 WPO.
- WO 96/12038  
 A1 8/1994 WPO.
- WO 96/22581  
 A1 10/1994 WPO.

[21] **Appl. No.:** 08/879,822

[22] **Filed:** Jan. 6, 1997

**Related U.S. Application Data**

[60] Provisional application No. 60/103,128, Jan. 24, 1997

[56] **Int. Cl.** ..... B01J 31/12, B01J 30/18;  
 D01B 33/02; A61L 15/18

[52] **U.S. Cl.** ..... 189/276; 189/328; 604/359;  
 604/367; 604/64; 423/717; 427/198; 427/209

[58] **Field of Search** ..... 189/276, 328,  
 264/69, 118, 604/359, 604/367, 604/64,  
 423/716, 717, 427/198, 330, 305, 198

**OTHER PUBLICATIONS**

- "Molecular Sieves," *Encyclopedia of Chemical Technology*, vol. 10, 4<sup>th</sup> Edition, 1990, pp. 888-915.
- "Molecular Sieves," *Encyclopedia of Science & Technology*, vol. 11, 7<sup>th</sup> Edition, 1993, pp. 357-358.
- "Zeolite," *Encyclopedia of Science & Technology*, vol. 19, 7th Ed., 1992, pp. 619-620.
- Bruck, D.W. and John Wiley & Sons, "Zeolite Molecular Sieves—Synthesis, Chemistry, and Use," 1974, pp. 245-256, 303-314, and 348-352.
- Orwell, M.E. and H.E. Bolman, "Zeolite Synthesis," ACS Symposium Series 398, 1989, pp. 2-7.

[59] **References Cited**

**U.S. PATENT DOCUMENTS**

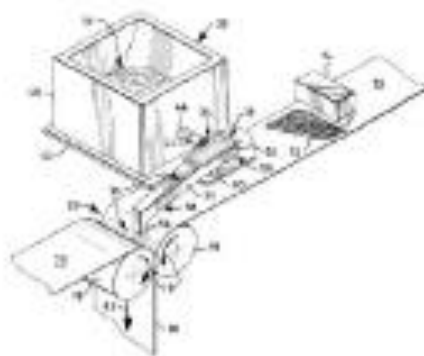
- 3,340,875 5/1967 Dudley et al. .... 126/298
- 3,536,234 5/1970 Rosings, Jr. et al. .... 424/76
- 3,903,299 5/1975 Har ..... 424/76
- 4,200,513 5/1981 Brownell et al. .... 55/387
- 4,296,166 10/1984 Ogino ..... 426/281
- 4,353,817 6/1982 Liu et al.
- 4,395,075 6/1982 Mosak et al. .... 604/368
- 4,414,130 11/1980 Chang
- 4,525,410 6/1985 Hagerman et al. .... 426/388
- 4,659,823 10/1987 Kalkbrenner et al. .... 426/219
- 4,748,965 5/1989 Threlke ..... 426/152
- 4,795,462 3/1989 Goeble et al. .... 55/75
- 4,845,226 3/1989 Roychowdhury ..... 422/1
- 4,826,497 6/1989 Meehan et al. .... 604/359
- 4,855,124 6/1989 Goeble et al. .... 426/417
- 4,948,714 5/1990 Mosak ..... 604/367, 3
- 5,043,316 5/1991 Mason ..... 55/70
- 5,019,962 5/1991 Ryan et al. .... 604/359
- 5,057,412 6/1991 Ryan et al. .... 604/359

Primary Examiner—Curtis Meyer.  
 Attorney, Agent, or Firm—Patrick A. Charlier

[57] **ABSTRACT**

A method for distributing a zeolite, including molecular sieve, powder having a median particle size of less than about 250 microns includes controlling the moisture content of the zeolite particles to greater than about 5 percent and thereafter mixing the powder to reduce the size of agglomerated clusters.

65 Claims, 4 Drawing Sheets





**United States Patent** [50]  
Christopher et al.

[11] **Patent Number:** 5,619,276  
[22] **Date of Patent:** Apr. 8, 1997

[54] **ADJUSTABLE VIDEO/RASTER PHASING FOR HORIZONTAL DEFLECTION SYSTEM**

[75] **Inventors:** Todd J. Christopher; Ronald T. Koon, both of Indianapolis, Ind.  
[77] **Assignee:** Thomson Consumer Electronics, Inc., Indianapolis, Ind.

[21] **Appl. No.:** 41,281  
[22] **Filed:** Mar. 28, 1995

**Related to Applicant's Other Patents**

- [30] Continuation of Ser. No. 499,706, Mar. 28, 1990, abandoned.
- [51] Int. Cl. H04N 5/64
- [52] U.S. Cl. 348/541
- [58] **Field of Search** 350/11, 143, 148, 330/149, 199, 198, 183, 189; 348/540, 547, 556, 561; H04N 5/64

[36] **References Cited**

**U.S. PATENT DOCUMENTS**

3,891,830	6/1975	Jensen et al.	379/392
4,517,171	5/1983	Borealis et al.	358/338
4,625,281	1/1984	Schweppe et al.	358/349
4,591,818	5/1986	Lai et al.	358/348
4,511,228	5/1986	Schroeder et al.	358/348

(List continued on next page.)

**FOREIGN PATENT DOCUMENTS**

0317729	5/1980	European Pat. Off.	
40-56643	5/1981	Japan	
0496540	5/1983	Japan	358/348
0216738	5/1987	Japan	358/358
7-58098	3/1990	Japan	
0658098	5/1991	Japan	358/348
2685257	4/1992	United Kingdom	358/358

**OTHER PUBLICATIONS**

Multi-Scanning TV Processor K, Borland, et al., 1989 International Conference on Consumer Electronics, Digest of Technical Papers, Jan. 8-9, 1989 (C312734-3499 0001.0012), pp. 312-323.  
Multi-Scanning TV Processor K, Borland et al., 1989 Transactions on Consumer Electronics, vol. 35, No. 3, Aug. 1989 (0098-3062/89/0030 0312), pp. 312-318.

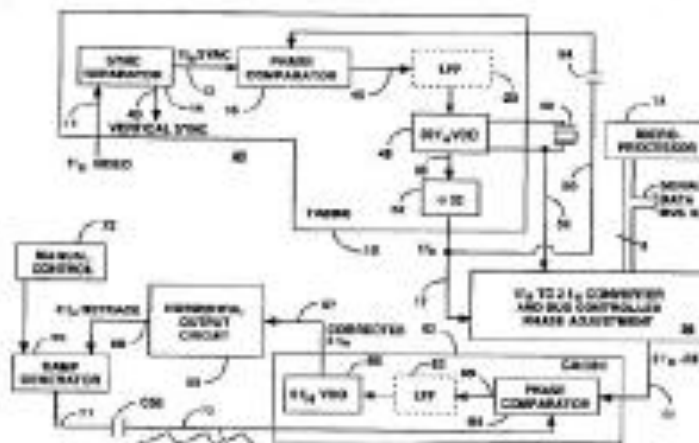
(List continued on next page.)

**Primary Examiner**—David E. Harvey  
**Attorney, Agent, or Firm**—Joseph J. Latta; Harvey D. Fildel

**ABSTRACT**

Adjustment and maintenance of a phase relationship between a video signal and a scan synchronizing signal to assure proper horizontal centering is provided in a horizontal deflection system. A first phase locked loop generates a first timing signal at a first frequency, synchronously with a horizontal synchronizing component in a video signal. A phase-locked circuit circuit operates synchronously with the first timing signal for dividing a clock signal to generate a second timing signal at a second frequency. A second phase-locked loop generates a scan synchronizing signal from the second timing signal. A microprocessor may supply a first number to a register, the output of the register being coupled to the phase-locked circuit. Different numbers change the relative phase between the first and second timing signals by incremental steps. The microprocessor maintains a video source selector switch to gate one of alternative video sources at a video and synchronizing signal output and adjusts the relative phase between the horizontal synchronizing component of the selected video source and a synchronizing timing signal by a factor appropriate for the selected video source. A manually operable circuit may be coupled to a feedback path of the second phase-locked loop for adjusting the relative phase between the second timing signal and the scan synchronizing signal, over a range corresponding to an incremental step.

33 Claims, 8 Drawing Sheets





**United States Patent** [89]  
Wilson

[11] Patent Number: **5,661,089**  
[45] Date of Patent: **Aug. 26, 1997**

[54] **METHOD FOR MAKING A SEMICONDUCTOR CHIP PACKAGE WITH ENHANCED THERMAL CONDUCTIVITY**

[75] Inventor: **James Warren Wilson, Yonk, N.Y.**

[73] Assignee: **International Business Machines Corporation, Armonk, N.Y.**

[21] Appl. No.: **638,252**

[22] Filed: **Apr. 26, 1996**

**Related U.S. Application Data**

[62] Division of Ser. No. 306,433, Nov. 9, 1994, Pat. No. 5,594,322.

[51] Int. Cl. **H01L 21/60**

[52] U.S. Cl. **438/126; 438/25; 293/32; 259/41**

[58] **Field of Search** **437/200, 211, 437/214, 215, 217, 219, 220, 302, 218**

**References Cited**

**U.S. PATENT DOCUMENTS**

4,184,133	11/880	Gelso	508238
4,242,123	12/180	Gelso	13646
4,396,536	8/183	McIvor et al.	237766
4,494,372	1/183	Louy et al.	361480
4,498,122	2/183	Rahel	361484
4,529,283	8/183	Angus et al.	361589
5,113,215	8/192	Capp et al.	237766
5,208,188	5/193	Newman	437320
5,243,129	9/194	Ilaglo et al.	274924
5,481,685	3/195	Pei et al.	437320
5,486,120	4/195	Jones	237766
5,475,567	12/195	Huan	361867
5,478,802	12/195	Huan	437320

**FOREIGN PATENT DOCUMENTS**

3152940	6/196	Japan	237766
582685	4/193	Japan	237386
582686	8/193	Japan	237386

**OTHER PUBLICATIONS**

IBM Technical Disclosure Bulletin (TDB), vol. 31, No. 8, Feb. 1988, "Tha Site Module", W. Y. Chen et al., pp. 135-138.

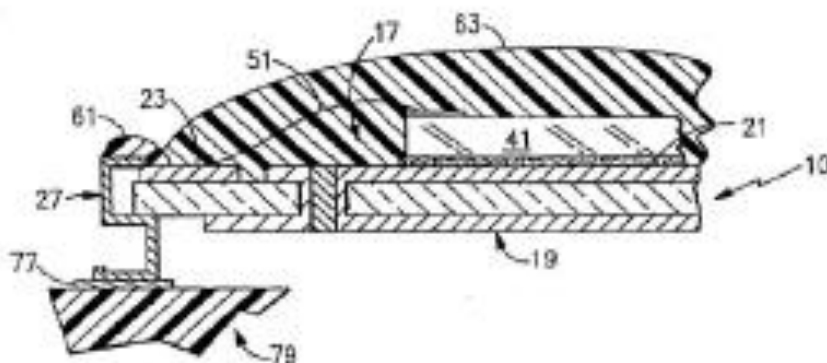
IBM TDB, vol. 33, No. 4B, Nov. 1990, "Electrical Performance Enhancement for Low-Bid Packaging", C. R. Snyder, pp. 228-232.

Primary Examiner—Kevin Plante  
Attorney Agent, at Firm—Lawrence E. Finley

[57] **ABSTRACT**

A semiconductor chip package and method of making same wherein the package comprises a ceramic substrate having two layers of thermally and electrically conductive material (e.g., copper) on opposing surfaces thereof, these layers thermally and electrically coupled by metal material located within holes provided in the ceramic. A semiconductor chip is mounted on one of these layers and the contact sites thereof electrically coupled to spaced circuitry which, in a preferred embodiment, is formed simultaneously with both thermally conductive layers. Coupling of the circuitry to an external substrate (e.g., printed circuit board) is preferably accomplished using metallic spring clips. These clips are preferably soldered in position. A preferred means for being positioned within the hole(s) is solder, one example being 10/90 tin/lead solder. The package as produced herein may further include two quantities of a protective encapsulation material located substantially on the upper portions thereof to protect the chip and circuitry. The preferred means for coupling the chip to the circuitry is to use a wire bonding operation.

14 Claims, 2 Drawing Sheets





情報記録

政府部門:特許部〇〇グループ 電話番号:  
書類番号:ポ一ノ一0706/ 年月日:  
件名: 発明の審査報告書

宛先 〇〇グループ長

私は、特許出願番号.....番を審査した結果、本発明は新規性及び進歩性を有し、かつ産業上の利用可能性があり、登録及び特許交付するべきだと判断致しました。

本情報記録に審査報告書を添付致しました。

..... 担当官

.....〇〇グループ長

命令

特許の登録を命じます。

.....  
〇〇グループ長 .....

知的財産局局長代理



発明特許用の審査報告書様式

発明の審査報告書	1頁	出願番号
----------	----	------

出願に関する詳細		
出願番号:..... 出願日:..... 出願人名:..... 国籍:..... 発明の名称:.....  IPC(Int CL <sup>7</sup> )..... 公開日:..... 公開後 ( )異議申し立て人無し ( )異議申し立て人有り 審査請求日:.....		
外国で出願した同一出願		
出願番号: ..... ..... ..... .....	出願日: ..... ..... ..... .....	第 19 条の 2 に基づく権利の使用 ( )可 ( )不可 ( )可 ( )不可 ( )可 ( )不可 ( )可 ( )不可
( )登録された特許番号:..... 特許日:.....		
( )外国で出願した同一出願は無し		

発明の審査報告書	2頁	出願番号
----------	----	------

<p>審査： 第 18 条に基づく同一出願 <input type="checkbox"/> 先行技術 関係する先行技術</p> <p><input type="checkbox"/> 先行技術は見つからなかった</p>	
<b>検討結果</b>	<b>追加の意見</b>
<p><input type="checkbox"/> 特許を交付すべきである 先行技術文献は特許請求項に記載されている要旨を開示あるいは指示しているものではなかったため、特許法の第 5 条に基づく正当な発明である。</p> <p><input type="checkbox"/> 出願を拒絶すべきである <input type="checkbox"/> 新規性無し <input type="checkbox"/> 進歩性無し <input type="checkbox"/> 産業上の利用可能性無し</p>	<p><input type="checkbox"/> 特許部の審査結果に同意する <input type="checkbox"/> 検討理由</p>

	審査官	グループ長
氏名		
日／月／年		



## 情報記録

政府部門： 電話番号：

書類番号：ポ一ノ一0706/

年月日：

件名： 発明の審査報告書

宛先： .....〇〇グループ長

私は、出願番号.....の出願を審査した結果、出願を拒絶すべきであると判断致しました。その理由は.....  
.....です。

審査結果をここに添付致します。

審査官：.....

グループ長：.....

命令：

出願番号.....の出願を拒絶する。

.....  
特許部長  
知的財産局局長代理

発明特許用の審査報告書様式

発明の審査報告書	1頁	出願番号
----------	----	------

出願に関する詳細																	
出願番号:..... 出願日:..... 出願人名:..... 国籍:..... 発明の名称:.....  IPC(Int CL <sup>7</sup> )..... 公開日:..... 公開後 ( )異議申し立て人無し ( )異議申し立て人有り 審査請求日:.....																	
外国で出願した同一出願																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">出願番号:</td> <td style="padding: 2px;">出願日:</td> <td style="padding: 2px;">第 19 条の 2 に基づく権利の使用</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">( )可 ( )不可</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">( )可 ( )不可</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">( )可 ( )不可</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">.....</td> <td style="padding: 2px;">( )可 ( )不可</td> </tr> </table>	出願番号:	出願日:	第 19 条の 2 に基づく権利の使用	.....	.....	( )可 ( )不可	.....	.....	( )可 ( )不可	.....	.....	( )可 ( )不可	.....	.....	( )可 ( )不可		
出願番号:	出願日:	第 19 条の 2 に基づく権利の使用															
.....	.....	( )可 ( )不可															
.....	.....	( )可 ( )不可															
.....	.....	( )可 ( )不可															
.....	.....	( )可 ( )不可															
( )登録された特許番号:..... 特許日:.....																	
( )外国で出願した同一出願は無し																	

発明の審査報告書	2頁	出願番号
----------	----	------

審査： 第 18 条に基づく同一出願 <input type="checkbox"/> 先行技術 関係する先行技術  <input type="checkbox"/> 先行技術は見つからなかった	
<b>検討結果</b>	<b>追加の意見</b>
<input type="checkbox"/> 特許を交付すべきである 先行技術文献は特許請求項に記載されている要旨を開示あるいは指示しているものではなかったため、特許法の第 5 条に基づく正当な発明である。  <input type="checkbox"/> 出願を拒絶すべきである <input type="checkbox"/> 新規性無し <input type="checkbox"/> 進歩性無し <input type="checkbox"/> 産業上の利用可能性無し	<input type="checkbox"/> 特許部の審査結果に同意する <input type="checkbox"/> 検討理由

	審査官	グループ長
氏名		
日／月／年		